TOKAI
Village Life Guidebook
2023

東海村
くらしの便利帳



いざというときに
東海村ガイド
届出・証明
保険・年金
税金
生活・環境
防災・安全
水道・下水道
土地・道路・住まい・空き家
子育て・教育
健康・医療
福祉・介護
村民活動
文化・スポーツ
産業・ビジネス
議会・選挙・その他
相談窓口
生活ガイド

東海村役場
〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目７番１号
☎029-282-1711(代表)
開庁時間：午前８時30分～午後５時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
https://www.vill.tokai.ibaraki.jp

東海村 × 株式会社サイネックス
わが街事典

About a digital book

令和5年1月末より公開

東海村 くらしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街事典®

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料はご負担ください

「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも持ち歩ける利便性

ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら

ごあいさつ



東海村長　山田 修

このたび、村の総合的な情報誌として、「東海村くらしの便利帳」の第２版を発行いたしました。この冊子は、窓口での各種手続きなど行政情報のほか、皆さんの生活に必要な医療や福祉、いざという時のための防災や安全など、身近で役に立つ情報をまとめたものとなっております。ぜひ、お手元に置いていただき、日々の生活にご活用いただければ幸いです。

さて、村では新型コロナウイルス感染症をはじめとした危機に対応し、村民の皆さんの健康で安心した暮らしを支えるには、情報提供が欠かせないと考えております。そこで近年では、従来の情報発信に加え、村公式ホームページやSNS（Facebook・Twitter・LINE・YouTube）など、さまざまなツールを活用しながら行政情報の発信を強化し、また、それらを用いて本村の魅力についても村内外に積極的にPRしております。

このような中で、民間会社が調査した「街の住みここち＆住み続けたい街ランキング」の北関東版および茨城県版で、東海村が昨年に引き続き住みここちランキングの２位に選ばれました。「静かさ・治安」や「親しみやすさ」などの項目で高い評価を得ることができましたが、これからも住民の皆さんに住み心地がよいと感じていただけるように、魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

最後となりますが、くらしの便利帳の発行に当たり、広告提供によりご支援いただいた企業・団体等の皆さんには深く感謝申し上げます。

令和４年12月



村の木
黒松



村の花
スカシユリ



村の鳥
メジロ



東海村 くらしの便利帳

Contents ●もくじ

1 ごあいさつ
4 ライフサイクルインデックス

● いざというときに



6 災害・事故編
8 防災編
10 新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止へのご協力をお願いします

● 東海村ガイド



12 東海村のプロフィール
13 村の情報をGETしよう！
14 東海村のマップ

東海村のくらし

16 住みここちがよいまち
18 福祉に力を入れるまち
20 生涯にわたって学べるまち
22 東海村の歳時記
24 東海村の特産品



26 東海村役場　庁舎案内
27 各課の問い合わせ先
28 開庁時間と窓口業務の延長

広告

Liberty home
㈲リバティホーム
那珂郡東海村石神外宿2606-1
TEL 029-229-0067
URL http://liberty-home.co.jp/
ご要望とお住まいの機能性が両立した家づくりをご提案いたします。



広告

旅のことなら何でもお任せ。 企画・手配はもちろんのこと、種類豊富なバスと優秀なスタッフがあなたの旅をサポートします。
当社は移動手段だけでなく、移動空間を手がけるプロフェッショナルである事をお約束します。
↑最新情報・ご予約↑
安全対策等はこちら










許可・登録情報 旅行業第2-559号
一般貸切旅客自動車運送事業
関自旅1第47号
有限会社トキワ交通 東海村舟石川633-1
TEL.029-283-0880 FAX.029-284-0928
http://www.tokiwabus.com/ トキワ交通 検索

29 行政ガイドインデックス



行政ガイド

30 届出・証明
35 保険・年金
40 税金
44 生活・環境
47 防災・安全
50 水道・下水道
53 土地・道路・住まい・空き家
58 子育て・教育
64 健康・医療
70 福祉・介護
81 村民活動
83 文化・スポーツ
88 産業・ビジネス
90 議会・選挙・その他
92 相談窓口

生活ガイド

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

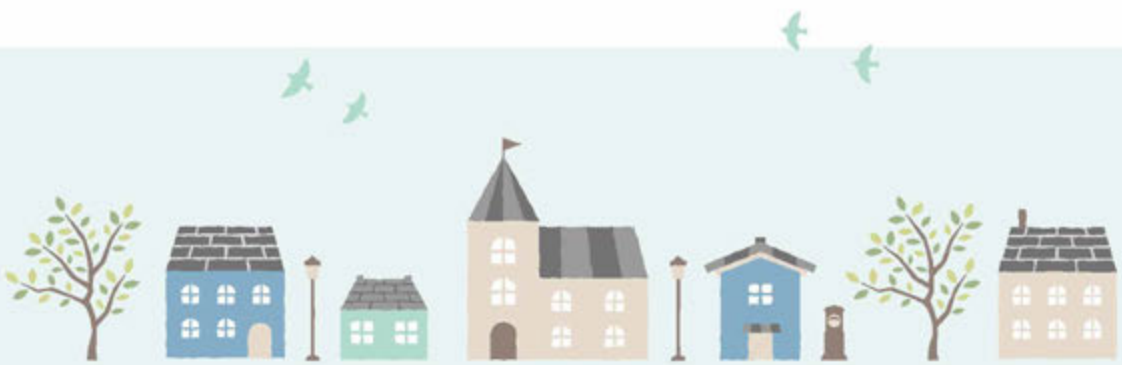
96 東海村商工会
97 東海村おすすめセレクション
98 リフォームの基礎知識
101 愛車の健康法
102 東海村生活マップ
104 編集後記



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告





Life Cycle Index

ライフサイクルインデックス



- 出生届…P30
- 国民健康保険…P35
- 母子健康手帳…P64

- 医療福祉費支給制度…P38
- 児童手当…P58
- 子育て支援…P58
- 幼稚園・保育所(園)・小規模保育事業…P60
- 予防接種…P67

- 小・中学校…P61
- 学童クラブ…P61
- 青少年活動…P62



誕生 たんじょう

育児 いくじ

教育 きょういく

成人 せいじん



- 国民健康保険…P35
- 国民年金…P39

結婚 けっこん

- 婚姻届…P30
- 戸籍…P30
- 住民登録…P30



老後 ろうご



- 後期高齢者医療制度…P38
- 国民年金…P39
- 介護保険…P73
- 高齢者支援…P75

壮年 そうねん

生活 せいかつ

- 国民健康保険…P35
- 国民年金…P39
- 税金…P40
- 医療・検診…P68



- ごみ・リサイクル…P44
- 水道…P50
- 下水道…P51



緊急時 きんきゅうじ

- 災害・事故…P6
- 防災…P7



暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます

東海村くらしの便利帳 の使い方

皆さんのお宅にお届けした「東海村 くらしの便利帳」は、東海村で暮らしている皆さんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。

とっても便利な三部構成！

村への愛情が深まる **地域情報**

困った時に頼れる **行政情報**

毎日の暮らしを支える **生活情報**





Point

表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的に目的の情報にたどり着くことができます。

戸籍の届出・各種登録は役場へ届け出てください



こんなとき、どうするの？を解決！
困ったときに目的別で
見つけやすい！

必要な方
印鑑登録 P31

赤ちゃんが生まれたら
出生届 P30
生まれた日から14日以内に届出

結婚したら
婚姻届 P30
届け出た日から効力

家族が亡くなったら
死亡届 P30
死亡の事実を知った日から
7日以内に届出



引っ越しに関する届出

村外から引っ越してきたら
転入届 P30
引っ越してきた日から
14日以内に届出

村外へ引っ越すときは
転出届 P30
引っ越す日の約14日前から届出

村内で住まいが変わったら
転居届 P30
引っ越した日から14日以内に届出



広告

あなたに最適なリハビリを！
広々とした空間の大規模デイサービス。
大型温水プールでのウォーターリハビリが人気です。
１日の過ごし方をご自身で決めていただけるのが特徴で、独自開発のシステム導入により、
お一人おひとりに合ったリハビリメニューのご提案もしています。
コミュニティガーデンとうかいで、さらに元気ＵＰを目指しましょう！
ご見学や無料体験もお気軽にどうぞ。
コミュニティガーデンとうかい

リハビリテーションルーム
TEL 029-306-1901
東海村舟石川607-68
営業時間 8:30～17:30
定休日 日曜日、1月1日(元日)
駐車場 有り
メール tokai@careresi.jp
https://www.communitygarden.jp/tokai/

リーフホーム 株式会社
地域密着型リフォーム専門店
Leaf Home
リーフホーム
詳しくは リフォームの基礎知識のページへ
お見積り無料
TEL.029-287-8870


●確定申告（法人・所得・相続）
●事業承継・新規開業相談
小泉英之税理士事務所
お気軽にご相談ください
東海村舟石川827-2
TEL 029-219-4323

手に取りやすい雑誌サイズだから、目につく場所に置いておくと便利！

調べごとを思いついた際、パソコンとは違って電源を入れる必要がないため、知りたい情報をすぐに見つけられます。テレビのリモコンなど普段使いが多いもののそばに置いておくと便利です。

急な病気のときなどにも役立ちます！

村内の主な医療機関を掲載しているので、急な病気などで困ったときに、すぐに医療機関を探すことができます。

東海村の魅力を再発見できる楽しい記事が満載！

行政情報だけでなく、地域情報のページには、自分たちが暮らす村の歳時記や特産品など、お子さんから高齢者まで誰もが楽しめる記事が掲載されています。

村内の公共施設の情報がひと目で分かります！

総合体育館などのスポーツ施設はもちろん、中央公民館や東海文化センターなど、文化施設に関する情報も掲載しています。休館日や利用時間などがひと目で分かります。

いざというときに 災害・事故編



災害・事故等が起こったら

火災・交通事故、地震等は予期せぬときに起こります。
万一に備え、確認しておきましょう。



災害・事故時の対処法

火災

東海消防署　TEL 282-2038

- 早く知らせる
- 早く消す
- 早く逃げる

大声で「火事だ！」と家族や近所に知らせ、119番します



交通事故

ひたちなか警察署　TEL 272-0110

- 応急手当てをする
- 早く知らせる
- 事故の続発を防止する
- 医師の診断を受ける
- 相手を確認する



地震

防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線1524）

テレビやラジオで正確な情報を収集しましょう。

家にいるときは

- 身の安全を確保する
- 火の始末をする
- 慌てて外に出ない
- 戸を開けて出口を確保する
- ガラスの破片に注意する
- 歩いて避難する



外出先では

- ブロック塀、自動販売機、石垣、がけ、川べり、海洋から離れる
- 商店街・ビル街ではガラスの破片が落ちてくる可能性があるため、近くのビルの入り口に避難する
- 地下鉄やデパート、映画館等の人が密集したところでは、係員の指示に従う
- 車を運転していたら、急停止せず、ハンドルをしっかりと握り徐々に速度を落として、道路の左側に停車する

広告

常陸警備保障株式会社
hitachi security servises co.,ltd

警備員スタッフ 求人募集!!

セキュアな地域社会を
茨城県の地域社会のインフラ、鉄道路線、市民にとって快適で安全な生活を守るために多様なニーズに応える安全保障、警備保障を行う地域の総合警備保障会社です。

■列車見張警備　■線閉責任者業務　■交通誘導警備　■交通規制業務

TEL 029-284-0193
お気軽にお問い合わせください。

東海村舟石川駅西1-3-22（本社）
詳しくはホームページをご参照ください→
https://toukai-hitachikeibi.jp/

火事・救急・救助の際には

消防本部通信指令課　TEL 273-0211



落ち着いて119番へ

1. 119番にダイヤルし、場所と目標物（東海村○○丁目○番○号、○○学校の横等）を伝えます
2. 状況を正しく知らせます（○○が燃えている、○○が負傷している等）
3. 今かけている電話の番号と氏名を伝えます



病院へ行く？救急車を呼ぶ？判断に困ったら

- **おとな救急電話相談（24時間受付　年中無休）**
  #7119　または　TEL 050-5445-2856
  医療機関のご案内、急な病気に関する相談を受け付けています。
- **こども救急電話相談（24時間受付　年中無休）**
  #8000　または　TEL 050-5445-2856
  小児医療機関のご案内、お子さんの急な病気に関する相談を受け付けています。

消防テレホンサービス　TEL 272-0119

火災に関する情報（発生場所等）を聞くことができます。

火災に遭われた方への支援や手続き

火災に遭われた方に対する支援や手続きについては、次のようなものがあります。

- 火災による被害を受けた方への見舞金支給制度
  地域福祉課　TEL 282-1711（内線1138）
- 火災で家屋を失い、住む場所が無くなった方への特定入居制度
  地域福祉課　TEL 282-1711（内線1138）
- 家財（廃棄物）の搬入手数料減免制度
  清掃センター　TEL 282-7289



ライフラインに関する手続きは次のとおりです

電気の停止 ▶ 東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンター茨城
TEL 0120-995-001
ガスの停止 ▶ ご自身が契約しているガス供給業者へご確認ください
電話の停止 ▶ NTT東日本　TEL 116（局番なし）
郵便物の届出先変更について ▶ 最寄りの郵便局へお問い合わせください

広告

保険のことならおまかせ下さい!!
三井住友海上火災保険（株）代理店
三井住友海上あいおい生命保険（株）代理店
オリックス生命保険（株）代理店
自動車保険・火災保険・生命保険など
㈲ライズアレンジメント
東海村須和間174-11
☎ 029-306-1056
E-mail　info@risearr.com
https://page.line.me/risearr
Googleで「ライズアレンジメント」と検索ください
ライズアレンジメント　検索



弊社は戸建て・マンション・ビル・店舗・学校などを建設する際の鉄筋工事を手がけております。
茨城県知事許可（般-03）第14469号
有限会社 三代鉄筋工業
〒319-1105 東海村豊岡1426-2
☎029-282-8950

広告

MATSUZAKI-IND Limited-Company
★計装工事、プラント計装
★電気工事、機器設置工事
資格取得支援致します。
未経験者歓迎致します。
＊新入社員募集致します！
有限会社 松崎工業所
東海村舟石川駅西2-12-15
☎029-287-3712

お墓の汚れ、気になりませんか？
墓石クリーニング
ケミカル洗浄
ガラスコーティング

丁寧な作業をモットーとしております
ヒロプロテクト
☎029-283-4078
東海村東海 2-4-21
ご相談お見積無料
墓石・外柵・石碑 etc.
石材全般クリーニング・コーティング


電気設備設計・施工
有限会社 信栄電気

東海村白方36-3
TEL・FAX 029-282-3223

いざというとき に　防災編



村では、防災相談や防災行政無線の設置等、さまざまな防災対策を行っています。

防災相談

次のところで防災相談を行っています。

- 応急救護・初期消火訓練について…東海消防署　TEL 282-2038
- その他防災訓練全般について…防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線1522）

● 防災行政無線（防災ラジオ・戸別受信機）

防災行政無線は、屋外スピーカーや、防災ラジオ・戸別受信機を通じて、村などから防災情報や行政情報をお知らせする重要なシステムです。村では、防災ラジオ・戸別受信機のどちらか一方を世帯や事業所ごとに無償で貸与しています。

また、防災行政無線の内容は、放送から24時間以内であれば音声メッセージ（TEL 0120-42-4848）からも確認できます。

防災原子力安全課
TEL 282-1711（内線1523）

● 全国瞬時警報システム（Jアラート）

村では、全国瞬時警報システム（Jアラート）の機能を防災行政無線と連動させているため、例えば、深夜に津波警報や弾道ミサイル発射情報など、関係機関から緊急情報を得たら、防災行政無線を通して直ちにお伝えします。

防災原子力安全課
TEL 282-1711（内線1522）

非常持ち出し品の用意



万一に備え、3日分の飲料水・食料品・日用品等をリュック等に入れ、取り出しやすいところに置いておきましょう。

防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線1522）

いざというときのために、ご活用ください

防災意識の啓発と知識の普及の一環として、「原子力広報・防災マップ」「東海村自然災害ハザードマップ」などを発行しています。

防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線1522）

広告

有限会社
ヒロキ防災システム
防火対象物点検・自動火災報知機・避難器具
消火器・各種消防設備の設計・施工・保守
電気工事・通信機器・視聴覚機器の販売・施工



東海村東海2-18-14
TEL 029-283-2399
FAX 029-350-2411

総合防災設備・設計・施工・保守
大切な生命・財産を守る
消防設備点検は当社におまかせ下さい。
社会と地域の安全・安心をご提供します。



BOSAI

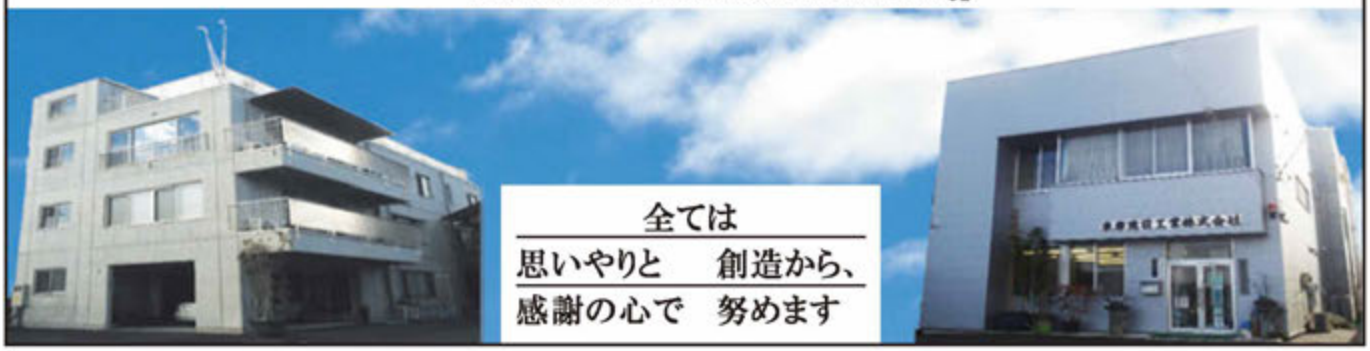


茨城ボーサイサービス株式会社
〒312-0062
茨城県ひたちなか市高場1811-23
☎029-275-1155（代）
FAX029-275-1177
E-mail:bosai-1@mtf.biglobe.ne.jp



広告

総合建設業　東海村白方538-2
㊐東康建設工業株式会社
TEL 029-282-2626 FAX 029-282-2742
E-mail:soumu@tokokensetsu.jp



●救命講習会

救命活動を行うためには、救命処置に必要な知識と技術を学び、しっかりと身に付けておくことが大切です。東海消防署では第４日曜日に１人でも申し込める講習会を開催しています。

講習会の内容

1. 心肺蘇生法
2. AEDの使用方法
3. 止血法と異物除去法

実技を中心とした内容で、３時間以上の講習を受けた方には修了証が交付されます。以前に受講した方でも、救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２～３年間隔で定期的に受講してください。救命講習会のお問い合わせは、東海消防署（TEL 282-2038）へご連絡ください。



災害時の避難所

「東海村地域防災計画」では、災害（地震・津波・風水害等）により避難した人が短期・中長期にわたって滞在する施設を避難所に指定しています。避難所等の周辺には案内板を設置していますので、お近くの避難所はどこにあるのか、家族全員で確認しておきましょう。



防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線1522）

基幹避難所

基幹避難所名	所在地	電話番号
石神コミュニティセンター	石神内宿1609	283-2868
村松コミュニティセンター	村松3370-24	282-9944
白方コミュニティセンター	白方2077	287-3534
真崎コミュニティセンター	村松835-1	283-4477
中丸コミュニティセンター	須和間345-1	287-2128
舟石川コミュニティセンター	舟石川158-1	283-1951
東海村総合体育館	船場749-3	283-0673
東海村総合福祉センター「絆」	村松2005	283-2299
照沼小学校（津波避難拠点）	照沼905-2	282-2024

補完避難所

補完避難所名	所在地	電話番号
白方小学校	白方2009	282-2680
中丸小学校	村松2124-8	282-2767
石神小学校	石神外宿1055	282-2005
舟石川小学校	舟石川690-1	282-9238
村松小学校	村松1443-2	282-4885
東海中学校	舟石川825-12	282-1625
東海南中学校	船場784-7	282-7821
茨城県立東海高等学校	村松771-1	282-7501
東海文化センター	船場768-15	282-8511
姉妹都市交流会館	東海3-6-7	282-0535
なごみ東海村総合支援センター	舟石川駅東3-9-33	287-2516

広告

HASHIMOTO
急な探し物
きっとお役にたちます！

何でもご相談下さい
合い鍵作成・ＤＩＹ用品・家庭金物
橋本機工金物株式会社
東海村舟石川駅西2-15-21
TEL 029-282-1010
FAX 029-282-1149
橋本機工金物 検索

地元の土台作りに貢献しています。

建築
土木
水道
各種工事承ります。
総合建設業
有限会社 大建工業

東海村村松北 2-1-2
TEL 029-283-3636
FAX 029-283-3646

広告

消防設備工事及び保守点検業務
各種消火設備
各種警報設備
自動火災報知設備
防犯ガラス・フィルム施工
消火器販売・廃棄



お気軽にお電話ください。
有限会社 防災技研工業
東海村白方中央 2-2-5
TEL 029-282-0895　FAX 029-282-7179

大学院・大学
高等学校・中学校
認定こども園

常磐線
JR大甕駅から徒歩1分！
茨城キリスト教学園
〒319-1295 日立市大みか町6-11-1 TEL 0294-52-3215

防災コンシェルジェ
日立綜合防災株式会社
一般住宅から大規模施設、原子力研究所施設等のプラントまで
コンサルティング及び、設計・施工・保守点検で安全の具現化を図ります。
● 弱電設備工事
（放送・テレビ・ナースコール等 設備システムの構築）
● 消防用設備工事・保安点検
（安全に欠かせない「消防用設備」の設置工事・点検）
● 消火器・防災対策備品の販売
本社（管理センター）
〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川644-14
TEL 029-282-2811㈹ FAX 029-282-0984
営業所
日立営業所 日立市平和町2-6-2 TEL 0294-21-3422
水戸営業所 水戸市元吉田町971 TEL 029-284-1260
https://www.hitachisougoubousai.jp 日立綜合防災 検索

新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止へのご協力をお願いします

（2022年版）



新型コロナウイルス感染症から家族を守り、安全・安心な生活を送るため、ワクチン接種後も、状況に応じた「マスクの着用」や「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）の回避」など、基本的な感染対策を徹底してください。また、体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。





ポイント

会話時は必ず着用

- 鼻出し・あごマスク ×
- 着けたら外側は触らない
- ひもを持って着脱
- 品質の確かな、できれば不織布を





ポイント

指先・爪の間・指の間や手首も忘れずに洗いましょう

こんなタイミングでは必ず！

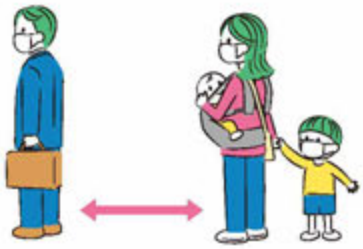
- 共用物に触った後
- 食事の前後
- 公共交通機関の利用後 など



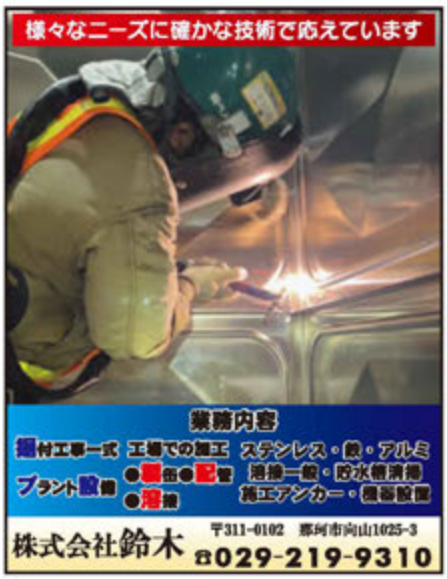


一つの密でも避けましょう

- 密接（マスクなし × 大声 ×）
- 密集（大人数 × 近距離 ×）
- 密閉（換気が悪い × 狭い所 ×）



広告





毎日の健康観察

- 毎日必ず、健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を行いましょう。
- 発熱などの症状がある場合は、外出を控え、必要に応じて医療機関を受診しましょう。



マスクの着用時の注意点

- 左ページの「正しく使おうマスク」を参考に、また下記に注意してマスクを着用しましょう。



抵抗力を高める

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛けましょう。



出典

文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp）『保護者の皆様へ新型コロナウイルス感染症対策～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～』
厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）『「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント』『ビデオメッセージ集 ～妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまへ～小児科医からのメッセージ』を元に加工・編集して作成
感染拡大防止へのご協力をお願いしますのポスター（https://www.mhlw.go.jp/content/000884713.pdf）

広告

人との出会いを大切にし、スキルアップをお手伝いします。



大手プラントメーカーへの労働派遣事業を展開。
国内各地における火力・原子力発電施設並びに各種プラント施設での施工管理、安全管理のできる人材を派遣しております。

機械設備設置工事の設計、施工、管理（福島県知事許可(般-4)第30940号）
労働者派遣事業（派 08-300818）

DAITOU 有限会社 ダイトウエンジニア
東海村村松字仲町268-7
TEL 029-287-2678
FAX 029-287-2722
https://www.daitoueng.com

忌避効果で長期間害虫を建物に寄せ付けない
害虫ブロック
害虫ブロックの優れた特徴

持続性 持続期間は約3ヶ月
安全性 水系で人畜無害 植物も枯れない
作業性 噴射作業なので短時間施工
万能性 あらゆる害虫に効果を発揮



人はもちろんペットや鳥類には無害。人畜無害の安全性は、MSDS（SDS）製品安全データーシートで証明されています。※注意：魚類には効いてしまいます。

市販されている殺虫剤とは違い、殺虫効果に保護効果があります。主成分はピレスロイドです。人畜には無害ですが、害虫には強い効果を与える薬品を、ゆっくり時間をかけてジワジワ発生させるのが特徴です。その保護効果の持続性は3か月前後、半年持続した例もあります。
※ピレスロイドとは、各種昆虫等体が合成され各国で広く殺虫成分として利用されている安全性の高い殺虫成分

商品の特徴、害虫の特性を受講した、害虫ブロック技能講習受講者が施工します。

効果が確認されている害虫はカメムシ、ゴキブリ、蟻、ムカデ、双翅、蜂、蜘蛛です。（室内にも施工できます）

「害虫ブロック」は、建物に害虫を寄せ付けないコーティング。
殺虫能力がある持続性抗菌コーティングで、室内外どこでも施工できます。

井坂合名会社 生活健康事業部
〒319-1112 東海村村松83 TEL 029-282-2027

一般建築・リフォームのことなら



住友林業㈱指定工事店
茨城県知事免許（08）第004909号
㈲菊松建設不動産
東海村須和間1171-2 ☎029-282-1871
どうぞお気軽にお問合せください。
従業員募集
現場監督・大工 見習い可

公衆衛生の豆知識

出典：首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」（https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html）より加工・編集して作成

正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など、さまざまなものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう。
・時計や指輪は外しておきましょう。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

Profile of Tokai Village

東海村のプロフィール

東海村は、県都・水戸市の北東約15kmに位置し、約38,000人が暮らしています。東に太平洋、北に久慈川があり、美しい田園風景が広がる豊かな自然の中に洗練された街並みが整備された“水と緑と都市空間がハーモニーを奏でるまち”です。

明治22(1889)年の自治制施行に際し、村松村、石神村となり昭和30(1955)年3月31日、町村合併促進法によって両村が合併し、今の東海村となりました。

村内には、原子力関連施設が集積しているほか、最先端科学の研究施設である「大強度陽子加速器施設(J-PARC)」が立地しています。「原子力科学館」など、遊びながら科学の不思議を体験できる施設もあり、子どもたちの知的探究心の育成に貢献しています。見どころとしては、日本三体虚空尊のひとつ「村松山虚空蔵堂」や水戸光圀公に縁の深い「大神宮」などの歴史・文化的財産、四季折々の魅力を映す「東海十二景」があります。また、農業も盛んな本村は、近年人気が高まっているほしいもをはじめ、ナシやブドウが特産品です。



位置

東経
140° 34’

北緯
36° 28’

常住人口(推計)

(令和4年12月1日)

男性 19,290人

女性 18,649人

計
37,939人

世帯数
15,885世帯

イモゾーファミリー

村のマスコットキャラクター・イモゾーとその家族たちは、日々、村の魅力を全国へ発信するために頑張っています。

村内外のさまざまなイベントに出没するので、ぜひ見つけてください♪



広告





広告



村の情報をGETしよう！



東海村公式ホームページ

https://www.vill.tokai.ibaraki.jp

シンプルで見やすく、必要な情報へのたどりつきやすさを重視しています。行政サービスや各種手続きなど、村の最新情報を掲載しています。







広報とうかい

村からのお知らせや、イベント・講座情報などを掲載。月2回（10日号／25日号）発行しています。ホームページからバックナンバーをご覧いただけます。

バックナンバーはこちら！

村公式SNS（Facebook・Twitter・LINE・YouTube）

日常生活に関連した身近な話題やイベント情報などを、媒体の特性を生かしながら発信しています。そのほか、災害情報等も発信します（YouTubeを除く）。

東海村ご当地レポーター

東海村公式LINE



東海村@tokai_vill

東海村公式チャンネル

ぜひチェックしてね



広告





広告



Map of Tokai Village

東海村のマップ



広 告

癒される「家」づくり
新築・リフォーム
住まいの事なら何でもご相談下さい
建築工房佐藤
〒319-1111那珂郡東海村舟石川150-5
TEL/FAX 029-287-7010
e-mail kubousato@yahoo.co.jp

板金塗装
車検整備
車両販売
損害保険
各メーカー取り扱い
お気軽にご相談ください
オートサービス A&Y
〒319-1105 東海村豊岡122-6
TEL 029-287-1616
FAX 029-287-1600
http://www.aandy-autoservice.com

広 告

美しい未来への道を
地域社会に築く
特定建設業
・土木工事業
・とび土工工事業
・舗装工事業
・水道施設工事業
・造園工事業
・解体工事業
一般建設業
・電気通信工事業
・建築工事業
Nemoto
ネモト建設工業株式会社
〒319-1117 東海村東海三丁目8番48号
TEL：029-282-3208 / FAX：029-287-0430
Mail：nemoto-kensetsu@iaa.itkeeper.ne.jp



見やすいように
縦横比を変更しています

広告

不動産・エクステリア・リフォーム
地元に根ざした地域密着型
「信用・信頼」を大切にしています。
有限会社
東海製油不動産
茨城県知事免許(13)第002025号
東海村東海3-3-32
TEL.029-282-2057 FAX.029-282-2064


如意輪寺
照沼55 TEL 282-2532

広告

創業50有余年の信頼と実績
緊急随時受付 調査見積無料
シロアリ・木材害虫・
ねずみ、昆虫等防除・
床下湿気対策・
ハクビシン追い出しの
無料相談を
承っております。
(社) 日本白あり対策協会会員
(社) 日本ペストコントロール協会会員
株式会社東海白あり相談所
東海村須和間509-1
緊急も承ります。まずはお電話ください。
0120−82−0265
TEL 029-282-0265 FAX 029-283-3178


畳は、室内の湿度を吸放湿して
二酸化炭素などの、有害物質を
吸着するなどの、空気清浄能力
も持っています。
冨永畳店
代表 冨永重行
畳・襖・内外リフォーム工事一式請負
東海村豊岡1640
029-282-3008
お気軽にご相談ください。

地域のみなさまに支えられ
創業半世紀
Since 1966
リユース&アウトレット
売ります
買います
せいみや
取扱商品
家具・家電／オフィス家具／機械工具
厨房機器／チェンソー／アンティーク
高価買取(店頭買取・出張買取)受付中
お見積無料
029-282-1457
info@seimiya.co.jp
ご依頼やご質問など、まずはお気軽にご相談ください
【営業時間】9:30～18:30
【定 休 日】毎週水曜、年末年始、8/31
東海村舟石川610-7(国道6号線沿い)
大型駐車場完備
www.seimiya.co.jp

住みここちがよいまち

住民がオススメする東海村の「３つの魅力」



広告

レディースファッション通販
SOL Japan
大きな靴専門店
日本製の上質な作りで
長く履いていただけます
靴のサイズでおこまりの女性など、
お悩みの方はご相談ください!
〒311-0102 那珂市向山1025-3
029-219-9310
送料無料 ¥0
ソルジャパン 大きな靴専門店 検索

01 自然と都市空間がちょうどいいまち

自然と調和し、洗練された街並みが広がる東海村。自然が豊かで春夏秋冬それぞれの風景が美しいまちです。また、在住者へのアンケート※では、**約９割の方が住み心地がよい**と回答しています。

※「東海村第６次総合計画策定に係わる住民アンケート調査」(平成31年３月)



◆ここがオススメ

元気に遊べる公園がたくさん♪

複合遊具がある阿漕ケ浦公園や、子どもの広場を備える笠松運動公園をはじめ、**村内には16か所の公園**があります。



「茨城港」それは、
日本と世界を結ぶ新たなゲートウェイ
茨城港から首都圏の物流を改革する
IPAC 茨城ポートオーソリティ
本社
東海村照沼 768-27 TEL 029-264-2500 代
FAX 029-264-2503
大洗支社
大洗町港中央２ TEL 029-267-4188
FAX 029-267-4464
大洗マリーナ
大洗町港中央 12-5 TEL 029-267-5993
FAX 029-267-7757

02 毎日の暮らしが安心に包まれるまち



東海村は、**15歳未満の人口割合が県内第４位**※**と若い世代が多く**、活気にあふれるまちです。充実した村独自のサポートで、働くパパ・ママも安心して子育てできます。

※「茨城県社会生活統計調査」(令和４年)



◆ここがオススメ

妊娠・出産、医療費も安心のサポート!

妊産婦や高校３年生までのお子さんは、県の制度である医療福祉費支給制度「マル福」のほか、村独自の制度である「マル特」が適用されるため、**医療費が実質無料**です(保険適用外は対象外)。

広告

企業の継続的な向上により
社会の発展に寄与します
当社は、原子力・火力発電所設備の
保守・点検業務を行っております。
ISO 45001, 9001 認証
東海村男女共同参画推進事業所（認定第 27 号）
株式会社ＳＡＣ東京
〒319-1112 東海村村松 361-1
TEL:029-287-3341 FAX：029-287-3343

あたらしい出産・育児をお手伝いします
入院分娩 出張分娩
産後入院 母乳育児相談
ベビーリラクゼーション教室
とべ助産院
東海村須和間１３１５－２
TEL 029-229-3541 携帯 090-7724-4190
http://midwifemap.com/tobejosanin/mysite/

明るい未来のために
施設の稼働を支える
原子力施設ステンレス配管据付及び溶接工事
各種プラントステンレス配管据付及び溶接工事
ステンレス製容器・タンクの製作
各種機械器具設置工事
株式会社 山一
茨城県知事許可（般-02）第 20344 号
〒319-1112 東海村村松字平原 3129-36
TEL 029-287-1390 FAX 029-287-1391
http://yamaichi.pro

03 子どもがのびのび育つまち

小学1・2年生の少人数学級編制の導入は周辺エリア※で東海村が唯一。また、担任の先生と一緒に授業をする「スタディ・サポーター」を配置するなど、子どもたちの可能性を伸ばす独自の学校教育に力を入れています。

※周辺エリアは、水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、那珂市





◆ここがオススメ

就学前からの英会話

公立の幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校にＮＬＴ（外国語指導講師）を配置。就学前から、歌やゲームを交えながら、「英語を聞く・話す」を学び、英語に慣れ親しむ機会を設けています。

◆ここがオススメ

校内でつくる温かい給食

村内の小・中学校で提供される学校給食は校内で調理される「自校方式」です。材料には村内産のコシヒカリや、地元の旬の野菜等を使用。給食を通して、地域の食文化を知る「食育」にも取り組んでいます。



広告

毎日新聞
東海販売所
取扱紙
毎日新聞　スポーツニッポン　茨城新聞
日本経済新聞　産経新聞
〒319-1108 那珂郡東海村村松北2-1-8
TEL 029-282-0709
FAX 029-284-0802

地元のでんき屋さん
デンキプラザ マツモト☆
住まいの困った!ありませんか!?
家電品販売・修理
アンテナ・エアコン工事
住まいのリフォーム
どんな小さな工事でもお気軽にご相談ください
デンキプラザマツモト 検索
東海村白方1689-11
029-282-9999
営業時間：9：00～18：30　定休日：木曜・祝日・第2日曜

広告

宇宙・物質・生命の起源に迫る
ハロー サイエンス
Hello Science
研究者のトークを聞いてみよう!!
お気軽にご参加ください。詳しくはこちらから
毎月末 金曜 開催
大強度陽子加速器施設
J-PARC
Japan Proton Accelerator Research Complex
日本原子力研究開発機構 高エネルギー加速器研究機構 J-PARCセンター
〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方2番地4
Tel：029-284-4578 https://j-parc.jp

鈴木ハーブ研究所
SUZUKI HERB LABORATORY
素肌と人生を輝かせるスキンケア
創業者の娘のひどい肌荒れがきっかけで創業。肌悩みを解消し、人生を120%楽しんでいただけるようにスキンケア製品の研究・開発をしております。その他にもハーブティー、アロマ用品、雑貨もございます。
フリーコール 0120-32-8633
URL https://s-herb.com/
〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2461

東海村のくらし

福祉に力を入れるまち



一人で悩まず「総合相談窓口」をご利用ください！

介護、障がい、子育て、生活困窮など、福祉に関する問題は複雑化・複合化しています。

総合相談窓口（総合相談支援課）は、複雑化する困りごと等に対して、皆さんに寄り添いながら、福祉の各分野を超えて包括的な支援を行います。さまざまな関係機関と連携し、皆さんが安心して生活できるようサポートしますので、どんな困りごとでも、お気軽にご相談ください。



どこに相談したら良いか分からないなど、
相談先にお困りの方は、まずはご相談ください。

【相談例】

- どこに相談したら良いか分からない
- 困っていることが複数ある
- 知人から受けた相談が気がかりだ
- 経済的な心配（債務問題、生活困窮など）がある
- いじめ、不登校、ひきこもりについて相談したい
- 公的・民間サービスを利用したい
- DVや、子ども・障がい者・高齢者への虐待に関する相談　など









広告

医療法人 愛仁会



通所介護・介護予防
通所介護事業所

細かい気配りと機能訓練で
笑顔あふれる生活を応援します





東海村照沼22-3
電話 FAX 219-8632

萬有の森

障がい者グループホーム太陽　グループホーム　つりがね草



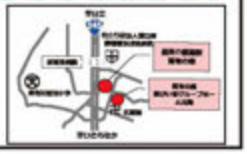


男性棟　女性専用棟

「自立した生活を送りたい」「集団生活を通して楽しく過ごしたい」
そのようなお気持ちがある方を支援し、共に歩んでいくことを理念としています

ご入所・ご見学希望等は
グループホーム太陽まで

東海村照沼51-1
☎ 352-9160
FAX 351-9161



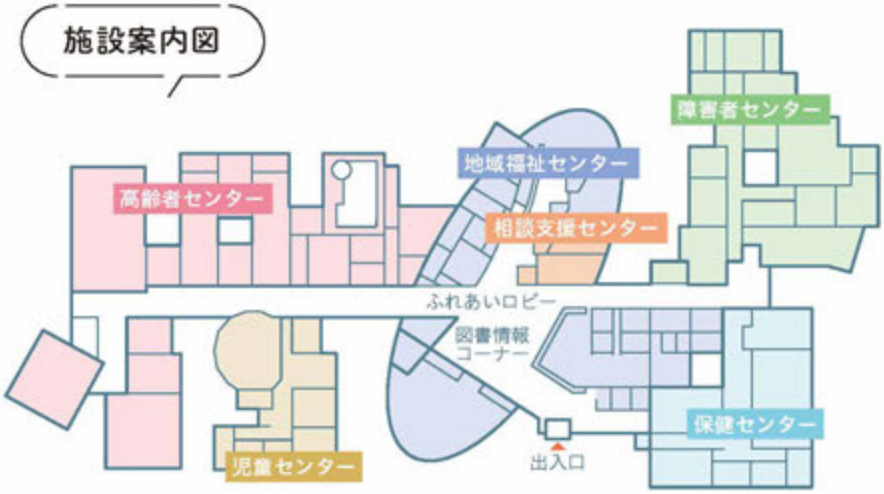
総合相談窓口概要

開 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
所 総合福祉センター「絆」（東海村村松2005）
問 総合相談支援課 029-287-2525





施設案内図



広告

楽しい介護をお届けします♪
従業員随時募集中!
ALiFe
訪問介護事業所エイライフ
東海村舟石川駅東4-6-20
TEL：029-212-5799







広告



1 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）
2 外出支援サービス
（病院のお付き添い・買い物のお付き添い）
3 外出サービス
（ランチ・ディナー・映画鑑賞・買い物めぐり
散歩・墓参り・美容院・日帰り旅行・結婚式等）

右記のサービスについて相談、依頼できます ・ケアタクシー、お付き添い

介護保険外（自費）サービス・ケアタクシー
みやびケアドットコム
運輸局許可第白旗二第1339号／個人賠償責任保険加入
〒319-1114 那珂郡東海村須和間186-2
TEL：080-7153-2355
https://miyabi-care-next.com

今日も楽しかったと笑顔で1日が終わる そんなサービスを私たちは目指しています

オリヴィエ舟石川
オリヴィエ舟石川は多職種連携で多世代の福祉を応援していきます



住所	〒319-1111 東海村舟石川667-1
電話番号	029-219-4472
事業内容	・デイサービスセンターハピリス ・ショートステイオリヴィエ ・ホームヘルスオリヴィエ ・ケアプランオリヴィエ

オリーブケア
私たちは、いつまでも住み慣れた地域の中で当たり前のように暮らしていけるようお手伝いをしたいと思っております。



住所	〒319-1114 東海村須和間1435-9
電話番号	029-287-1980
営業時間	9:15-16:15
営業日	月曜日～土曜日 （祝日も営業しております）
休日	毎週日曜日 年末年始（12月31日～1月3日）

施設の詳細はホームページをご参照ください

茨城県東海村の介護・子育て支援
Olive Olivie
オリーブ オリヴィエ
特定非営利活動法人オリヴィエ東海
東海村舟石川667-1
TEL 029-219-4472 FAX 029-219-4475
オリヴィエ東海 検索
https://olive-olivie.com/
介護・看護スタッフ募集中
お気軽にお問い合わせください

東海村のくらし

生涯にわたって学べるまち

生涯学習の拠点施設をご紹介

広告



電気工事・土木工事全般
放射線管理業務　原子力施設総合工事
前進・成長を目指し、お客様が安心、満足できる工事を施工します。
株式会社アドバンス
正社員募集中
〒319-1114　東海村須和間1193-7
☎029-283-3313 FAX 029-283-3314
http://www.kk-advance.jp

歴史と未来の交流館

令和3年7月に開館した東海村歴史と未来の交流館では、展示や体験を通して、子どもから大人まで郷土について楽しく学ぶことができます。

開 火～金曜日…午前9時～午後7時
土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時
休 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌平日）
祝日の翌平日・年末年始（12月29日～1月3日）
所 東海村村松768番地38
料 無料
問 生涯学習課 029-287-0851

展示解説アプリ「ポケット学芸員」

無料のアプリをダウンロードしていただき、常設展示室内にあるガイド番号を入力するだけで詳しい解説をご覧になれます。交流館内でご利用になる際は、交流館のフリーWi-Fiをご利用ください。

iPhone　Android

展示室1



東海村の自然環境とその中でつくられた風土を、分かりやすく展示しています。

展示室2



土器や古文書などの実物資料を展示してあり、東海村の歴史を学ぶことができます。

企画展示室



村の歴史や自然を題材に、さまざまなテーマで企画展を行います。





広告



人財力 Human resource
3つのちからでお客さまのニーズにお応えしていきます。
技術力 Technical capabilities
現場力 Field force
食品等の放射能核種測定や建物の健全性の調査診断にて安全・安心を提供します。
検査開発株式会社
Inspection Development Company Ltd.
東海村村松字平原3129-37　TEL:029-282-1611　FAX:029-282-2555
https://www.kensakaihatsu.co.jp　検査開発　検索

ISI 株式会社 アイエスアイ
Information System Integration
ソフトウエア開発、ハードウエア設計、製作



住所
東海村舟石川駅西1-2-1
電話番号
029-306-1175

人手不足を装置で解消したい
生産（収穫）を機械により効率を上げたい
小規模でもHACCP（ハサップ）に対応したい

まずは、気軽にお問い合わせください
ホームページはこちらから→
http://www.isi-mail.co.jp/

博物館と青少年活動の機能を併せ持つ複合施設



✦交流スペース



自由にくつろげる空間。創作活動や昔遊びなどの体験活動・イベントなども行われます。

✦活動室

活動室1



活動室2



工作や科学実験などができる活動室1、歴史・自然講座の開催や、交流館に関わる各種団体の活動などでも使用できる活動室2。間仕切りをとって一つの部屋としても使えます。

✦郷土研究室



東海村に関する図書がそろえてあり、それらの閲覧や検索、学習などができる場所です。

✦デッキスペース



幅60メートル、奥行き3メートルのウッドデッキは4メートルの深い軒下があり、雨天時でも活動ができます。

✦交流広場



自由に遊んだり、ベンチでくつろいだりと、誰もが利用できる憩いの空間となっています。

✦東屋（あずまや）



かまどや水場があり、屋外炊事やデイキャンプなどの野外活動ができます。

✦歴史と未来の交流館併設カフェ「KUROMATSU COFFEE」



カフェ内や交流広場でおいしいコーヒーや軽食をお楽しみいただけます。
※交流館内は資料保護のため、飲食禁止とさせていただいています。

開 火～日曜日
午前9時～午後5時
（ラストオーダーは午後4時30分）



広告



茨城県知事許可（般-24）第25458号
文化シャッター日立販売株式会社
〒319-1118 東海村舟石川駅東1-6-15
シャッター・ドアのことならお気軽にご相談ください。
お急ぎの場合はお電話でお問い合わせください。
TEL. 029-282-4441
FAX. 029-283-3333
https://bunka-hitachi.com/ 文化シャッター日立販売 検索



外構から墓石まで、エクステリアのことなら
何でもご相談下さい。
私たちプロがお客様のニーズにお応え致します。
ニコー産業
TEL 029-287-3030
FAX 029-287-3031
東海村石神内宿2322-9
http://niko-sekizai.com

ML カチオンは、カチオン塗装をする新しい企業です。



株式会社 MLカチオン
MLCation
https://www.mlcation.jp
茨城県那珂郡東海村
大字須和間 1194-14
TEL:029-229-2135
未経験から職人に
仕事仲間募集中
詳細はハローワーク求人をご確認ください



金型設計・製作 プレス加工
株式会社 日立金型技研
東海村村松3115-9
TEL 029-282-1337
FAX 029-283-1982
http://www.hitachikanagata.co.jp

東海村のくらし

東海村の歳時記

多くの人々が集うお祭りやイベント



東海さくらまつり

阿漕ケ浦公園に咲く約130本のソメイヨシノの中で開催されるお祭りです。約２週間にわたり開催され、期間中は多くの方でにぎわいます。

期 ３月下旬～４月中旬　問 東海村観光協会　287-0855



桜のライトアップ

期間中は、日没から午後８時までライトアップを行います。昼の華やかな桜と夜の幻想的な桜、両方をお楽しみください。

さまざまなイベント



特設ステージではさまざまなショーが行われます。



大綱引き大会。“熱い”戦いが繰り広げられます。



各地区の子ども会などによる手作りのみこし。子どもたちが元気な掛け声とともに担ぎます。

東海まつり



昭和54年から30年以上続く夏の風物詩。JR東海駅前を歩行者天国とし、さまざまなステージイベント、山車やおみこし、東海音頭が盛大に繰り広げられます。

期 ７月下旬～８月上旬
問 東海まつり実行委員会　287-0855



花火大会

約2,000発の花火が夜空を彩ります。創造花火やワイドスターマインなど、臨場感あふれる花火が楽しめます。

広告

鳶工事一式請負・重軽量鉄骨工事・建築仮設工事
茨城県知事許可（般-63）20107号
有限会社 坏工業所
代表取締役　坏 一美
東海村船場458-1
☎029-282-8685
FAX029-282-8685

ばりゅう工房
オリジナルグッズ・アクキー・缶バッジ
記念品・販促品等なんでもご相談ください。
看板・ステッカー等も承ります。
茨城県那珂郡東海村船場859-8
029-282-3890
baryu.com　info@baryu.com

東海I～MOのまつり



村の特産品である「サツマイモ」を存分に味わうためのお祭りです。サツマイモを使ったさまざまなイベントが実施されるほか、焼き芋やお鍋が振る舞われます。

期 11月23日
問 東海Ｉ～MOのまつり運営協議会
☎ 287-0855

いも掘り探検隊

畑でいも掘りを体験できます。自分で掘ったサツマイモの味は格別です！



ジャンジャンどり

制限時間10秒で、できるだけたくさんのサツマイモを袋に詰め込みます。いくつ取れるかな？



大空マルシェ

会場はジャンルごとにエリア分けされており、食べ物はもちろん、ワークショップやライブステージなどを楽しめます。

期 10月中旬　問 大空マルシェ実行委員会　☎ 287-0855

さまざまなイベント・ブース



夜は幻想的にライトアップされます。



書道パフォーマンスなど、和とアートが融合したステージ。



アコースティックサウンドを中心としたライブ。



地元のお店の味を手軽に楽しめます。

広告





広告





東海村の特産品

東海村ならではの味をお楽しみください

サツマイモ

鹿児島県に次ぐサツマイモの生産地、茨城県。特に東海村は、サツマイモの名産地です。シンプルにふかして食べてもおいしいですが、村では、さまざまなおイモのスイーツを楽しむことができます。







ほしいも

茨城県は、ほしいもの生産量が日本一。そのほとんどが東海村と那珂市、ひたちなか市で作られています。自然の甘みがおいしいほしいも。食物繊維やビタミン等の栄養素が豊富で、無添加食品・健康食品として注目を浴びています。

丸干し サツマイモを丸ごと干したものです。



平干し サツマイモを薄くスライスして干したものです。



“ほしいも”の主な品種

●たまゆたか
茨城で作られているほしいもの中で最も伝統的な品種。誕生以来50年もの間、愛され続けています。一口食べると止まらない、誰からも好かれる品種です。

●いずみ
濃厚な甘みと柔らかな食感で絶大な支持を得ているいずみ。生産・加工の難易度が高いことから生産量が少なく、幻の品種とも称される品種です。

●べにはるか
今やほしいもといえば“べにはるか”といっても過言ではないほど、主流となった品種。これまでのイメージを変えるほどの「黄金色に輝く美しい色」と柔らかな食感、スイーツのような甘みを実現した品種です。

広告





広告





フルーツ

気温の差が少なく、比較的湿度が高い東海村の気候は、フルーツづくりに適しています。





ナシ・ブドウ

東海村のナシ・ブドウは、とてもみずみずしく、果汁たっぷりです。主な品種として、ナシは「幸水」「豊水」、ブドウは「巨峰」「シャインマスカット」などが栽培されています。

東海村おすすめセレクション

地元でつくられている魅力ある商品を、「東海村おすすめセレクション」として認定しています。大切な方へのギフトや自分へのご褒美として、ぜひお試しください。商品は、97ページまたは東海村観光協会ホームページ等に掲載しています。



広告

東海ぶどう組合

●萩谷慶太ぶどう園

☎029-283-1861
東海村船場153-1

●清水ぶどう園（はしいも苑）

☎029-283-0278
東海村須和間42-2

●あくつぶどう園

☎029-283-1785
東海村船場297

●清水政昭ぶどう園

☎029-283-0190
東海村須和間53-1

●萩谷英之ぶどう園

☎090-3200-3599
東海村船場163-2

●宮前ぶどう園

☎029-283-1826
東海村船場284-2

六国アクツブドウ園

心をこめてつくられた美味しいぶどう

●茨城県最高品質農産物研究会
●茨城県特別栽培農産物認証取得
●抗酸化力の高い皮ごと食べられるぶどうです。



販売期間8月上旬～11月上旬



皮ごと食べられる欧州系ぶどうです。
●アウローラ21　●ティアーズレッド
●ピノキオ　●紅ピッテロ
●富士の輝　●マイハート・他

☎029-282-3175
Fax029-287-1117
東海村船場817
【営】8:00～18:00
【休】なし【駐】10台



広告



萩谷英之ぶどう園
［直売所 TEL］
090-3200-3599
［営業期間］
8月上旬～10月中旬
［ウェブサイト］
http://uma-i.jp
［場所］
東海村船場地内

当園の最新情報・場所はこちらから⇨
萩谷英之ぶどう園

森前果樹園

代表　照沼 孝宏

堆肥を使った土壌改良で農薬を減らし、有袋栽培で、一年を通して安全、安心な梨作りに力を入れております。



東海村照沼1024
☎029-283-1400
営業時間／8時30分～18時
定 休 日／収穫時無休
駐 車 場／有（5台）

東海村役場 庁舎案内



▼東海村役場

所在地
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海３丁目７番１号

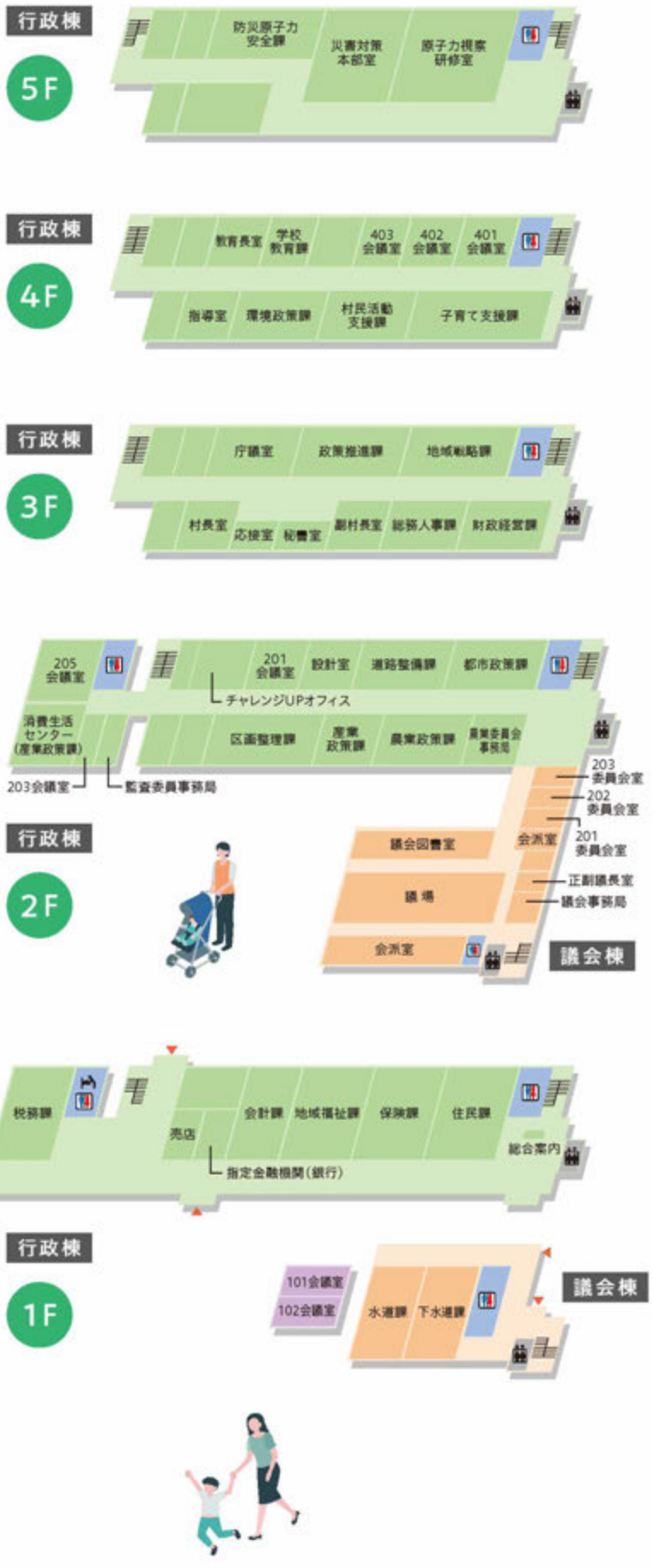
電話番号
029-282-1711(代表)

開庁時間
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前８時30分～午後５時15分

▼庁舎配置図



▼役場庁舎フロア案内







各課の問い合わせ先

部署	課	電話番号	FAX番号	場所
総合戦略部	政策推進課	029-282-1711	029-287-0317	役場行政棟３階
	地域戦略課			
総務部	総務人事課	029-282-1711	029-287-0317	役場行政棟３階
	財政経営課			
	税務課		029-282-0105	役場行政棟１階
村民生活部	村民活動支援課	029-282-1711	029-287-0479	役場行政棟４階
	環境政策課			
	防災原子力安全課		029-270-4418	役場行政棟５階
	住民課		029-287-7033	役場行政棟１階
福祉部	地域福祉課	029-282-1711	029-282-8919	役場行政棟１階
	保険課		029-287-7033	
	総合相談支援課	029-287-2525	029-282-3538	総合福祉センター「絆」内
	健康増進課	029-282-2797	029-282-2705	
	子育て支援課	029-282-1711	029-287-0479	役場行政棟４階
産業部	産業政策課	029-282-1711	029-282-2145	役場行政棟２階
	農業政策課			
建設部	都市政策課	029-282-1711	029-287-0658	役場行政棟２階
	道路整備課			
	区画整理課		029-282-2145	
	下水道課		029-283-2373	役場議会棟１階
	水道課(公営企業)			
会計管理者	会計課	029-282-1711	029-287-7278	役場行政棟１階
教育委員会	学校教育課	029-282-1711	029-282-7944	役場行政棟４階
	生涯学習課	029-287-0851	029-287-7060	歴史と未来の交流館内
	図書館	029-282-3435	029-282-0224	村立図書館内
	指導室	029-282-1711	029-282-7944	役場行政棟４階
議会事務局		029-282-1711	029-287-2305	役場議会棟２階
監査委員事務局		029-282-1711	―	役場行政棟２階
農業委員会事務局		029-282-1711	029-282-2145	役場行政棟２階

広告

電気工事・高圧・低圧
監視カメラ・セキュリティー
アンテナ・エアコン・照明器具
エコキュート・IH クッキング
販売・工事（一式請負）



東京電力㈱ PG サービス店
伊藤電気工事
〒319-1112　東海村村松 2650-36
TEL 029-283-2977　FAX 029-287-2331

公共工事から民間工事まで
●建築工事業　●土木工事業
●解体工事業　●水道設備工事業
●舗装工事業　●とび工事業
横建工業株式会社
ひたちなか市元町 2-8
TEL　029-272-2341
FAX　029-275-2141

水道設備・空調設備工事
HAMADA
KOGYOSHO Co.,Ltd.
株式会社　浜田工業所
〒319-1112 東海村村松453-1
TEL 029 (282) 2756
FAX 029 (287) 2002

開庁時間と窓口業務の延長

問 住民課 282-1711(内線 1124)
税務課 282-1711(内線 1112・1115・1117)
水道課 282-1711(内線 1154)
保険課 282-1711(内線 1132・1164)
子育て支援課 282-1711(内線 1182・1185)
会計課 282-1711(内線 1101)



▼開庁時間と窓口業務の延長

●開庁時間
午前8時30分～午後5時15分まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●窓口延長実施日
原則、第1・3木曜日
※祝日等の場合は、振り替えで翌開庁日に実施します。

●延長時間
午後7時まで

●問い合わせ
窓口業務の延長についての詳細は、村公式ホームページ(https://www.vill.tokai.ibaraki.jp)をご覧いただくか、実施課へお問い合わせください。

●窓口延長実施課および取り扱い業務

		取り扱い業務
役場行政棟1階	住民課	住民登録(転出・転入等)、印鑑登録、マイナンバーカード関連、パスポート(交付のみ)、各種証明書・許可書の発行、戸籍届出※等 ※住所または本籍地が他市町村の場合、戸籍届出は受け付けのみとなります。
	保険課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険、医療福祉(マル福・マル特制度)等に関する手続き
		介護保険に関する手続き
	税務課	固定資産評価額証明書、固定資産課税証明書、所有不動産証明書(以上は本年度課税分のみ)、村・県民税課税証明書(所得証明書)、納税証明書、軽自動車車検用納税証明書、事業所所在証明書の発行、村税納税相談(要予約)
	会計課	村・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所(園)・認定こども園保育料、下水道使用料等の支払い ※国税、県税、国民年金保険料の取り扱いはできません。
役場行政棟4階	子育て支援課	保育所・幼稚園・認定こども園(教育・保育給付、利用の手続き)、児童手当、児童扶養手当の申請等
役場議会棟1階	水道課	給水の開始・中止の手続き、名義変更等の手続き、上下水道料金の支払い ※下水道使用料のみの取り扱いは会計課となります。

健康増進課(保健センター 282-2797)については、窓口業務時間延長日を定めていませんが、開所時間外の来所を希望する際は随時対応しますので、事前にお問い合わせください。

		取り扱い業務
総合福祉センター「絆」	健康増進課(保健センター)	母子健康手帳の交付、予防接種問診票の交付等、母子保健に関する手続き ※母子健康手帳の交付は、健康増進課(保健センター)のみとなります。

広告

建物総合管理業務(設備・清掃・衛生管理)
空調、機械設備の運転保守管理業務
空気環境測定
貯水槽の清掃
自動ドアの保守点検
消防設備保守点検
電気工事
警備業務
株式会社 茨城興産
〒311-4153 水戸市河和田町179-1
TEL:029-251-7771
FAX:029-251-7774
E-mail:ibaragi-k@isis.ocn.ne.jp

東海村金融団
茨城県信用組合 那珂郡東海村舟石川駅西二―一六―一六 ☎〇二九―二八四―〇三三一
水戸信用金庫 那珂郡東海村大山台二―七―二五 ☎〇二九―二八三―一一七一
筑波銀行 那珂郡東海村舟石川駅東二―一―一三 ☎〇二九―二八四―〇〇八一
常陽銀行 那珂郡東海村舟石川駅東三―五―一九 ☎〇二九―二八二―八一一一

都波岐システム TSUBAKI SYSTEM
コンピューターソフトウェアの開発
制御システムの装置および機器の開発
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西1-2-1
ポケットプラザビル3F
TEL:029-212-3688

Tokai Village Life Guidebook

行政ガイドインデックス

届出・証明 …… 30
保険・年金 …… 35
税金 …… 40
生活・環境 …… 44
防災・安全 …… 47
水道・下水道 …… 50
土地・道路・住まい・空き家 …… 53
子育て・教育 …… 58
健康・医療 …… 64
福祉・介護 …… 70
村民活動 …… 81
文化・スポーツ …… 83
産業・ビジネス …… 88
議会・選挙・その他 90
相談窓口 …… 92



届出・証明

住民票・戸籍・印鑑証明

住所や世帯に関する届出

問 住民課 TEL 282-1711（内線 1124）

月～金曜日：午前８時30分～午後５時15分（第１・３木曜日は午後７時まで）
土・日曜日、祝日、年末年始：午前８時30分～午後５時15分は住民課窓口で戸籍の届書のみお預かりします。
時間外：警備員室で戸籍の届書のみお預かりします。

届出の種類	届出の内容	届出期間	届出に必要なもの
転入届	他市区町村から村内に引っ越しをしたとき	住み始めた日から14日以内	・転出証明書（前住所地で交付されたもの） ・届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ・在留カード（外国人のみ） ・委任状（届出人が代理人の場合のみ）
転居届	村内で引っ越しをしたとき	住み始めた日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ・在留カード（外国人のみ） ・委任状（届出人が代理人の場合のみ）
転出届	他市区町村または海外に引っ越しをするとき	引っ越し予定日の約14日以内	・届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・委任状（届出人が代理人の場合のみ）
世帯変更届	同じ住所で世帯合併や世帯分離をしたいとき	変更した日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・新・旧世帯主からの委任状（届出人が代理人の場合のみ）

戸籍の届出

問 住民課 TEL 282-1711（内線 1121） または 役場警備員室 TEL 282-1711

戸籍は、個人の身分関係を明らかにする大切なものです。戸籍には、本籍地、筆頭者氏名のほか各人の名、生年月日や続柄、出生、死亡、婚姻、離婚その他の身分関係が記載されています。戸籍の届出には、次のようなものがあります。

届出の種類		❶届出の期間 ❷届出人 ❸届出の場所	届出に必要なもの	その他
出生届		①生まれた日から14日以内 ②父または母（未婚のときは母）・同居者・医師・助産師・その他の立会者の順 ③本籍地または届出人の住民登録地または出生地	・出生届書 ・出生証明書 ・母子健康手帳	
死亡届		①死亡の事実を知った日から７日以内 ②同居の親族・同居していない親族・同居者・家主・地主・家屋か土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者 ③亡くなった方の本籍地または届出人の住民登録地または死亡地	・死亡届書 ・死亡診断書 ・届出人が後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者の場合には、それを証明するもの	
死産届		①死産後７日以内 ②父・母・同居人・医師・助産師・その他の立会者の順 ③届出人の住民登録地または死産地	・死産届書 ・死産証書	
婚姻届		①届出のときから効力があります ②夫と妻 ③夫か妻の本籍地または住民登録地	・婚姻届書 ・届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書	成人の証人２名が必要です。
離婚届	協議	①届出のときから効力があります ②夫と妻 ③本籍地または住民登録地	・離婚届書 ・届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書 ・裁判による離婚のときは調停調書等または裁判の謄本と確定証明書	協議離婚のときは成人の証人２名が必要です。
	裁判	①裁判確定または調停成立の日から10日以内 ②訴えた方 ③本籍地または住民登録地		
養子縁組届		①届出のときから効力があります ②養親と養子（15歳未満のときは法定代理人） ③養親または養子の本籍地または住民登録地	・養子縁組届書 ・届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書 ・監護をすべき者または配偶者の同意を要するときはその同意書 ・未成年者を養子とするときは、縁組許可の審判の謄本（自己または配偶者の直系卑属を養子とするときは不要）	成人の証人２名が必要です。
養子離縁届	協議	①届出のときから効力があります ②養親と養子（15歳未満のときは法定代理人） ③養親、養子の本籍地または住民登録地	・養子離縁届書 ・届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書 ・裁判による離縁のときは調停調書等または裁判の謄本と確定証明書	協議離縁のときは成人の証人２名が必要です。
	裁判	①裁判確定または調停成立の日から10日以内 ②訴えた方 ③訴えた方の本籍地または住民登録地		

届出の種類		❶届出の期間　❷届出人　❸届出の場所	届出に必要なもの	その他
認知届	任意	①届出のときから効力があります ②認知しようとする方 ③認知しようとする方または認知される子の本籍地または届出人の住民登録地	・認知届書 ・届出地に本籍がないときは戸籍全部事項証明書 ・裁判による場合は判決または審判の謄本と確定証明書	
	裁判	①裁判確定の日から10日以内 ②訴えた方 ③認知しようとする方または認知される子の本籍地または届出人の住民登録地		
分籍届		①届出のときから効力があります ②分籍しようとする方(成人で筆頭者およびその配偶者以外の方) ③本籍地または住民登録地または分籍地	・分籍届書 ・現在の本籍地以外に分籍するときは戸籍全部事項証明書	
転籍届		①届出のときから効力があります ②筆頭者と配偶者 ③本籍地または住民登録地または転籍地	・転籍届書 ・現在の本籍地以外に転籍するときは戸籍全部事項証明書	

※婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知等の創設的な届出については、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、顔写真つき住民基本台帳カード等)をお持ちください。

印鑑登録

問 住民課　TEL 282-1711(内線 1124)

●印鑑登録できる方

- 本村に住民登録している方
- 15歳以上の方

※成年被後見人で登録を希望する方はお問い合わせください。

●登録できる印鑑

- 同一世帯員が登録していないもので、1人1個に限る。
- 大きさは、1辺8㎜から25㎜の正方形に収まるもの。
- 文字は、氏名、氏のみ、名のみ、氏の頭文字に名の頭文字を組み合わせたものに限る。

※陰影が欠損しているもの、輪郭がないもの、輪郭が著しく欠損(3割以上)しているもの、ゴム印などで変形しやすいものは登録できません。

●印鑑登録の手続き

本人が窓口に来るとき

【用意するもの】○登録する印鑑　○本人確認ができるもの※

※官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちの場合、またはお持ちでない場合でも、本村に印鑑登録をしている方に保証人となっていただける場合(保証人と一緒に来庁し、保証人の実印と印鑑登録証を持参)であれば即日登録が可能です。また、それ以外の場合は、登録人本人に申請書を提出していただき、後日、登録人に対して村から郵送される照会・回答書と本人確認ができるもの(健康保険証、申請者名義の預金通帳等)、登録する印鑑をお持ちいただき登録する方法があります。

代理人が申請するとき

即日の印鑑登録はできないため、まずは申請書を提出していただきます。後日、登録人に対して郵送される紹介・回答書と次の【用意するもの】をお持ちいただくことで登録できます。

【用意するもの】○委任状　○登録する印鑑
○代理人の印鑑
○登録人の本人確認ができるもの(原本)
○代理人の本人確認ができるもの(原本)

●登録した印鑑および印鑑登録証を紛失したとき

速やかに印鑑登録廃止・印鑑登録証亡失届を提出してください。

広域交付住民票

問 住民課　TEL 282-1711(内線 1124)

本人または同一世帯の方の住民票(本籍と筆頭者の記載を除く)を、お近くの市区町村で受け取ることができます。申請には、官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。また、市区町村によって発行手数料が異なりますので、ご注意ください。

各種証明等と手数料

問 住民課　TEL 282-1711(内線 1124)

各種証明等	手数料	備考
○戸籍全部・個人・一部事項証明書(謄本、抄本)	1件 450円	本籍地のみ交付できます。
○除籍全部・個人・一部事項証明書(謄本、抄本)	1件 750円	
○除籍の記載事項証明書	1件 450円	
○身分証明書	1件 200円	
○独身証明書	1件 200円	
○戸籍の附票の写し	1件 200円	
○戸籍届出の受理証明書	1件 350円 (特別様式の証明は1,400円)	戸籍届を受理した市区町村でのみ交付できます。
○戸籍届書の記載事項証明書	1件 350円	簡易保険のための請求は保険証書が必要です。
○★住民票の写し	1件 200円	
住民票記載事項証明書	1件 200円	
広域交付住民票	1件 200円	本籍・筆頭者は記載されません。
マイナンバーカード(再交付)	1件 800円	
電子証明書	1件 200円	
住民基本台帳の閲覧	1件 200円	
不在籍証明書	1件 200円	
不在住証明書	1件 200円	
★印鑑登録証明書	1件 200円	印鑑登録証をお持ちください。
印鑑登録	1件 300円	
印鑑登録(再登録)	1件 400円	
自動車臨時運行許可書	1件 750円	
○★新型コロナワクチン接種証明書	無料 (コンビニ交付は120円)	

※各種証明書等を申請する際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものが必要です。

●郵便等による請求

上表○印の証明は郵送でも申請することができます。

また、★印の証明については、マイナンバーカードをお持ちの方であれば、コンビニなどのマルチコピー機から証明書を取得できます。

郵便等による請求の際に必要なもの

- 必要事項を記入した申請書
- 手数料分の定額小為替証書(ゆうちょ銀行で購入可)
- 返信用封筒(切手を貼って、宛先に請求された方の現住所を記載したもの)
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写し

住所や世帯（世帯員の構成）が変わったとき

問 住民課　TEL 282-1711（内線 1124）
保険課　TEL 282-1711（内線 1132・1164）
子育て支援課　TEL 282-1711（内線 1182・1185）
総合相談支援課　TEL 287-2525
環境政策課　TEL 282-1711（内線 1452）
水道課　TEL 282-1711（内線 1154）
学校教育課　TEL 282-1711（内線 1414）
保健センター　TEL 282-2797

転入・転出などに伴い、住所や世帯員の構成に変更があった場合は、下記の手続きが必要となることがあります。該当する手続きや必要な書類等については、各窓口へお問い合わせください。

種類	場所
印鑑登録をする方	住民課（役場行政棟１階）
住民票の写しが必要な方	
国民年金に加入している方	保険課（役場行政棟１階）
国民年金（老齢基礎年金）を受けている方	
国民健康保険に加入している方	
後期高齢者医療制度に加入している方	
介護保険の手続き	
医療福祉費受給証をお持ちの方	
母子健康手帳の手続き	保健センター（総合福祉センター「絆」内）
児童手当を受けている方	子育て支援課（役場行政棟４階）
児童扶養手当を受けている方	
保育所・幼稚園・認定こども園を利用している方	
障害者手帳や療育手帳をお持ちの方	総合相談支援課（総合福祉センター「絆」内）
自立支援医療を受けている方	
特別児童扶養手当を受けている方	
転校の手続き（小・中学校）	学校教育課（役場行政棟４階）
水道の手続き	水道課（役場議会棟１階）
犬を飼っている方	環境政策課（役場行政棟４階）

特別永住者証明書の有効期間の更新

問 住民課　TEL 282-1711（内線 1124）

特別永住者が所持する特別永住者証明書は、有効期限までに有効期間の更新が必要です。特別永住者証明書の有効期限は以下のとおりです。

- 16歳以上の方…所持する特別永住者証明書が発行されてから７回目の誕生日（申請は有効期限の２か月前から受付可）
- 16歳未満の方…16歳の誕生日（申請は有効期限の６か月前から受付可）

申請には特別永住者証明書、パスポート（お持ちの方のみ）、顔写真１枚（縦４cm×横３cm）が必要です。

永住者が所持する在留カードの有効期間の更新

問 東京出入国在留管理局水戸出張所　TEL 300-3601

永住者が所持する在留カードは、その有効期限までに有効期間の更新が必要です。有効期限は特別永住者とは異なります。なお、申請先は東京出入国在留管理局となります。

新型コロナワクチン接種証明書

問 住民課　TEL 282-1711（内線 1121）

「日本国内用」「海外用及び日本国内用」の２種類の証明書があります。交付までには５開庁日程度かかります。発行手数料は無料で、郵送による申請も可能です。また、スマートフォン用のアプリとして「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」があります（マイナンバーカードが必要）。

必要なもの

- 交付申請書
- 旅券（パスポート）…「海外用及び日本国内用」を申請する場合のみ
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 接種券番号の分かるもの（予備の接種券等）、マイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード）、接種日時点の住所記載のある運転免許証…いずれか１点
- 接種済証、接種記録書…いずれか１点
- 委任状（代理人が申請する場合のみ（同一世帯でも必須））

※郵送による申請は、上記の書類の写し（申請書および委任状は原本）に加え、現住所の記載のあるマイナンバーカード等の本人確認書類の写しと必要料金分の切手を貼った返信用封筒が必要となります。



マイナンバー

マイナンバー制度に関すること

問 総務人事課　TEL 282-1711（内線 1312）

平成27年10月以降、日本国内に住民票がある方に、一人ひとり異なる12桁のマイナンバーが通知されています。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバーカードに関すること

問 住民課　TEL 282-1711（内線 1124）

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが表示されています。

カードの表面は本人確認書類として、裏面はマイナンバーを確認する書類として利用できます。また、カード裏面にあるICチップ内には２種類の電子証明書（①署名用電子証明書、②利用者証明用電子証明書）が搭載されています。

なお、詳細は「マイナンバーカード総合サイト」（地方公共団体情報システム機構）をご覧ください。

●電子証明書について

①署名用電子証明書（英数交じり６桁以上の暗証番号）…インターネットを利用して確定申告（e-TAX）をするときなどに使用します。

②利用者証明用電子証明書（数字４桁の暗証番号）…コンビニで住民票等を取得するとき、マイナポータルへログインするときなどに使用します。

●マイナンバーカードの更新手続き

カードには、カード自体の有効期限と電子証明書の有効期限があり、更新等の手続きが必要です。有効期限の３か月前から手続きが可能です。

申請したとき	カード自体の有効期限	電子証明書（ICチップ内）の有効期限
成年	発行から10回目の誕生日まで	発行から5回目の誕生日まで
未成年	発行から５回目の誕生日まで	

※令和４年４月１日から成人年齢が18歳に変更となりました。

●マイナンバーカードをなくしてしまったとき

下記の電話番号に連絡して、カード機能の一時停止の手続きを行ってください。併せて、最寄りの警察署や交番、住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出が必要です。カードの再発行には1,000円程度かかりますので、ご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）	0120-95-0178
個人番号カードコールセンター（有料）	0570-783-578

●通知カード

令和２年５月25日以前に発行されていた通知カードは、紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするものです。券面にはマイナンバーのほか、氏名、住所、生年月日、性別等が記載されており、マイナンバーの確認が求められたときに必要となります。

住居表示

住居表示

問 住民課　TEL 282-1711（内線 1124）

村内の市街地の一部では、都市化が進んだことから、土地の地番による住所の表示に不都合が生じています。そこで、市街地の住所の表示については、これまでの地番によるものに代えて、建物に番号を付けて表示する「住居表示」を、平成15年度から計画的に実施しています。住居表示を実施している地域に建物を新築した際は、住居表示の申請が必要となります。

また、住居表示実施時に区域内に住所や本籍があり、これらの表示が変更された場合は、そのことを証明する「住居表示変更証明書」や「本籍表示変更証明書」を無料で発行しています。各種手続きに必要な際はご利用ください。

なお、証明書の取得に際しては、住居表示実施前と実施後の住所地、本籍地の記載が必要となりますので、事前にご確認いただくようお願いします。



パスポート（旅券）

パスポート申請について

問 住民課 TEL 282-1711（内線 1121）　茨城県旅券室 TEL 029-226-5023

●対象者

○東海村に住民登録している方
○茨城県外に住民登録しており、東海村に居所があることを証明できる方（居所申請）

●申請に必要な書類等

必要書類＼申請の区分	新規作成	有効期間が残っている場合		
		有効期間残１年未満での新規作成	氏名・本籍の都道府県名が変わった場合	
			新規作成	記載事項変更旅券
申請書　１通	○	○	○	○
戸籍抄本または戸籍謄本　１通（発行日から６か月以内のもの）	○	原則不要	○	○
写真　１枚（６か月以内に撮影したもの）	○	○	○	○
本人確認書類（コピー不可。有効なもの）	○	不要（旅券で確認）	不要（旅券で確認）	不要（旅券で確認）
前回発行の旅券（期限切れまたは有効な旅券）	○（期限切れ旅券）	○（有効な旅券）	○（有効な旅券）	○（有効な旅券）
（住民票　１通）※居所申請の場合は必要です。	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

注１　申請書（住民課窓口備え付け）
- 申請書は５年用と10年用があります。ただし、18歳未満の方は、５年用のみの申請となり、法定代理人の同意・署名が必要です。

２　戸籍抄本または戸籍謄本
- 有効期間内に新しい旅券に切り替える場合で、前回の旅券から氏名、本籍の都道府県名に変更がない場合、戸籍抄（謄）本の提出を省略できます。
- 同一戸籍内の２名以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本１通の提出で兼ねることができます。

３　旅券の有効期間内に申請する場合
- 旅券の有効残存期間が１年未満になったとき、査証欄に余白がなくなった旅券の申請を希望するときは、新規申請をすることができます。この場合、残存期間は切り捨てとなります。

４　氏名や本籍の都道府県が変更になった場合
- 新規申請または訂正申請が必要です。新規申請の場合、残存期間は切り捨てになります。
- 記載事項変更旅券は、有効期間満了日が変更前の旅券と同一になる旅券です。

５　前回発行の旅券
- 有効期間が残っている場合、旅券を返納しないと、新規の受付はできません。
- 前回の旅券は、失効している場合でも持参ください。

６　住民票
- 居所申請をする場合は、住民票が必要です。

●受領について

- 受領は、必ず本人がお越しください。
- 受領に必要なもの
  ○申請のときにお渡しした旅券引換書
  ○所定の手数料
- 必ず６か月以内に受領ください。受領されない場合、その旅券は失効となり、次回申請時には、事情の確認があります。

申請の区分	手数料額	内訳	
		収入印紙	茨城県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
５年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
申請時12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円

●取り扱い時間

申請や交付の受け付けは、月～金曜日（祝日を除く）の午前９時～午後４時45分です。なお、窓口延長を実施する第１・第３木曜日は交付のみ午後７時まで行います。
※緊急交付など特別な場合は、茨城県旅券室へお問い合わせください。

保険・年金

健康保険

国民健康保険（国保）とは

問 保険課　TEL 282-1711（内線 1132）

誰もが安心して医療機関にかかれるように、普段から収入などに応じて負担し合い、いざというときに備えるという相互扶助の精神から生まれたのが、今日の「国民皆保険制度」で、誰もが何らかの医療保険に加入することとなっています。

国民健康保険は、地方公共団体が運営している医療保険制度です。

国民健康保険の各種届出

問 保険課　TEL 282-1711（内線 1132）

届出が必要なとき		届出に必要な物
加入	他市町村から転入してきたとき	年金手帳または基礎年金番号通知書
	退職などで勤務先の健康保険などをやめたとき	健康保険の資格喪失証明書（退職証明書、離職票でも可）、年金手帳または基礎年金番号通知書
	健康保険などの扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書（年金手帳または基礎年金番号通知書）
	国民健康保険組合をやめたとき	組合喪失証明書
	生活保護を受給しなくなったとき	保護廃止決定通知書（年金手帳または基礎年金番号通知書）
	子どもが生まれたとき	印鑑、世帯主名義の銀行口座番号の分かるもの
喪失	他市町村へ転出するとき	国民健康保険証、世帯主名義の銀行口座番号の分かるもの
	勤務先の健康保険などに加入したとき 健康保険などの扶養家族になったとき	世帯主名義の銀行口座番号の分かるもの、国民健康保険証と勤務先の健康保険証
	国民健康保険組合に加入したとき	世帯主名義の銀行口座番号の分かるもの、国民健康保険証と勤務先の健康保険証
	生活保護を受給することになったとき	国民健康保険証、保護決定通知書、（年金手帳または基礎年金番号通知書）
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、喪主名義の銀行口座が分かるもの、告別式の御礼状等喪主の名前が分かるもの
その他	住所、世帯主、氏名、続柄等が変更になったとき	国民健康保険証
	国民健康保険証をなくしたり、汚して使用できなくなったとき	窓口で身分の確認ができる公的なもの（免許証、公的な領収書等）、印鑑、使用できなくなった保険証
	修学のため、村外に住所を定めるとき	印鑑、在学証明書、保険証
	退職者医療制度の対象となったとき	国民健康保険証、年金証書

高額療養費

問 保険課　TEL 282-1711（内線 1132）

●支給の内容

国民健康保険の被保険者本人と家族が医療機関などにかかり、自己負担額が一定額を超えたときは、その超えた分について支給されます。

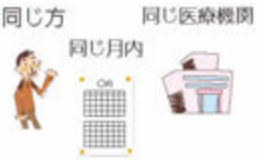
該当者へは約３か月後に高額療養費支給申請通知書が届きますので、申請してください。

●限度額適用認定証

病気等で入院した場合、「限度額適用認定証」を医療機関窓口に提示することで、負担額が自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」が必要な方は、入院前に申請が必要です。

※国保税に未納がない場合に限ります。

●高額療養費



高額療養費（70歳未満の場合）

同じ方が同じ月内に同じ医療機関で支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

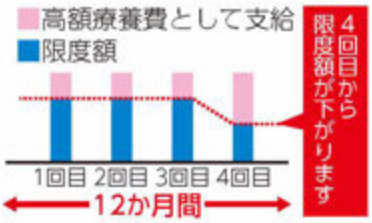
●自己負担限度額（月額）

所得※区分		３回目まで	４回目以降
ア	所得901万円超	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	所得600万円超901万円以下	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	所得210万円超600万円以下	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	所得210万円以下（住民税非課税世帯除く）	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は所得区分アとみなされます。

高額療養費の支給が４回以上あるとき

過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が４回以上あった場合、４回目以降の限度額を超えた分が支給されます。



高額療養費（70歳以上75歳未満の場合（後期高齢者医療制度で医療を受ける方を除く））



70歳以上75歳未満の方は、下表の外来（個人単位）の限度額Aを適用後に外来＋入院（世帯単位）の限度額Bを適用します。

低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保険課医療保険担当に申請してください。

●自己負担限度額（月額）

所得区分			外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％（4回目以降※1は140,100円）	
	Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％（4回目以降※1は93,000円）	
	Ⅰ	課税所得145万円以上※2	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％（4回目以降※1は44,400円）	
一般		課税所得145万円未満等	18,000円（年間14.4万円上限）	57,600円（4回目以降※1は44,400円）
低所得者Ⅱ			8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			8,000円	15,000円

※1　過去12か月以内にBの限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※2　課税所得が145万円以上の方でも収入等の条件によって、所得区分が「一般」になる場合があります。

●75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

●入院したとき



入院したときは、診療にかかる費用とは別に食事代を負担します。下記の標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

入院したときの食事代（1食あたりの標準負担額）

区分		標準負担額
一般（下記以外の方）		1食460円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内	1食210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食160円
低所得Ⅰ		1食100円

●住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、保険課医療保険担当に申請してください。

●65歳以上の方が療養病床に入院したときは、食費1食当たり460円（一部医療機関では420円）・居住費1日当たり370円を自己負担します。所得や疾病などにより、負担が軽減される場合があります。

●医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合

国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して限度額を超えたときには、申請によりその超えた分が支給されます。

合算した場合の限度額（年額/8月～翌年7月）

70歳未満の方

所得区分		限度額
ア	所得901万円超	212万円
イ	所得600万円超901万円以下	141万円
ウ	所得210万円超600万円以下	67万円
エ	所得210万円以下（住民税非課税世帯除く）	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

70歳以上75歳未満の方

所得区分			限度額
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ	課税所得380万円以上	141万円
	Ⅰ	課税所得145万円以上※	67万円
一般		課税所得145万円未満等	56万円
低所得者Ⅱ		住民税非課税世帯	31万円
低所得者Ⅰ		住民税非課税世帯（年金収入80万円以下）	19万円

※課税所得が145万円以上の方でも収入等の条件によって、所得区分が「一般」になる場合があります。



出産育児一時金

問 保険課　TEL 282-1711（内線 1132）

国民健康保険の被保険者が「産科医療補償制度」加入医療機関で出産したときは、1児の出産に付き42万円が支給され、出産予定日まで1か月以内であれば貸付制度もあります。

なお、妊娠85日以上であれば、流産・死産の場合も支給されます。

葬祭費

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1132）

国民健康保険の被保険者が死亡したときは、その葬祭をした方に５万円が支給されます。

生活習慣病予防健診（一般ドック・脳ドック）

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1131）

国民健康保険の被保険者を対象に、一般ドックおよび脳ドックに要する費用の７割を補助します。補助の対象となる医療機関は次のとおりです。受診費用はお問い合わせください。

●生活習慣病予防健診補助対象医療機関

一般ドック

医療機関名等
村立東海病院
日製ひたちなか総合病院　総合健診センター
日製日立総合病院　日立総合健診センター
茨城県メディカルセンター
東関東クリニック

脳ドック

医療機関名等
聖麗メモリアル病院　脳ドックセンター
聖麗メモリアル病院ひたちなか
プレインピア南太田
プレインピアひたちなか
日製ひたちなか総合病院　総合健診センター
日製日立総合病院　日立総合健診センター

なお、村の健診を受けた方は、一般ドックの補助を受けることはできません。費用補助は一般ドックまたは脳ドックのいずれか１回限りとなります。

退職者医療制度

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1132）

国民健康保険に加入している方のうち、20年以上会社や官公署等に勤めて年金を受給している65歳未満の方とその家族（国民健康保険に加入している65歳未満の方）は、退職者医療制度の適用を受けます。自己負担割合は、退職者本人、被扶養者とも、一般の国民健康保険と同様に３割となります。

●加入者

○国民健康保険の加入者で、厚生年金、船員保険あるいは各種共済組合から老齢（退職）年金を受給している被用者年金受給者
○40歳以後に上記の被用者年金に加入し、その期間が通算10年以上の老齢年金を受けている方
○国民健康保険の被保険者本人の配偶者（婚姻関係と同様の事情にある方も含む）と３親等内の親族かつ同一世帯で、主として被保険者本人により生計を維持されている方

●適用日

退職者医療制度の加入資格は、年金受給権の発生の日から適用となります。

●届出

公簿等で確認後、公的に処理します。

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1133）

被保険者証に負担割合が記載されている国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は、70歳以上75歳未満の方に交付されます。

70歳の誕生日の翌月１日から75歳の誕生日の前日までが該当になります（70歳の誕生日が１日の方は、誕生月の１日から75歳の誕生日の前日までが該当）。

70歳の誕生日を迎えられた国民健康保険被保険者の方には、誕生月の末日までに国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付します（70歳の誕生日が１日の方は、誕生月の前月末日までに送付）。

保険証を提示しないで医療を受けたとき

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1132）

「旅行中の急病で保険証を持ち合わせていなかった」というような、緊急かつやむを得ない理由により保険証を提示しないで医療を受けたときは、自費で医療費を支払い、後日、国民健康保険から保険相当分（７割）を払い戻すことができます。ただし、医療機関に支払った金額の７割が払い戻されるのではなく、保険証を提示して診療を受けたときを基準に審査し、その７割が払い戻されます。

●申請手続きに必要なもの

- 手続きに来庁される方の身分証明書（別世帯の方が手続きに来庁される場合は、委任状の提出が必要）
- 診療を受けた方の国民健康保険証
- 支払った時の領収書（原本）
- 診療内容証明書か診療内容明細書のいずれか一方
- 認め印（シャチハタは不可）
- 世帯主の方の振込先が分かる預金通帳または金融機関のキャッシュカード（世帯主以外の方の口座に振り込みを希望する場合は、承諾書の提出が必要）

事件・事故に遭ったとき

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1132）

傷害事件や交通事故など、第三者の不法行為によって受けたけがや病気を「第三者行為」といいます。

国民健康保険で医療を受けるときは、事前に「第三者行為による被害届」を保険課へ提出し、許可を得てください。また示談は、保険課と相談して慎重に行ってください。安易に示談をすると、医療費の請求ができなくなることがあります。



医療福祉費支給制度（マル福・マル特制度）～村独自に高等学校卒業まで～

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1134）

対象者の医科・歯科・調剤等の保険適用分医療費の一部を公費で助成します。

●自己負担金（重度心身障害者を除く）

外来の場合 600円（月２回、1,200円まで）

入院の場合 １日300円（月3,000円まで）と食事代

村では、自己負担金の助成を行っています。詳細は保険課へお問い合わせください。

対象者

区分	受給資格
小児	・０歳～小学６年生の外来費 ・０歳～高校３年生の入院費
特例小児	・０歳～高校３年生の県制度非該当者 ・中学１年生～高校３年生の外来費
母子・父子家庭	・18歳未満の児童・20歳未満の障害児または高校在学者を育てているひとり親とその児童 ・父母のない児童（母子認定とする） ・父母のない児童を育てているひとり親とその児童
障がい	・身体障害者手帳１級・２級 ・身体障害者手帳３級の内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス・肝臓） ・療育手帳Ａ・Ⓐ（知能指数35以下） ・身体障害者手帳３級かつ知能指数が50以下 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３の１級に該当する特別児童手当支給対象者 ・障害年金１級受給者 ・精神障害者保健福祉手帳１級
妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦

●申請に必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 口座番号の分かるもの
- 母子手帳（妊産婦のみ）
- 障害認定を証明する手帳・書類（重度心身障害者のみ）
- 課税証明書（所得の状況が役場で分からない方のみ）

※必要な年度についてはお問い合わせください。

養育医療給付制度

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1134）

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

●自己負担金

生計を一にしている方全員の所得に応じて決定されます。

ただし、医療福祉費支給制度（マル福・マル特制度）の対象の方については、自己負担金が助成されるため、自己負担金の徴収はありません。

●対象

医師が入院療養を必要と認めた次のいずれかの症状のある方

○生まれたときの体重が2,000ｇ以下

○生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温34℃以下、チアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸等の症状がある場合

●給付を受けられる期間

満１歳までの入院している期間

●申請に必要なもの

- 健康保険証（乳児のもの）
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 課税証明書類（所得の状況が役場で分からない方のみ）
- 養育医療意見書（様式は役場で配布）

後期高齢者医療制度

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1134）

平成18年６月の健康保険法等の改正に伴い、平成20年４月１日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まりました。これにより、後期高齢者は現在加入している国保や社保（被扶養者を含む）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。対象となるのは次の方です。

○75歳以上の方

○65歳以上75歳未満の方で、一定の障がいを持ち、広域連合長が認めた方

●負担割合

負担割合は、世帯ごとに決まります。住民税申告で計上される収入および所得を用い、１割、２割または３割の判定を行います。毎年の所得申告を忘れずに行ってください。

●自己負担限度額（月額）

１か月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額までの支払いで済みます。

※複数の病院・薬局にかかり、合計で自己負担限度額を超える窓口負担をした場合、超えた分は高額療養費として支給されます。

自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×１％ 〈多数回140,100円 ※１〉	
現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×１％ 〈多数回93,000円 ※１〉	
現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×１％ 〈多数回44,400円 ※１〉	
一般Ⅱ	18,000円または（6,000円+（医療費-30,000円）×10％）の低い方を適用（年間上限144,000円 ※２）	57,600円 〈多数回44,400円 ※１〉
一般Ⅰ	18,000円（年間上限144,400円 ※２）	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※１　直近の12か月で３月（回）以上、自己負担限度額を超えたときは、４月（回）目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

※２　外来年間合算：一般区分の方で、１年間の自己負担額が144,000円を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されます。

年金

国民年金

問 保険課　TEL 282-1711（内線 1133）

私たちは一生を幸せに暮らしたいと願っています。しかし、人間は年を取ることを避けられません。そこで老後のためにできた制度が国民年金制度で、満20歳以上の全ての国民を加入の対象としています。

●国民年金の加入者

加入するのは、満20歳以上60歳未満の方です。加入する方（被保険者）は、保険料の納め方などの違いから、次の３種類に分けられています。このうち第１号被保険者は、自分で保険料を納めなければなりません。

○第１号被保険者…国内に住む満20歳以上60歳未満の自営業者等や学生など
○第２号被保険者…厚生年金・共済年金等に加入している方
○第３号被保険者…厚生年金・共済年金等に加入している方に扶養されている配偶者

任意加入被保険者（希望で加入する方）

○老齢基礎年金を受けていない60歳以上70歳未満の方
○海外に住んでいる20歳以上70歳未満の日本人
○厚生年金・共済年金などの老齢（退職）年金の受給権者
※新規加入する場合は、保険料の納付は原則として口座振替になります（やむを得ない場合を除く）。

●国民年金の加入手続き

厚生年金や共済年金などをやめた方は、忘れずに種別変更の手続きをしてください。

●国民年金の保険料

保険料を納める期間は、満20歳で加入した月から満60歳になる前月までです。自分で保険料を納めなくてはならないのは、第１号被保険者のみです。保険料の額は、定額保険料が１か月16,590円（令和４年度）で、付加保険料を希望する方は１か月400円増しとなります。保険料は毎年度変わります。

●国民年金保険料の納付方法

・納付書払い　・口座振替
・クレジットカード払い

国民年金保険料はお近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアの窓口で納めることになります。

なお、口座振替により納付している方は、指定された預金口座から引き落としが行われます。

●国民年金保険料の免除

免除申請の対象

・所得が一定以下の方
・天災や失業等の理由により、保険料を納付することが著しく困難な方
・所得が一定以下で保険料を全額納付することが困難な方（保険料一部免除）
・生活保護法による生活扶助を受けている方
・障害基礎年金または被用者年金の障害年金（１・２級）の受給権者

学生納付特例制度

学生は、一般に所得がなく、保険料を自分で納めることが困難であることが考えられるため、学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が卒業まで猶予される「学生納付特例制度」があります。

●国民年金給付の種類

老齢基礎年金

保険料を10年以上納めた方が65歳になったときに支給されます。
※希望により満60歳からでも受給できますが、そのときは１か月当たりの給付額が減額されます。

障害基礎年金

・初診日時点で65歳未満
・初診日の前々月までの１年間に未納がない
・前々月まで３分の２が納付または免除

不慮の事故や病気で障がいのある状態となったときに支給されます。受給するには、初診日における保険料納付済みの期間（免除期間を含む）が加入期間の３分の２以上あることを必要としますが、20歳になる前に障がいのある状態となったときには、20歳から障害基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金

不慮の事故や病気等で加入者が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子がいる妻または子に支給されます。ただし、受給するには死亡したときの保険料納付済みの期間（免除期間を含む）が加入期間の３分の２以上あることを必要とします。

遺族基礎年金を受けられるのは次の方です。

・死亡した方の妻のうち、18歳未満の子（障がい者は20歳未満）と生計を同一にしている方
・死亡した方の18歳未満の子（障がい者は20歳未満）

寡婦年金

老齢基礎年金を受給できる要件を満たしている夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係がある、または生計維持されていた妻には、60歳から65歳まで夫が受けるはずであった老齢基礎年金の４分の３が支給されます。

このほか、保険料を３年以上納めた方が、年金を受給しないで死亡したときは、その遺族に死亡一時金が支給されます。

●国民年金への外国人の加入

国内に住む満20歳から60歳未満までの方のうち、外国人登録をしている方は国民年金に加入しなければなりません。

税金

税金

個人住民税(村・県民税)

問 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

●納税者

1月1日現在で東海村に住んでいて、前年中に所得があった方に課税されます。

なお、次の方には、村・県民税が課税されません。

○前年中に所得がなかった方

○生活保護により生活扶助を受けている方

※1月2日以降に生活保護を受けた方は減免の申請により免除される場合があります。

○障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得が135万円以下の方

●納税額

均等割額

- 村民税:年額3,500円
- 県民税:年額2,500円(令和4年度から令和8年度までは、森林の保全整備や湖沼などの水質保全のための財源の「森林湖沼環境税」1,000円が加算)

※東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例に関する法律」が施行されたことにより、平成26年度分から令和5年度分までは、村民税、県民税それぞれに500円/年が加算されます。

所得割額 (所得金額−所得控除額)×税率−税額控除

●村・県民税の申告

1月1日現在東海村に居所のある方は申告が必要です。所得のない方(同一世帯員の被扶養者を除く)も必ず申告してください。

申告の必要がない方

年金受給者でほかに所得のない方、および給与所得のみの方のうち、前年中の給与所得の明細(給与支払報告書)が勤務先から東海村へ提出された方で、控除の追加がない場合と所得税の確定申告をした場合は申告不要です。

●納付の方法

普通徴収

村から送付された納税通知書により、年税額を4期に分けて納める方法です。

給与からの特別徴収

勤務先が納税者の給与から納税者の税額を天引きし、6月から翌年5月まで12回に分けて納める方法です。

年金からの特別徴収

年金保険者が納税者の年金から納税者の年金にかかる税額を天引きし、4・6・8・10・12・2月の計6回で納める方法です。初めて特別徴収の対象となる年度は、普通徴収で1期、2期まで納めて、残りの税額を10・12・2月の特別徴収で納めることになります。

※県民税についても、申告や課税は村民税と併せて行われます。

法人村民税

問 税務課 TEL 282-1711(内線 1117)

村内に事業所・事務所などがある法人に課税されます。

法人税(国税)を課税基準として、その8.4%(資本金が1,000万円未満の法人については6.0%)の金額(法人税割額)と、資本金および村内にある事業所、事務所の従業者数によって定められた金額(均等割額)の合計を、決算後2か月以内に自主申告・納付してください。

固定資産税

問 税務課 TEL 282-1711(内線 1112)

土地、家屋、償却資産これらを総称して固定資産といい、固定資産評価基準に基づいて価格を決定します。この価格を基に課税標準額を算定し税率1.4%を乗じて固定資産税となります。

●納税者

固定資産税を納める方は、原則として固定資産の所有者です。

●納税通知書

固定資産税は、村からの納税通知書によって納税者に税額を通知します。税額は条例で定められた納期(通常年4回)に分けて納税することになります。

納税通知書には課税標準額、税率、税額、納期限、各納期における税額、納付場所などを記載しています。

●届出が必要な場合

○所有者が亡くなった

○所有者の住所が変わった

○土地の利用状況を変更した

○建物を取り壊した

上記等の変更が生じた場合には、所定の様式での届出が必要となります。

都市計画税

問 税務課 TEL 282-1711(内線 1112)

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために課税されるものです。都市計画税は、課税標準額に税率0.3%を乗じて税額となります。

●納税者

都市計画税を納める方は、市街化区域内に所在する土地および家屋の所有者です。

●納税通知書

村からの納税通知書により税額を通知しますので、固定資産税とあわせて納税することとなります。

軽自動車税

問 税務課 TEL 282-1711（内線 1117）

●納税者と申告

4月1日現在で主たる定置場（駐車場）が村内にある軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）を所有している方に課税されます。納期限は5月末日です。

軽自動車等を購入したり登録内容を変更（名義変更・廃車・住所変更等）したりした場合、次の窓口に必ず申告してください。名義変更・廃車（盗難を含む）の場合は、手続きがされていないと引き続き課税されますのでご注意ください。

原動機付自転車・小型特殊自動車・バイクをお持ちの方

（新規に取得されたものやすでに取得済みである等の登録年月日を問いません）

車両区分	種別	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊	農耕作業用	2,000円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
軽二輪	250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円

軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方

平成28年度課税から三輪および四輪の軽自動車については、条件によって新税率が適用されています。なお、条件については、車検証の「初度検査年月」の年月で判定します。

車両区分	種別		（1）旧税率 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	（2）新税率 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	（3）重課税率 最初の新規検査から13年が経過した車両
三輪	ー		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

軽自動車の登録・廃車等の申告場所

<table>
<tr><th colspan="4">種別</th><th>届出場所</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td colspan="3">50cc以下</td><td rowspan="6">税務課
登録するときは、印鑑、販売証明書（譲渡証明書、廃車証明書をお持ちください。
廃車するときは、印鑑、標識（ナンバープレート）、標識交付証明書をお持ちください。</td></tr>
<tr><td colspan="3">90cc以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">125cc以下</td></tr>
<tr><td colspan="3">ミニカー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td colspan="3">農耕作業用</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td rowspan="7">軽自動車</td><td colspan="3">ポートトレーラー</td><td rowspan="5">軽自動車検査協会
茨城事務所
（水戸市酒門町4400
TEL 050-3816-3105）</td></tr>
<tr><td colspan="3">3輪</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4輪</td><td rowspan="2">自家用</td><td>乗用</td></tr>
<tr><td>貨物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業用</td><td>乗用</td></tr>
<tr><td>貨物</td></tr>
<tr><td colspan="4">2輪（125cc～250cc）</td><td rowspan="2">関東運輸局茨城運輸支局
（水戸市住吉町353
TEL 050-5540-2017）</td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪の小型自動車（250cc超）</td></tr>
</table>

●障がい者に対する軽自動車税の減免について

心身に障がいのある方が使用（所有）する軽自動車、心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方が使用（所有）する軽自動車、または心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免される場合があります。納税義務者のマイナンバーが確認できる書類、軽自動車納税通知書・印鑑・運転者の運転免許証・障害者手帳等を持参し、税務課窓口で申請または減免申請書と添付書類を郵送し申請してください。

申請受付期間は、納税通知書が届いた日から納期限までです。申請は毎年必要で、減免の対象となる軽自動車は、障がい者1人につき1台です。

※普通自動車で減免を受けている場合は、対象となりません。

たばこ税

問 税務課 TEL 282-1711（内線 1117）

たばこの代金には、たばこ税が含まれ、村の重要な財源となっています。

国民健康保険税

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1132）

国民健康保険税は、国からの助成金（負担金・補助金）とともに国民健康保険の大事な財源となっており、この税金で医療費が賄われています。税額は、前年の所得（加入者分）に対する所得割額、均等割額（個人割）の合算で計算され、納期は7月～3月（各月）の計9回となっています。

村税の納付

問 税務課 TEL 282-1711（内線 1115）

税金はそれぞれの収入や資産に応じて納めていただき、村民の皆さんの生活や健康を守り、住みよいまちづくりを進めるための大切な財源です。

村税は必ず納期限内に納付しましょう。

●村税等納期カレンダー

税目＼納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税	○			○				○			○	
軽自動車税		○										
村・県民税			○		○		○			○		
国民健康保険税				○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○		○		○		○		○		○	
後期高齢者医療保険料				○	○	○	○	○	○	○	○	

※納期限は、該当納期月の末日です。末日が土・日曜日、祝日等で金融機関が休業日の場合は、その翌月の最初の営業日となります。

※上記のほか随時で課税される場合があります。

●納付の方法

納税は、次の金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリと会計課（役場行政棟１階）でできます。

●納付場所

- 常陽銀行本店・各支店
- 筑波銀行本店・各支店
- 水戸信用金庫本店・各支店
- 茨城県信用組合本店・各支店
- 中央労働金庫本店・各支店
- 常陸農業協同組合本店・各支店
- ゆうちょ銀行・郵便局
- コンビニエンスストア（納付書裏面に記載されている各店舗）

●コンビニ納付・スマホ決済アプリでの納付について

次の納付書はコンビニエンスストア、スマホ決済アプリでは納付できませんので、金融機関等で納付してください。

- バーコードが印刷されていないもの
- 納期限が過ぎたもの
- 納付書１枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 金額が訂正されたもの
- 破損、汚損など、何らかの理由でバーコードが読み取れないもの

●口座振替納税について

口座振替納税は、一度申し込みをすれば、指定した預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落とされて納税する便利な制度です。

申し込み方法

①金融機関での申し込み

村内の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）窓口に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳の届出印を押印の上、直接金融機関へ申し込みください。お持ちいただくものは、預貯金通帳・印鑑（通帳に使用しているもの）・納税通知書です。

※村外の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）を利用する方は、「口座振替依頼書」をお送りしますので、ご連絡ください。

②役場での申し込み

金融機関のキャッシュカード（手続きの際に暗証番号の入力が必要）と、窓口に来庁する方の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど）をお持ちの上、税務課（役場行政棟１階）へ申し込みください。

※常陸農業協同組合は、役場での申し込みはできません。

口座振替のできる金融機関
• 常陽銀行　• 筑波銀行　• 水戸信用金庫 • 茨城県信用組合　• 中央労働金庫 • 常陸農業協同組合　• ゆうちょ銀行

注意してください

振替日に口座の預貯金残高が不足していると、振替ができませんので預貯金残高にご注意ください。口座振替ができなかった場合、納付書を送付しますので納付場所で納付してください。また、転出や死亡、取引金融機関の変更などで、振替口座を廃止・変更した場合には、必ず申し込みの金融機関で口座振替の取消や変更の届出を行ってください。

※口座振替が開始されるまでには、申し込み手続き後、１～２か月かかりますので、余裕をもって手続きしてください。

●督促手数料・延滞金について

指定納期限を過ぎてから約20日以内に納付が確認できない場合、督促状が発布され、督促手数料が加算されます。

また、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

督促手数料や延滞金が発生しないよう、必ず納期限は守りましょう。

●納税相談について

納税（納付）についてのご相談は、随時受け付けています。納税通知書・印鑑をお持ちの上、税務課窓口へお越しください。



税関係証明等の発行について

問 税務課　TEL 282-1711（内線 1117）

所得、納税、固定資産関係の証明等は税務課（役場行政棟１階）で発行します。発行できる時間は、月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前８時30分～午後５時15分です。発行できる証明等は下表をご覧ください。

●村税についての証明・閲覧一覧表

証明等		主な記載内容	手数料/通	委任状の必要	備考
納税証明書	税額等の証明	課税額に対する納税額や未納額	1税目当たり200円	有※1	固定資産の納税証明の場合、納税管理人指定や共有名義など所有者が異なる場合は所有者ごとの証明になります。
	未納のないことの証明	証明日現在未納がないこと	200円		
村・県民税課税証明書		所得額・課税額・扶養人数等	200円	有※1	
申告書の写し		村県民税申告書の写し	無　料		
土地・家屋の評価額証明書		（土地）所在、地目、地積、評価額等 （家屋）所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額等	200円	有※2	土地・家屋別に５筆（５棟）で１通となります。また納税管理人指定や共有名義など所有者が異なる場合は所有者ごとの証明になります。
土地・家屋の課税証明書		（土地）所在、地目、地積、課税額等 （家屋）所在、家屋番号、種類、床面積、評価額、課税額等			
課税台帳記載事項証明書		（土地）所在、地目、地積、評価額・課税額等 （家屋）所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額・課税額等			
所有不動産証明書		（土地）地目、筆数、地積、評価額 （家屋）種類、棟数、床面積、評価額			納税管理人指定や共有名義など所有者が異なる場合は所有者ごとの証明・発行になります。
名寄帳の写し		（土地）所在、地目、地積、評価額等 （家屋）所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額等、期別税額			
建物滅失証明書		所在、種類、構造、床面積、滅失年月日等	500円	無	事前に現地確認が必要な場合があります。
住宅用家屋証明書（登録免許税軽減証明）		租税特別措置法施行令の該当			添付書類が必要です。詳細は税務課までお問い合わせください。
建物現況証明書		所在、種類、構造、床面積、建築年月日等			事前に現地確認が必要な場合があります。
地番集成図の閲覧・写し		地番の配置、土地形状の概略、筆界等	200円	無	権利関係の確認や面積の計測には使用できません。
事業所所在証明書		法人の事業所所在地	200円	無	
軽自動車車検用納税証明書		車検で必要な納税証明書	無　料	無	車検証（コピー可）をお持ちください。

※１本人・同一世帯員以外の方が窓口申請に来る場合は、委任状が必要になります。法人の場合は、法人印または法人印の押印がある委任状が必要です。

※２窓口申請に来る方が、本人・共有名義人・納税管理人・相続人以外は委任状が必要となります。また、相続人が窓口申請に来る場合は、死亡の事実と親子関係などが確認できるものまたは、相続関係が証明できるものが必要です。その他、年の途中で名義が変わった場合は、登記簿謄本または売買契約書など名義が変わったことが確認できるものが必要となります。

その他：窓口に来ることが難しい方は、郵送で申請することもできます。詳細は村公式ホームページ（https://www.vill.tokai.ibaraki.jp）をご覧になるか、税務課へお問い合わせください。

●窓口申請について

申請方法　税務課窓口に備え付けの申請用紙により申請してください。

本人確認書類

本人（法人の場合は代表者本人）または代理人本人であることを確認させていただく本人確認書類は、次のとおりです。

なお、本人確認書類の種類により、１枚の提示で足りるものと２枚の提示が必要なものに分かれますのでご注意ください。

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

１枚の提示で足りるもの	２枚の提示が必要なもの
・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・小型船舶操縦免許証 ・宅地建物取引主任者証 ・船員手帳 ・療育手帳 ・国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き） ・写真付き住民基本台帳カード ・海技免状 ・電気工事士免状 ・教習資格認定証 ・戦傷病者手帳 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・マイナンバーカード	・写真貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証　・共済組合員証 ・国民年金手帳　・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書 ・共済年金または恩給の証書　・母子手帳 **▼上記の１枚とセットで証明できるもの** ※学生証　※法人が発行した身分証明書（顔写真付き）　※銀行カード　※病院の診察券 ※上記に掲げる書類を除く、国または地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）

注）：「※」を表示した本人確認書類は、「※」を表示していない本人確認書類と組み合わせてご提示ください。
「※」を表示した本人確認書類のみを２枚以上ご提示いただいても本人確認できませんので、ご注意ください。

生活・環境

ごみ・リサイクル

し尿・浄化槽汚泥の収集

問 清掃センター TEL 282-7289

村が許可している業者は、次の２社です。

●許可業者

(有)東海環境サービス(TEL 282-2537)
(有)東海共同企業(TEL 282-7711)

ごみの分別

問 清掃センター TEL 282-7289

●ごみの分別収集にご協力を

ごみは家庭から必ず発生するものです。ごみを適正に分別することにより、焼却施設や最終処分場の延命化を図ることができ、ごみの減量化や資源の有効利用・リサイクルにもつながります。適正な分別はごみ排出のスタート地点である皆さんに頼るところが大きく、皆さんの大切な役割でもあります。

●ごみの分別に迷ったときは…

ご家庭などで不要となった物を処分するときは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」と「資源物」に分別してください。ごみの中には、村では受け付けることのできない物もありますので、分別に迷ったときは、清掃センター作成の「保存版・ごみ処理ハンドブック」をご覧になるか、清掃センターへお問い合わせください。また、村公式ホームページや村公式LINEから、ごみの出し方について調べることもできます。

広告

東海村環境整備事業協会

◆(株)ビーンズクリーンサービス
照沼30-4 ☎ 283-1697

◆(有)川崎産業
舟石川823-8 ☎ 282-7316

◆(有)東海環境サービス
石神内宿2478-17 ☎ 282-2537

◆(有)東海共同企業
村松3115-16 ☎ 282-7711

◆村松衛生社
村松3331-11 ☎ 282-3232

◆フジワクリーン
須和間640-21 ☎ 215-9177

～廃棄物の適正処理はお任せください～

ごみを出すときは、「指定ごみ袋」「粗大ごみ処理券」の使用を

問 清掃センター TEL 282-7289

燃えるごみや燃えないごみ、粗大ごみを出すときは、村の「指定ごみ袋」または「粗大ごみ処理券」をお使いください。ご使用になっていないごみは回収しません。なお、指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、村内の店舗で購入することができます。詳細は、清掃センター作成の「保存版・ごみ処理ハンドブック」や村公式ホームページなどでご確認ください。

指定ごみ袋の種類と価格

指定ごみ袋の種類	袋の色	容積	価格(枚数)
燃えるごみ	黄色	45リットル	200円(10枚)
		30リットル	150円(10枚)
		20リットル	100円(10枚)
燃えないごみ	青色	45リットル	200円(10枚)
		30リットル	150円(10枚)
		20リットル	100円(10枚)

粗大ごみ処理券の価格

粗大ごみ処理券	券の色	価格(枚数)
	ピンク色	200円(10枚)

燃えるごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

①燃えるごみとは、生ごみや枝葉、資源にならない紙くず、プラスチック製品や木製品などです。
②台所の残飯など水分の多いごみは、水分をよく切ってください。
③指定ごみ袋に入れて、ごみ袋の口をしっかり結んでください。
④収集日の午前８時30分までにごみ集積所へ出してください。なお、収集日以外には出さないでください。燃えないごみや粗大ごみも同様です。
⑤段ボール箱は資源物ですので、一般ごみを入れて出したりせずに、ひも等でしばって指定された資源物ステーションへ出してください。

燃えないごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

①燃えないごみとは、小型の電化製品、金属製品、陶磁器、ガラス製品などです。
②指定ごみ袋に入れて出してください。

粗大ごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

①粗大ごみとは、指定ごみ袋に入らない大きさのもので、電子レンジ、布団類、自転車、家具などです。
②集積所に出せるのは、縦＋横＋高さの合計が３m未満かつ50kg以内のものです。
③粗大ごみ処理券をよく見えるように貼って出してください。
④収集日は月２回ですので、よく確認してください。

多量のごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

1回で50kgを超える重さになるごみは、ごみ集積所に出すことはできません。分別して、燃えるごみはひたちなか・東海クリーンセンターへ、燃えないごみや粗大ごみ、資源物は東海村清掃センターへ、それぞれ直接搬入してください。

※ひたちなか・東海クリーンセンターへの土曜日と年末年始の可燃ごみ直接搬入は、予約制となります。詳細は、ひたちなか・東海クリーンセンター予約センター(TEL 219-5553)へお問い合わせください。

収集できないごみ

問 清掃センター TEL 282-7289

次の物は村で収集できません。適切な処分をお願いします。

家電リサイクル法該当品目(エアコン、テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、タイヤ、バッテリー、バイク、農機具、ブロック、コンクリート、瓦、レンガ、廃油、土砂、建築廃材、各種事業で生じたビニール・ポリ・プラスチック類、農業用ビニール、農薬・劇薬等の入っているまたは入っていた容器、農業用土壌消毒剤、有毒ガスを発生させる物、燃え殻、施設を傷付ける可能性が高い爆発物(ガスボンベ等)、その他産業廃棄物として指定されている全ての物

家電リサイクル法該当品目の処分

問 清掃センター TEL 282-7289

エアコン、テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を処分するときは、小売店へ引き取りを依頼してください(リサイクル券と運送料金が必要)。

また、直接引き取り所へ搬入することも可能です。直接引き取り所へ搬入する場合は、郵便局でリサイクル券を購入(振込手数料は別途)した後、引き取り所へお持ちください。

ごみ集積所の新設・移転・廃止

問 清掃センター TEL 282-7289

ごみ集積所の設置には、一定の要件があるほか、届出が必要となります。まずは清掃センターへお問い合わせください。

再生資源物の回収

問 清掃センター TEL 282-7289

資源物16種類(ガラスびん(3色別)、ペットボトル、空き缶、スプレー缶、使用済み乾電池、使用済み蛍光管、水銀体温計、包装紙・菓子箱等、段ボール、紙パック、新聞、雑誌、布製品、プラスチック製容器包装)は、各自治会で定められた資源物ステーションに出してください。

また、再生資源物の分別回収を行う団体(子ども会、自治会等)に対しては、再生資源物1kgに付き7～15円の報奨金が交付されます。清掃センターに団体の登録をして、積極的に再生資源物の回収を行いましょう。

リユース品の展示・販売

問 清掃センター TEL 282-7289

清掃センターでは、リユース事業を推進するため、リユース品の展示・販売を行っています。廃棄品からまだ使える物を見つけ出し、簡単な整備を行い販売していますので、ぜひお立ち寄りください。

販売日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、販売日時が変更となる場合があります。

販売品目 中古家具、雑貨、未使用の食器　等

購入資格 東海村在住の方(営利目的の方を除く)

販売方法 常設展示・常時販売

エコ・ショップ制度

問 清掃センター TEL 282-7289

環境に優しい商品の販売やごみの減量化、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

使用済み食用油(廃食用油)の回収

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1454)

資源の有効活用を通して、循環型社会の形成等に貢献するため、一般家庭で天ぷらなどの調理に使った植物性の食用油(廃食用油)を回収しています。

●回収している廃食用油

菜種油、ごま油、紅花油、とうもろこし油、サラダ油などの植物性の食用油(著しく汚れたものや変色したものを除く)

●回収できない油

著しく汚れた油、ラード、パーム油、鉱物油、エンジンオイル

●回収方法

廃食用油(調理の際の残りかすを可能な限り取り除く)をプラスチック製容器(ペットボトル等)に入れ、キャップ(ふた)をしっかり閉めてこぼれないようにしてください。開栓後にキャップが固定できない容器に入れる場合は、ガムテープ等でキャップを固定し、中身がこぼれないようにしてください。

※未使用のまま賞味期限を過ぎてしまった食用油など(未開封の場合)は、移し替える必要はありません。

●回収場所

各コミュニティセンターや清掃センターに設置の専用回収ボックスへ容器ごと投入してください。

生ごみ処理機器購入費の補助

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

家庭で使用する生ごみ処理機器を購入する方に、購入費の2分の1を補助します。補助の限度額は、電気式が3万円、電気式以外が4,000円です。

生活

不法投棄物の処理について

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1451）
ひたちなか警察署東海地区交番 TEL 287-0110

所有する土地に捨てられたごみ等の不法投棄物の処理は、法律上、その土地の所有者や管理者が行うこととなります。

なお、自転車やバイク、自動車などは、盗難品の可能性がありますので、最寄りの警察署へご相談ください。

ごみの屋外焼却の禁止

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1451）

廃棄物を屋外で焼却することは、ダイオキシン類の発生源となって環境汚染の原因となるほか、周囲にお住まいの皆さんに"悪臭がする・洗濯物が汚れる"などの被害を及ぼすこともあり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています（一部の例外を除く）。

さらに、火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。

空き地に繁茂した雑草は除去を

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1451）

空き地に雑草を繁茂させたまま放置することは、火災の恐れや不衛生、犯罪の誘発、美観を損なうなど生活環境上好ましくありません。土地の所有者は、適正に管理するよう努めましょう。

また、村では良好な環境を保全するため、空き地の雑草の除去について指導・勧告等を行っています。

ペット

犬を飼うときは

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1452）

生後３か月（91日）以上の飼い犬は、村への登録と、年１回の狂犬病予防注射が義務付けられています。村で行う予防注射の日程については、「広報とうかい」などでお知らせします。狂犬病はとても恐ろしい病気ですので、予防注射は必ず受けるようにしましょう。

また、犬が死亡したときは環境政策課へ「登録犬死亡届」を提出するか、ご連絡ください。

犬・猫の避妊・去勢手術費の補助について

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1452）

犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、野良犬などによる危害や迷惑を防ぐため、飼い犬（畜犬登録と狂犬病予防注射が済んでいること）または飼い猫の避妊・去勢手術費を補助します。

補助費用 犬・猫ともに１匹当たり避妊4,000円
去勢3,000円

※領収書・印鑑をお持ちの上、環境政策課へ申し込みください。

犬・猫に関する相談・引き取り

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1452）
茨城県動物指導センター TEL 0296-72-1200

犬・猫に関する相談は、環境政策課または茨城県動物指導センターで受け付けています。

犬・猫の飼育は終生飼養が原則ですが、やむを得ず飼育できなくなった場合には動物指導センターが有料で引き取ります。

ただし、犬・猫の引き取りは、犬・猫を安易に処分することを奨励しているものではありません。引き取りをお断りする場合もあります（譲渡先を探していない、繰り返し引き取りを求めている場合など）。

※原則、動物指導センターでは即日処分になります。

引取方法	条件	手数料額
動物指導センター窓口引取	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前８時30分～午後５時15分	成犬・猫　１匹4,000円 子犬・猫　１匹1,000円 （90日齢以下）
飼養場所（自宅）引取	引き取り時に麻酔等の特別措置が必要な場合に限る	成・子を問わず１匹につき7,000円

広告





防災・安全

防災・原子力安全

防災ラジオ・戸別受信機

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1523）

防災ラジオ・戸別受信機は、緊急時や通常時に村からの情報をご家庭で聞いていただくためのものです。防災ラジオ・戸別受信機は、世帯、事業所ごとに無料で貸し出していますので、大切に取り扱ってください。防災ラジオ・戸別受信機の電源は、一般家庭用電源（コンセント）と乾電池の２種類です。通常はコンセントに差し込んでください。

また、停電時の緊急放送受信のために、年１回の乾電池交換をお願いします。

なお、村に転入して新たに防災ラジオ・戸別受信機の貸し出しを希望する場合や村外へ転出する場合、使用していた防災ラジオ・戸別受信機に不具合が生じた場合は、防災原子力安全課へお問い合わせください。

●通常時の放送（定時放送）

村からのお知らせ

１日３回

午前７時20分、午後０時40分、午後７時30分

時報チャイム

１日２回

正午、午後４時30分（10月～３月）、午後６時（４月～９月）

●随時通信

道路の通行、水道の断水、行方不明者の捜索等、必要に応じて放送します。

●非常通信

大規模な地震・津波・風水害・原子力災害などが発生、または発生する恐れがある場合に放送します。

東海村原子力安全対策懇談会

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1523）

JCOの臨界事故後の平成12年に設置し、学識経験者、実務経験者、住民の代表者で組織されています。原子力防災対策および安全対策に関し、検討協議し多様な原子力施設が立地する本村の原子力政策に対する必要な提言・助言を行うことを目的としています。

原子力広報冊子「東海村の原子力」

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1524）

東海村の原子力安全行政の取り組みや防災対策、村内原子力事業所の概要、展示館等の案内を１冊にまとめた冊子「東海村の原子力」を編集・発行しています。

ハザードマップ等の作成・配布

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1523）

防災意識の啓発と知識の普及の一環として、「原子力広報・防災マップ」「東海村自然災害ハザードマップ」などの広報資料を発行しています。

●「原子力広報・防災マップ」

原子力の基礎知識から原子力災害対策までのポイントを、村内全域の航空写真とともに紹介した原子力広報・防災資料です。村内の避難所一覧等についても掲載していますので、最寄りの避難所等の位置確認などにお役立てください（令和４年３月発行）。

●「東海村自然災害ハザードマップ」

津波・洪水・土砂災害が発生した場合に、被災の恐れがある主な区域を示したもので、自然災害に備えて日頃から家庭で準備すべきことや避難の際に取るべき行動などを掲載しています（令和４年２月発行）。

災害時の避難所

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1522）

「東海村地域防災計画」では、災害（地震・津波・風水害等）により避難した人が短期・中長期にわたって滞在する施設を避難場所に指定しています。避難所等の周辺には案内板を設置していますので、お近くの避難所はどこにあるのか、家族全員で確認しておきましょう。

基幹避難所（災害時に優先して開設する避難所）

No.	基幹避難所名	所在地	電話番号
1	石神コミュニティセンター	石神内宿1609	283-2868
2	村松コミュニティセンター	村松3370-24	282-9944
3	白方コミュニティセンター	白方2077	287-3534
4	真崎コミュニティセンター	村松835-1	283-4477
5	中丸コミュニティセンター	須和間345-1	287-2128
6	舟石川コミュニティセンター	舟石川158-1	283-1951
7	東海村総合体育館	船場749-3	283-0673
8	東海村総合福祉センター「絆」	村松2005	283-2299
9	照沼小学校（津波避難拠点）	照沼905-2	282-2024

広告



株式会社 ナスカ
茨城県那珂郡東海村村松 3115-6
TEL 029-282-3150
FAX 029-282-4087

補完避難所（被災状況に応じて開設する避難所）

No.	補完避難所名	所在地	電話番号
10	白方小学校	白方2009	282-2680
11	中丸小学校	村松2124-8	282-2767
12	石神小学校	石神外宿1055	282-2005
13	舟石川小学校	舟石川690-1	282-9238
14	村松小学校	村松1443-2	282-4885
15	東海中学校	舟石川825-12	282-1625
16	東海南中学校	船場784-7	282-7821
17	茨城県立東海高等学校	村松771-1	282-7501
18	東海文化センター	船場768-15	282-8511
19	姉妹都市交流会館	東海3-6-7	282-0535
20	なごみ東海村総合支援センター	舟石川駅東3-9-33	287-2516

東海村消防団

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1523）

東海村消防団は、地域住民により組織され、地域での知見・経験を生かした防災活動を行う消防機関で、現在、193人の団員が非常勤の地方公務員として任用されています。

消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ火災や災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ、消火活動を行い、大規模な地震や風水害等災害発生時には、被害拡大防止にあたる一方、平常時には、地域行事の際の警戒等、地域に密着した活動を幅広く行っています。

また、平成29年12月には女性消防団員による女性部が発足し、村民への防火・防災・応急手当の普及活動等を行っています。

「東海村広域避難計画」

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1524）

村では、原子力発電所における事故・災害により、村外への避難を必要とする事態となったときの避難場所・方法などを定める「東海村広域避難計画」の策定を訓練による検証等を図りながら進めています。

●計画の基本的な考え方

- PAZ（予防的防護措置を準備する区域）内の方（原子力発電所から半径約５km圏内。東海村全域のほか、日立市等隣接３市の一部を含む）から放射性物質の放出前に避難を開始し、その後UPZ（緊急防護措置を準備する区域）内の方（原子力発電所から半径約30km圏内）がまずは屋内避難を実施し、空間放射線量等の実施状況に応じて避難
- 現在のコミュニティを維持するために、同一地区の住民の避難先は避難先自治体の同一地区に確保
- 一般村民は主に自家用車で、自力で避難が困難な避難行動要支援者等はバス・福祉車両等で避難
- 避難先は取手市・守谷市・つくばみらい市の学校等公共施設を指定

「東海村屋内退避及び避難誘導計画」

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1524）

村では、原子力発電所以外の原子力施設（試験研究炉施設、使用済燃料再処理施設、核燃料加工施設）における事故・災害により、屋内退避または村内外への避難を必要とする事態となったときの避難場所・方法などの方針を定めた「試験研究炉等における原子力災害に備えた東海村屋内退避及び避難誘導に関する基本方針」を策定し、訓練等により同方針の検証等を図りながら計画の策定を進めています。

●方針の基本的な考え方

- 原子力施設ごとに設定された原子力災害対策重点区域（UPZ（緊急防護措置を準備する区域）約５km、UPZ 約１km、UPZ約500m）内の方が、まずは屋内退避を実施し、空間放射線量率の状況に応じて避難を実施
- 現在のコミュニティを維持するために、同一地区の住民の避難先は避難先自治体の同一地区に確保
- 一般村民は主に自家用車で、自力で避難が困難な避難行動要支援者等はバス・福祉車両等で避難を実施
- 避難先は発災した原子力施設ごとに異なり、村内または日立市・常陸太田市・那珂市の学校等公共施設を指定

東海村原子力施設排水監視会

問 防災原子力安全課　TEL 282-1711（内線 1524）

原子力施設から放出される排水および専用排水管の監視を行い、排水管の健全性を確認することで、住民の安全と健康を確保するとともに、事業所の健全な進展を図ることを目的としており、関係する地区および関係団体の代表者で構成されています。

防犯・交通安全

県民交通災害共済

問 環境政策課　TEL 282-1711（内線 1452）

加入者が交通事故でけがをした、または死亡した場合、その度合いに応じて見舞金が給付される制度です。加入の申し込み・問い合わせは、環境政策課で受け付けています（新年度申し込み：２月から）。

●会費（年）

大人900円／人、中学生以下500円／人

※９月30日以降に加入の場合、会費は半額となります。

●共済期間

４月１日から翌年の３月31日まで（４月１日以降に加入したときは、加入日の翌日から加入した年度の年度末まで）

高齢者運転免許証自主返納支援について

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対して、デマンドタクシー利用券等を交付する事業を行っています。

●対象

○村に住所があり運転免許返納日において満65歳以上の方
○所有する全ての運転免許を自主返納した方
○自主返納した日から１年を経過していない方

交通安全・防犯教育指導員

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

交通安全・防犯教育指導員が、各教育機関や高齢者クラブ、村内事業所等を対象に、交通安全教室・防犯教室を随時開催しています。年齢や職域等に応じたきめ細かい交通安全・防犯教育を通して、交通事故・犯罪被害の防止に取り組んでいます。

民間交通指導員の活動

問 環境政策課 TEL 282-1711(内線 1452)

村内には民間交通指導員がおり、朝の登校・出勤時などに、街頭で交通安全指導を行っています。また、春・夏・秋・年末の交通事故防止運動期間中には、街頭での立哨指導や広報活動を行っています。

公共交通

デマンドタクシー「あいのりくん」

問 産業政策課 TEL 282-1711(内線 1269)

「あいのりくん」は、村内に住所を有する方を対象とした乗り合いタクシー方式による送迎サービスです。村内であれば、ご自宅や指定場所から目的地(戸口から戸口)まで、電話予約等によりご利用いただけます。利用に当たっては、事前に登録が必要で、利用料は１回(片道)300円です。

次に該当する方は１回(片道)100円です。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者
- 要介護認定者
- ６歳未満児

※日曜日・祝日・年末年始(12月29日～１月３日)は運休です。

※身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、要介護認定者ならびに６歳未満児(単独乗車不可)と、同乗する保護者(１人のみ)の利用料は、１回100円です。

※介助者も利用者と同料金で同乗することができます。詳細は、お問い合わせください。



水道・下水道

水道

水道料金・手続きについて

問 水道課　TEL 282-1711（内線 1154）

水道事業は皆さんからお支払いいただく水道料金で運営しています。安全・安心な水を安定的に供給できるよう、健全な事業経営を行っていきます。

●水道料金について

上水道の使用料金は、２か月に一度、偶数月に納めていただきます。料金の納付には、次の２つの方法がありますが、納め忘れがない口座振替による納付をお勧めしています。

口座振替による納付

- 水道課所定の依頼書を、取引先の金融機関へ提出してください。口座振替のできる金融機関は、下記の取扱金融機関です。
- 偶数月の28日が振替日です。28日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。

納入通知書による納付

偶数月の20日前後に納入通知書を郵送しますので、納入期限までに取扱金融機関（ゆうちょ銀行は指定された支店）やコンビニエンスストア、スマホ決済アプリ、水道課（役場議会棟１階）でお支払いください。

●取扱金融機関

常陽銀行／筑波銀行／水戸信用金庫／茨城県信用組合／中央労働金庫／常陸農業協同組合／ゆうちょ銀行

●手続きについて

次のような場合は水道課に届出が必要です。

○水道の使用を開始する場合
○水道の使用を中止する場合
○水道の使用者または所有者の名義を変更する場合

口径別水道料金表（２か月当たり）　（税込み）

用途	口径	基本料金		従量料金			
		水量	料金	水量	料金	水量	料金
専用給水装置	13㎜	16㎥	2,871円	16㎥を超え20㎥まで	1㎥につき22円	20㎥を超えたとき	1㎥につき183.70円
	20㎜	16㎥	3,003円				
	25㎜	16㎥	3,135円				
	30㎜	16㎥	4,444円			16㎥を超えたとき	1㎥につき225.50円
	40㎜	16㎥	6,006円				
	50㎜	16㎥	7,447円				
	75㎜	16㎥	11,242円				1㎥につき249.70円
	100㎜	16㎥	15,026円				
	150㎜	16㎥	22,220円				

給水装置について

問 水道課　TEL 282-1711（内線 1154）

●加入分担金

給水装置の新設または増径のときは、口径に応じた加入分担金を納付することになります。加入分担金は、給水工事申し込みの際に納付してください。なお増径のときは、それまでの加入分担金との差額になります。

水道加入分担金

給水管の口径	加入分担金
13㎜	99,000円
20㎜	132,000円
25㎜	198,000円
30㎜	352,000円

※40㎜以上については、お問い合わせください。

●水道工事は村指定店で

無断で水道工事を行うと、給水が受けられなくなります。水道工事は東海村指定給水装置工事事業者へ申し込みください。なお詳細は、水道課へお問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

○新たに水道を引き込む場合（新設）
○家の増改築などで水道を引き直す場合（増径・改造）
○家の解体などで水道を撤去する場合

●漏水かな？と思ったら

普段と水道の使い方は変わらないのに、前回の検針に比べて急に水道の使用水量が増えたときは、漏水の恐れがあります。次のようにして点検して下さい。

○自宅内外にある水道の蛇口を全て閉める
○メーター器のパイロット（銀色のコマ）を確認する

↓

パイロットが回転している場合は、漏水しています。漏水の修繕は、東海村指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

●受水槽などの適切な管理を

- ビルやマンションなどの３階以上の建物では、水圧が不足するため水道水を一度受水槽に受けてから給水するようになっていることがあります。
- 水質が悪化しないようにするため、受水槽の設置者および管理責任者は、水道法・茨城県給水施設条例の定めるところにより、清掃・施設の管理をしなければならないことになっています。

水道施設について

問 水道課　TEL 282-1711（内線 1156）

●浄水場・配水場

本村の水道施設は、久慈川を水源とする外宿浄水場と、県中央広域水道用水供給事業を利用して受水する須和間配水場があり、両施設から皆さんへ安全でおいしい水を供給しています。

●外宿浄水場の概要

原水の種類	久慈川表流水
処理能力（㎥／日）	9,838㎥／日
配水池の容量	3,000㎥×２池＝6,000㎥

●須和間配水場の概要

原水の種類	那珂川表流水の浄水を受水
配水池の容量	7,000㎥

下水道

下水道事業

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

下水道は日々の暮らしに欠かせないライフラインであり、公共用水域の水質保全等のため、計画的に整備し、将来にわたって使用する財産として、施設の維持・更新、機能確保を進めています。

汚水事業

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

昭和58年に事業許可を受けて開始された汚水事業は、計画変更を重ね、計画区域が1,589haとなりました。そのうち、1,210.2haの区域が供用を開始し、令和３年度末での普及率は91.4％となりました。

下水道基本計画では、令和７年を最終目標年次として整備を進めています。

雨水事業

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

雨水排除を目的とした雨水排水整備には、完成までに長い年月と多額の費用がかかります。

村内では、中央・北部・西部・東部・須和間・照沼の６本の雨水排水幹線のうち、中央・北部・西部・東部の４幹線で供用が開始されており、施設の維持管理を行っています。

受益者負担金制度

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。

そこで、下水道が整備されることによって利益を受ける区域の方に、都市計画法第75条の規定に基づき、その建設費の一部を負担していただいています。この制度は受益者負担金制度といわれ、土地に対して一度限りの賦課がなされます。

水洗化と下水道への接続

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

下水道供用開始の公示がされると、下水道処理区域内のくみ取り便所は３年以内に水洗便所へ改造しなければなりません。また、し尿浄化槽は遅滞なく下水道に切り替える必要があります。

下水道が整備された地域の方は早期に下水道に接続しましょう。

水洗便所改造資金の助成

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

下水道の供用開始の日から３年以内に、くみ取り便所または、し尿浄化設備のある水洗便所を、下水道に接続する工事を行う方を対象として、その工事費の融資あっせん、または助成を行っています。



排水設備の設置と維持管理

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

水洗便所や台所、風呂場等から出される生活排水を処理するために、個人の宅地内に設置される排水管などを排水設備といいます。

排水設備工事は村の指定を受けた「東海村排水設備指定工事店」に依頼してください。

下水道には何でも流せるわけではありません。下水道管の詰まりや破損の原因となる異物は、絶対に流さないでください。

流してはいけない物

トイレットペーパー以外の水に溶けない物
- ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品等
- 家庭ごみ（ゴム、ビニール、プラスチック容器）
- 布類（タオル、下着等）
- 油脂類（食用油、機械油等）
- 生ゴミ（野菜の切りくず、残飯等）
- 揮発物（アルコール、ガソリン、灯油等）
- その他のごみ、土砂等

排水管が詰まってしまった場合は…

異物が流れ込み、詰まりが生じた場合の宅地内の修繕費用は自己負担となります。また、下水道管や村が設置した公共汚水桝に異常が生じ、その原因が特定された場合は、村から修繕費用や清掃費用のご負担をお願いする場合もありますので、排水管の詰まりにご注意ください。

下水道使用料金について

下水道使用料金は、ポンプ場や終末処理場の経費、下水道管の清掃・補修費などの維持管理の費用に充てられます。下水道使用水量は、基本的に上水道使用水量に基づいて決められます。

下水道使用料金表（１か月当たり）　（税込み）

料金／種別	基本使用料		従量使用料	
	下水道使用水量	金額	下水道使用水量	金額（1㎥当たり）
一般汚水	10㎥まで	1,210円	10㎥を超え30㎥まで	143円
			30㎥を超え50㎥まで	154円
			50㎥を超え100㎥まで	165円
			100㎥を超えるもの	176円

※使用料は、口座振替と納入通知書のいずれかの方法によりお支払いください。なお、上水道を使用している方の下水道使用料金は水道料金と合わせてのお支払いとなります。

●井戸水を使用している場合

井戸水（散水栓は除く）を下水道に流す場合は、下水道使用水量の算定方法が変わりますので、必ず下水道課へ井戸水使用開始届を提出してください。

井戸水のみを使用している場合

１人１か月当たり６㎥を、下水道使用水量として認定します。

下水道使用水量＝居住人数×６㎥

水道水と井戸水を併用している場合

上水道の使用水量に、１人１か月当たり３㎥を足したものが下水道使用水量となります。

下水道使用水量＝居住人数×３㎥+上水道使用水量

※井戸水の使用水量は、居住人数を基に算出しています。居住人数に変更があった場合は、井戸水使用人数変更の届け出が必要となります。

浄化槽

問 下水道課　TEL 282-1711（内線 1192）

●浄化槽を設置するときは

浄化槽は、専門の知識と技術を持った業者に施工してもらう必要があり、家を新築または増築（便所部分を含む）するときに浄化槽を設置するときは、建築確認申請時に浄化槽明細書を届け出てください。

また、くみ取り便所を水洗便所へ改造して浄化槽を設置するときには、浄化槽設置届を下水道課へ提出してください。

●浄化槽設置費の補助

し尿・生活排水を処理する浄化槽を設置する次の全ての要件に該当する方を対象として補助金を交付しています。

○公共下水道事業計画区域外に設置する方
○住宅に浄化槽を設置しようとする方
○当該年度中に工事が完了する方

●浄化槽の維持管理

浄化槽は、保守点検と清掃を定期的に行う必要があります。

また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するための、法定検査もあります。

浄化槽の管理者（設置・使用する方）には、保守点検（年３回以上）・清掃（年１回以上）・法定検査（年１回）が浄化槽法で義務付けられています。

●その他浄化槽の手続きについて

浄化槽の休止、撤去、管理者変更を行った場合は、下表の書類を下水道課（役場議会棟１階）へ提出してください。各様式は、下水道課に備え付けてあるほか、茨城県ホームページからもダウンロードできます。

内容	様式
浄化槽の管理者を変更した場合	浄化槽管理者変更報告書
浄化槽の使用を休止した場合	浄化槽使用休止届出書
浄化槽を撤去した場合	浄化槽使用廃止届出書

土地・道路・住まい・空き家

都市計画

土地利用

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1243）

土地利用には、優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域があります。本村では、市街化区域1,103ha、市街化調整区域2,662haが決定されています。

東海村では、そのうち①第一種低層住居専用地域（217ha）②第一種中高層住居専用地域（67ha）③第一種住居地域（47ha）④第二種住居地域（64ha）⑤準住居地域（19ha）⑥近隣商業地域（9.8ha）⑦商業地域（9.2ha）⑧準工業地域（106ha）⑨工業地域（25ha）⑩工業専用地域（539ha）の10種類が決定されています。

都市計画道路

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1243）

市街地の健全な発展と都市基盤整備の根幹として、都市計画道路が決定されています。

東海村の都市計画道路は21路線（村道12路線、県道７路線、国道２路線）で、総延長約60kmが計画決定されており、うち15路線はすでに完成し、残りの路線についても整備中です。

地区計画制度

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1243）

東海村では、地区の特性に合ったまちづくりのため、地区計画制度を導入しています。

「地区計画」の定められた区域（東海駅東西地区・東海駅西第二地区・東海中央地区・部原地区）で建物等の新築や増改築、形態、意匠の変更などをするときは、着工の30日前までにその内容を都市政策課へ届出る必要があります。

市街化調整区域の建築制限

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1243）
農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

市街化調整区域には、原則として建物を建てることができません。農業用施設や集落出身者の住宅などの限られた施設については認められますが、建築にあたっては一定の建築制限があります（農地については、農地転用の手続きが別途必要（P88参照））。

事業用太陽光発電施設の設置届出について

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1243）

発電出力が10kW以上の太陽光発電設備や、村が指定した区域に設置する太陽光発電設備は、災害発生や事故の防止、良好な景観の保全等に配慮していただくため、東海村太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例に基づいた手続きが必要となります。

屋外広告物の掲出

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1243）

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。これらを定められた地域で掲出（けいしゅつ）、表示するときは、茨城県屋外広告物条例により許可を受けなければなりません。

なお、屋外広告物の許可申請手続きと併せて、他法令の許可等が必要な場合があります。

広告







土砂等による土地の埋立ての前に許可申請を

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1455）

土砂等により土地の埋め立てや盛り土、堆積を行う場合は、事業区域の面積により、村・県の許可が必要となります。

○村の許可…事業区域の面積が5,000㎡未満
○県の許可…事業区域の面積が5,000㎡以上

土地取引後に届出を

問 政策推進課 TEL 282-1711（内線 1337）

一定の面積以上の土地について売買等の契約を結んだときは、買い主は、契約締結の日から２週間以内に村に届出る必要があります。売買以外で届出が必要となるのは、譲渡担保や代物弁済、交換、保留地処分、地上権・賃借権の設定などです。なお、届出に必要な書類は、村公式ホームページに掲載してあるほか、政策推進課にも備え付けています。

●一定の面積

○市街化区域……2,000㎡
○市街化調整区域…5,000㎡

道路

道路の境界確認

問 道路整備課 TEL 282-1711（内線 1235）

家屋の建築、土地の売買、分筆・合筆などで村道または法定外公共物（里道）との境界を明確にしたいときは、道路境界確認申請を行ってください。

私道等の整備補助

問 道路整備課 TEL 282-1711（内線 1235）

個人または法人が所有している道路の舗装工事や側溝新設工事をするときに、その工事費の75％以内で補助金を交付する制度があります。

道路側溝の清掃をするときは

問 道路整備課 TEL 282-1711（内線 1235）

地域で道路側溝の清掃を行う際に必要な道具（ふた上げ機等）の貸し出し、土のう袋の支給や汚泥の回収を行っています。

土地・区画整理

土地区画整理事業

問 区画整理課 TEL 282-1711（内線 1213）

土地区画整理事業とは、安全で住み良い市街地とするために、施行地区内の土地所有者が土地を少しずつ出し合って（「減歩」）、道路や公園など公共施設を整え、良好な住宅環境にしようとする面的整備のことです。村では次の地区で土地区画整理事業を施行しています。

○東海駅西地区…東海駅の西側で、面積は43.3haです。
○東海駅東地区…東海駅の東側で、面積は42.0haです。
○東海中央地区…駅東地区からいちょう通り（須和間豊岡線）までの地域で、面積は82.5haです。

広告







公園・緑地

東海村公園墓地　須和間霊園

問 環境政策課　TEL 282-1711（内線 1452）
須和間霊園管理事務所　TEL 283-3060

「東海村公園墓地須和間霊園」は、南台団地から程近く、とても日当たりの良い南向きの標高25メートル前後の台地にあって、見晴らしも良く、東・西・北の三方を緑に囲まれた静かな墓地です。墓地をお探しの方、将来の利用を考えている方は、須和間霊園をぜひご検討ください。

墓地の永代使用料・管理料

種別	面積	永代使用料		管理費（3か年分）
		村内対象者	村外対象者	
芝生型	2.5㎡（1.25m×2.0m）	375,000円	435,000円	11,250円
自由型	3.0㎡（1.2m×2.5m）	450,000円	522,000円	9,000円
洋型	4.0㎡（1.6m×2.5m）	590,000円	684,000円	12,000円
和型	4.0㎡（1.6m×2.5m）	590,000円	684,000円	12,000円
自由型	4.0㎡（1.6m×2.5m）	590,000円	684,000円	12,000円
洋型	5.0㎡（2.0m×2.5m）	710,000円	828,000円	15,000円
和型	5.0㎡（2.0m×2.5m）	710,000円	828,000円	15,000円
自由型	5.0㎡（2.0m×2.5m）	710,000円	828,000円	15,000円
自由型	7.5㎡（3.0m×2.5m）	1,065,000円	1,242,000円	22,500円
自由型	10.0㎡（4.0m×2.5m）	1,400,000円	1,650,000円	30,000円

※種別等によっては、完売している場合があります。

都市公園

問 道路整備課　TEL 282-1711（内線 1235）

本村の公園は、運動公園の「阿漕ケ浦公園」をはじめ、自然に触れ合うことができる「豊岡なぎさの森」・「白方公園」などがあります。その一方で、地域の身近な公園としては、「舟石川近隣公園」をはじめ、街区公園が10か所開設されています。また、「神楽沢近隣公園」の整備が計画されています。

緑化木の配布

問 環境政策課　TEL 282-1711（内線 1454）

緑あふれるまちづくりを推進するため、団体および個人に緑化木を配布しています。樹種は選択できます。詳細は、環境政策課へお問い合わせください。

●団体配布要件

○村内において緑化活動を行う団体等
○緑化効果が認められる村内の公共公益的施設（公共施設等）に植栽する場合（管理者等の承諾が必要）
○植栽後の自主管理ができる
※樹種や本数は、植栽場所（公共施設等）や目的などに応じて協議により決定します。

●個人配布要件

○村内に新築し、その敷地内に植栽する場合
○村内に住所を有し、婚姻届または出生届を出し自己の住宅の敷地内に植栽する場合（やむを得ない事由がある場合はこの限りでない）
※数種類の中から１種類（１本）選択できます。

緑地保全事業

問 環境政策課　TEL 282-1711（内線 1454）

自然景観である緑地の保全を図るため、「東海村緑の保全および緑化の推進に関する条例」による村民の森・保存樹木・保存樹林・保存水辺緑地の指定を行い、所有者へは報償金を支給します。また、自然緑地を活用した公園の整備や地域住民と協働による保全活動を実施しています。

生垣の設置補助

問 環境政策課　TEL 282-1711（内線 1454）

緑に包まれたゆとりと潤いのある良好な生活環境を形成できるよう、生垣設置を奨励し、設置者に対して１m当たり3,000円、限度額５万円の補助金を交付しています。なお、対象となるのは公衆用道路沿いや隣地との境等に設置するときです。

住まい

建物を建築するときは

問 都市政策課　TEL 282-1711（内線 1245）

建物等の新築または増改築等をするときは、建築確認申請書を都市政策課を経由して、県の建築主事の確認を受けるか、民間の審査機関の確認を受ける手続きが必要です。

なお、確認を受けるには、接道・用途・排水等さまざまな要件を満たす必要があります。

建物を解体するときは

問 都市政策課　TEL 282-1711（内線 1245）

延床面積が80㎡以上の建物の解体工事をするときは、工事の７日前までに、茨城県に『建設工事に係る資材の再資源化に関する法律』による届出をすることが義務付けられております。詳細は、茨城県ホームページに掲載してあるほか、都市政策課または、解体業者へ問い合わせください。

なお、解体完了後は、税務課へ固定資産税に関する『建物滅失届』や近くの法務局へ『建物滅失登記（建物の登記がされている場合）』の提出が必要となります。

広告



埋蔵文化財包蔵地の確認

問 生涯学習課 TEL 287-0851

周知の埋蔵文化財包蔵地（生涯学習課で確認可）は、文化財保護法によって守られています。各種建築、構造物、土木工事や土地の掘削、盛土などの開発行為、不動産鑑定等土地の照会を行う場合には、当該地が埋蔵文化財包蔵地か否かの照会を生涯学習課までお願いします。

木造住宅耐震診断士派遣

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1245）

震災に強いまちづくりの推進を目的として、木造住宅耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料で実施しています。

申し込み資格には、所有者自らが居住している、昭和56年５月31日以前に着工された木造住宅であることなどがあります。この耐震診断により、ご自宅の耐震性能を知ることができますので、今後起こり得る地震災害の備えとしてください。

木造住宅の耐震改修設計・工事の補助

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1245）

昭和56年５月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事について、その費用の一部を補助します。補助対象となる住宅にお住まいの方は、ご活用ください。

補助の対象者は、村内在住で、村税や国民健康保険税等を滞納していない方が所有かつ居住する木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事です。

※この補助金の申し込みには、耐震診断の結果が必要です。まだ耐震診断を受診していない方は、木造住宅耐震診断士派遣をご利用ください。

住宅用太陽光発電システム設置費の補助

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1452）

住宅に太陽光発電システムを設置する方に、１kW当たり３万円、限度額12万円の補助をします。

住宅用雨水貯留タンク設置費の補助

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1452）

住宅に雨水貯留タンクを設置する方に、設置費の２分の１を補助します。ただし、補助の限度額は３万円です。

住宅用省エネ設備設置費の補助

問 環境政策課 TEL 282-1711（内線 1453）

既存住宅へ高断熱窓・蓄電システムを設置する方に、設置費を補助します。

設備	補助の内容
高断熱窓	設置に係る経費総額（税込み）の２分の１（上限10万円）※１
蓄電システム	10万円（定額）※２

※１村内に本店を置く業者に依頼する場合、設置費の４分の３を補助します。限度額は15万円となります。

※２蓄電システムへの補助は高断熱窓と併せて設置する場合のみ対象です。

とうかい住まいる応援補助金

問 地域戦略課 TEL 282-1711（内線 1339）

令和４年４月１日以降に、村外から転入し新生活を始める新婚世帯に対し、引っ越し費用、賃貸借初期費用、住宅取得費用を１世帯当たり最大20万円まで補助します。申請資格には、婚姻または「いばらきパートナーシップ宣誓制度」に基づくパートナーシップ宣誓をした世帯で、夫婦またはパートナーの双方またはいずれかが村外から転入した者であることや、いずれも満39歳以下であること、婚姻またはパートナーシップ宣誓をした日から４年以内であることなどの要件があります。その他詳細の要件等については、村公式ホームページをご覧ください。

空き家

空き家に関する相談窓口

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1248）

空き家所有者の皆さんが抱えるさまざまな困りごとについて、随時、相談に応じています。相続問題、不動産登記、耐震診断、リフォームなど、専門的な知識を要する相談については、村と連携協定を締結した専門家団体の会員等を紹介することもできますので、お気軽にご相談ください。

＜村と連携協定を締結した専門家団体等＞

茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城土地家屋調査士会、一般社団法人茨城県建築士会、株式会社常陽銀行、株式会社筑波銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、常陸農業協同組合、公益社団法人東海村シルバー人材センター

東海村空家・空地バンク

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1248）

空家・空地バンクとは、空き家や空き地を売りたい方から受けた情報を、空き家や空き地を買いたい方に紹介する仕組みのことをいいます。

●利用できる方

空き家や空き地を売りたい方（貸したい方）

物件登録の申し込みが必要です。詳細は、都市政策課へお問い合わせください。

空き家や空き地を買いたい方（借りたい方）

物件交渉の申し込みが必要です。詳細は、都市政策課へお問い合わせください。

●物件交渉（空き家や空き地の媒介）

売りたい方と買いたい方の情報を、村と連携協定を締結した専門家団体に提供することで、当該専門家団体の会員が空き家や空き地の媒介を行います。

※必ずしも、物件交渉が成立するわけではありません。

＜村と連携協定を締結した専門家団体＞

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部

東海村空家・空地バンクの物件登録に要した費用の補助

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1248）

東海村空家・空地バンクの物件登録に要した費用に対して補助金を交付します。

●補助金の対象となる費用

都市政策課への相談を通じて紹介された専門家団体の会員による空き家に係る調査、測量、設計、表題登記、相続登記に要した費用

●補助金の額

補助金の対象となる費用に２分の１を乗じて得た額（最大 10万円）

●申請方法等

東海村空家・空地バンクへの物件登録完了後、補助金交付申請書兼請求書を提出してください。詳細は、都市政策課へお問い合わせください。

＜村と連携協定を締結した専門家団体＞

茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城土地家屋調査士会、一般社団法人茨城県建築士会

空き家の解体、リフォームの補助

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1248）

東海村空家・空地バンクに物件登録をする空き家、東海村空家・空地バンクを通じて購入した空き家の解体工事またはリフォーム工事に対して補助金を交付します。

●補助金の額

東海村空家・空地バンクに物件登録する空き家の解体工事またはリフォーム工事

- 補助金の対象となる工事費に３分の２を乗じて得た額（上限額80万円）
- 村内に本店を置く業者による工事の場合は、上記の上限額が100万円になります。

東海村空家・空地バンクを通じて購入した空き家の解体工事またはリフォーム工事

- 補助金の対象となる工事費に３分の２を乗じて得た額（上限額80万円）
- 村内に本店を置く業者による工事の場合は、上記の上限額が100万円になります。
- 村外からの移住者の場合は、上記の上限額が最大で120万円になります（村外に本店を置く業者による工事の場合は100万円）。

●申請方法等

この補助金を受けるためには、補助要件を満たしている必要があり、工事着手の前の申請が必要です。詳細は、都市政策課へお問い合わせください。

空き家の適正管理について

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1448）

管理されていない空き家があると、建物の老朽化や草木の繁茂等により生活環境に悪影響を及ぼします。安心、安全なまちづくりのため所有者の皆さんには定期的な管理をお願いします。



子育て・教育

手当等

児童手当

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

「児童手当」は、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下、中学校修了前(15才到達後最初の3月31日)までの児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するものです。

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円(★))
中学生	一律10,000円

※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の場合は支給できません(令和4年10月支払い分から)。

★「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます。

●手続きに必要なもの

- 印鑑
- 請求者(保護者)の名義の銀行の口座番号の分かるもの
- 請求者(保護者)の健康保険被保険者証
- 父と母の個人番号が確認できる公的書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号入り住民票等)
- 本人確認書類(窓口で手続きする方のマイナンバーカードまたは運転免許証等)
- 児童と別居している場合、児童の属する世帯の住民票謄本等(個人番号入りのもの)、または児童の属する世帯の住民票謄本と児童の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード・通知カード等)

※その他、ご家庭の事情によって書類が必要となる場合があります。

●児童手当支給日

東海村では、定期支払い月の15日が支給日です。15日が休日の場合は、前営業日が支給日となります。

支給日 6月15日・10月15日・2月15日

遺児福祉手当

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

父または母もしくは両親が死亡した児童のうち、東海村に居住している義務教育修了前の児童に支給される手当です。なお、受給資格者が遺児を養育しなくなったときや、父または母が配偶者を有するようになったときには、手当は支給されなくなります。

児童扶養手当

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

父子・母子世帯またはこれに準ずる世帯のうち、18歳の年度末までの年齢にある児童を監護している父・母または父・母が監護できないために代わって養育している方に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設に入所しているときなどは、手当を受けられません。

また、所得制限もしくは公的年金を受給していることによる支給停止があります。

母子・父子家庭家賃助成

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

母子・父子世帯のうち、18歳の年度末までの年齢にある児童を監護している方で、賃貸住宅に居住する方に対して家賃の一部を助成します。ただし、県営住宅は対象外となります。

●支給条件

①母子家庭または父子家庭であること
②村内に住所があり、6か月以上引き続いて村内に居住していること
③児童と同一世帯で同居していること
④所得が児童扶養手当の当該年度における所得制限限度額未満であること
⑤対象者名義で賃貸借契約をしていること
⑥生活保護を受けていないこと
⑦母子生活支援施設に入所していないこと
⑧当該家賃について公的な補助を受けていないこと

●支給額 1万円(月額)(家賃が1万円に満たない場合は家賃相当額)

子育て支援

子ども家庭総合支援拠点

問 子ども家庭総合支援拠点 TEL 282-1711(内線 1186)

子どもたちが地域で健やかに成長するため、育児やしつけ、子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題(家庭内暴力や虐待、不登校)など、さまざまな相談に子ども家庭支援員が電話や面談で応じています。来訪による相談を希望する方は、できるだけ事前に申し込みください。プライバシー保護のため、相談室を用意します。

●相談対応

日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～正午、午後1時～5時

子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

妊娠から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない情報を掲載しています。「のびのび子育て帳」では、パソコンやスマホから情報検索・閲覧が行えるほか、登録したアプリから、子育て支援情報を受け取ることができます。

地域子育て支援センター

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1186)

村内の保育所・こども園等の施設では、子どもたちが楽しく遊べる場を提供するとともに、地域の子育て中の親子の交流や育児相談等の地域子育て支援拠点事業を行っています。

公立 百塚保育所
とうかい村松宿こども園
長堀すこやかハウス
児童センター(総合福祉センター「絆」内)

私立 チューリップ保育園
みぎわ保育園
おおぞら保育園
サンフラワーこどもの森保育園
さちのみ認定子ども園
おーくす船場こども園

長堀すこやかハウス

問 長堀すこやかハウス TEL 283-3664
子育て支援課 TEL 282-1711(内線1186)

長堀すこやかハウスは、お子さんと保護者が、お友達と一緒に楽しく遊べる子育て支援センターです。

●日時

月～金曜日　午前９時30分～11時30分、
午後１時30分～３時
第１・３土曜日　午前９時30分～11時30分

※毎月最終金曜日の午後はお休みとなります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

●対象

村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者

●利用料

無料

※利用する際は、事前に会員登録が必要です(同日でも可)。長堀すこやかハウスにお越しの上、ご登録ください。

●イベント

育児相談や季節ごとのイベントを随時開催しています。詳細は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。

児童センター(総合福祉センター「絆」内)

問 児童センター TEL 306-1017

幼児・児童が遊具を使った遊びや創作活動・イベントを通して、健康促進と情操を豊かにすることを目的とした事業を行っています。また、保護者等の相談に応じるなど、子育ての支援も行っています。

●日時

月～金曜日　午前９時30分～11時30分、
午後１時～３時
第２・４土曜日　午前９時30分～11時30分
(祝日、年末年始を除く)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

●対象

村内に住所を有する就学前の乳幼児とその保護者(小学生を対象としてイベントあり)

●利用料

無料

●その他

利用する際は、事前の登録が必要です。
イベント等の日時が変更となる場合があります。変更の際は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」に掲載します。

病児・病後児保育施設「るぴなす」

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1183)
東海村病児・病後児保育施設「るぴなす」 TEL 283-3522

子どもが病気療養中、保護者が仕事を休めないなどの事情により、家庭での保育を行うことが困難な場合に、専用の施設で病気の子どもの一時的な保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

東海村ファミリー・サポート・センター「すくすく」

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、子育て支援が必要な方を対象に、短時間の子守り、園児・児童の送迎、行事・サークル活動・催し物開催時の集団託児などを行っています。

●利用時間

午前８時30分～午後５時(時間外は要相談)

●対象

村内在住で、３か月(首が据わっている子)から小学６年生まで

●利用料

１時間当たり500円
(時間外は１時間当たり600円)
※利用する際は、事前登録が必要です。

多生児等育児支援

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線1187)
ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

双子以上のお子さんをお持ちの保護者または母子・父子家庭の保護者に対し、保育サポート支援を提供しています。

●利用可能時間

月～金曜日　午前８時30分～午後５時

※上記以外の日時をご希望の場合は、ボランティア市民活動センターへご相談ください。
※１か月当たり、乳幼児１人につき４時間となります。

●対象

３歳の年度末までの乳幼児を育児する保護者

●その他

事前に申請と利用申し込みが必要です。ファミリー・サポート・センター「すくすく」が保育します。利用料は、村が負担します。

子育て支援短期利用事業

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1186)

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を児童福祉施設において一時的に養育または保護するサービスです。サービスの利用には一定の条件と利用料の負担があります。

幼稚園・保育所（園）・小規模保育事業

保育所（園）・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業への入所

問 子育て支援課 TEL 282-1711（内線 1185）

保育所（園）等は、保護者が労働に従事したり、疾病にかかっていたりするなどの理由で、日中の保育を必要とする乳幼児を預かり、保護者に代わって一般家庭と同様の保育をする施設です。

入所申請時の提出書類

○教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
○家庭状況書兼保育児童家庭調査票
○保育が必要な理由を証明できる書類（父母分）
○発育状況調査票
○保育所入所に関する同意書および確認票
※上記以外にも申し込みの内容に応じて提出する書類があります。詳細は、保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業利用のしおりをご覧ください。

申請受け付け

- 4月入所希望…前年11月受付
- 4月以外入所希望…入所希望前月15日（土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日）まで

村内の保育所・認定こども園・小規模保育事業一覧

名称		定員
村立	百塚保育所	133人
	舟石川保育所	70人
	けやきの杜保育所	100人
	とうかい村松宿こども園	100人
私立	チューリップ保育園	90人
	みぎわ保育園	90人
	おおぞら保育園	120人
	サンフラワーこどもの森保育園	90人
	さちのみ認定子ども園	60人
	おーくす船場こども園	70人
	キララ東海ナーサリー	19人

園庭開放

保育所の施設を開放することにより、保育所入所児との交流や遊具などで楽しく遊ぶことができます。

問
百塚保育所 TEL 282-2949
舟石川保育所 TEL 282-4792
けやきの杜保育所 TEL 212-7083
とうかい村松宿こども園 TEL 282-3700
チューリップ保育園 TEL 282-3158
みぎわ保育園 TEL 282-3380
おおぞら保育園 TEL 287-3535
サンフラワーこどもの森保育園 TEL 287-7111
さちのみ認定子ども園 TEL 212-5057
おーくす船場こども園 TEL 352-3680

認可外保育施設保育料補助事業

問 子育て支援課 TEL 282-1711（内線 1184）

認可外保育施設を利用している保護者のうち、保育園を利用できる基準に該当する方に対し保育料の一部を補助します。
※県に届出をしている認可外保育施設のみ対象となります。
※この制度のほか、保育園を利用できる基準に該当する3～5歳児または非課税世帯の0～2歳児を対象とした保育料無償化の制度があります。事前の申請および認定が必要であるため、利用前に子育て支援課へお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園（教育認定）への入園

問
子育て支援課 TEL 282-1711（内線 1185）
村松幼稚園 TEL 282-2867
石神幼稚園 TEL 282-3100
舟石川幼稚園 TEL 282-2962
須和間幼稚園 TEL 282-4631
とうかい村松宿こども園 TEL 282-3700
みぎわ幼稚園 TEL 282-9155
さちのみ認定子ども園 TEL 212-5057
おーくす船場こども園 TEL 352-3680

村立幼稚園は、「幼稚園教育の目的および目標」に従って、心身共に健やかなたくましい子どもの育成を目指して保育を行っています。入園の対象は東海村に住所を有する3・4・5歳児で、入園の申し込みは、お住まいの小学校区内の幼稚園（白方および村松小学校区は村松幼稚園）で随時受け付けています。

新年度の入園については、10月頃（予定）に各幼稚園等で入園願の配付・申し込み受付を行います。なお、定員を超えた場合は抽選となります。
※私立幼稚園・認定こども園（教育認定）への申し込みについては、直接園にお問い合わせください。

一時保育事業

問
百塚保育所 TEL 270-5660
とうかい村松宿こども園 TEL 282-7390
みぎわ保育園 TEL 282-3380
おおぞら保育園 TEL 287-3535
サンフラワーこどもの森保育園 TEL 287-7111
さちのみ認定子ども園 TEL 212-5057
おーくす船場こども園 TEL 352-3680
キララ東海ナーサリー TEL 212-6571

保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭保育が困難となるお子さんを預かる保育サービスです。

申し込みは、各保育所（園）・認定こども園で受け付けています。
※保育園を利用できる基準に該当し、幼稚園等を利用していない3～5歳児または非課税世帯の0～2歳児を対象とした保育料無償化の制度があります。事前の申請が必要であるため、利用前に子育て支援課へお問い合わせください。

広告





預かり保育

問 村松幼稚園 TEL 282-2867
石神幼稚園 TEL 282-3100
舟石川幼稚園 TEL 282-2962
須和間幼稚園 TEL 282-4631
とうかい村松宿こども園 TEL 282-3700
みぎわ幼稚園 TEL 282-9155
さちのみ認定子ども園 TEL 212-5057
おーくす船場こども園 TEL 352-3680

村立幼稚園・認定こども園の在籍児で、保護者が就労や通院、一時的な休息等の場合に、教育時間終了後（長期休業日は午前８時40分）から午後５時まで「預かり保育」を行っています。

利用料は日額500円（所得により軽減あり）です。

※保育園を利用できる基準に該当する方に対し、利用料の一部を無償化する制度があります。事前の申請および認定が必要であるため、利用前に子育て支援課へお問い合わせください。

※認定こども園は教育認定児のみ対象、時間や利用料等が幼稚園と異なります。

※私立幼稚園・認定こども園（教育認定）については、直接園にお問い合わせください。

小・中学校

小・中学校への入学

問 学校教育課 TEL 282-1711（内線 1414）

小・中学校へ新しく入学する児童・生徒のいる世帯には、毎年10月１日現在の住民基本台帳を基にして、１月末までに就学通知書を発送しています。住所が変わったときは、必ず住民課へ住所変更届を提出してください。

小・中学校への転入学

問 学校教育課 TEL 282-1711（内線 1414）

住民課で転入（住所変更届）の手続きをし、学校教育課で「転学通知書」の交付を受けてください。これに、在学していた学校が発行した「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」を添え、指定された学校で転入学の手続きをしてください。

転出するときは

問 学校教育課 TEL 282-1711（内線 1414）

住民課で転出（住所変更届）の手続きをし、学校教育課で、「転学通知書」の交付を受けてください。これを在学していた学校に提出し、「在学証明書」と「転学児童（生徒）教科用図書給与証明書」の発行を受けてください。

就学援助制度

問 学校教育課 TEL 282-1711（内線 1412）

経済的な理由により、給食費、学習に必要な学用品等の購入費、遠足・校外学習等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を援助し、全ての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすることを目的とした制度です。

●対象

要保護児童生徒

生活保護を受けている世帯の児童生徒

準要保護児童生徒

- 非課税世帯の児童生徒
- 児童扶養手当を受けている世帯の児童生徒
- 上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒

●就学援助の内容

要保護児童生徒

生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用で、修学旅行費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）を援助します。

準要保護児童生徒

学校給食費全額および学用品費、通学用品費、部活動後援会費、生徒会費、PTA会費、校外活動費（遠足等）、宿泊学習費、修学旅行費、医療費（学校保健安全法に定める疾病）、卒業アルバム代、オンライン学習通信費の一部を援助します。新入学児童生徒には、入学準備金（新入学児童生徒学用品費）も援助します。

●その他

就学援助を受けるためには、申請が必要となります。

学童クラブ（放課後児童クラブ）

問 石神学童クラブ TEL 284-0070
舟石川学童クラブ（どんぐり学童クラブ） TEL 282-9011
村松学童クラブ TEL 283-0983
中丸学童クラブ TEL 287-7778
白方学童クラブ（サクランボ学童クラブ） TEL 287-0004
照沼学童クラブ TEL 283-2623
チューリップ学童クラブ TEL 287-7725
キッズガーデン白方 TEL 287-0216
ジョリーポート TEL 229-0778
おーくす船場学童クラブ TEL 352-3680
わんだーらふ TEL 277-0586

村には現在11の学童クラブ（放課後児童クラブ）があります。各学童クラブでは、就学児童（小学１～６年生）の放課後の健全育成を目的として、各種行事やカリキュラムを独自に組み活動しています。

子ども発達支援センター

問 子ども発達支援センター TEL 282-3443

子ども発達支援センターでは、子どもの発達に関する相談や支援などを、各幼稚園・保育所・認定こども園や学校、関係機関と連携・協力しながら行っています。

●子どもへの支援

言葉遊びや体を動かす遊びなどを通して、社会性や人との関わり方を学びます。

●保護者への支援

子どもの発達に関する相談や関わり方などについて、専門家からアドバイスします。

教育支援センター

問 教育支援センター TEL 282-7811

さまざまな要因で長期欠席状態にある小・中学生とその保護者を対象に、教育相談、学習支援を行うことで、学校と連携・協力しながら学校復帰と社会的自立を目指しています。

●児童・生徒の支援

一人ひとりに応じた教育相談や学習支援、体験活動などを通して、心の安定や生活習慣の改善を図ります。

●保護者への支援

教育上の悩みをお持ちの保護者への教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぎます。

奨学金

東海村奨学金制度

問 学校教育課 TEL 282-1711(内線 1412)

向学心旺盛でありながら経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金(修学資金・入学準備金)の貸与を行っています。

●対象　以下の要件を全て満たす方

①村内に１年以上住所を有する方の子(養子を含む)
②高等学校、大学、高等専門学校、専修学校に入学を予定し、または在学している
③学業成績が優秀で向学心が旺盛である
④経済的な理由によって修学が困難である

奨学金の額

学校の種別		修学資金(月額)	入学準備金
高等学校	国立および公立	25,000円	−
	私立	35,000円	300,000円以内
大学	国立および公立	40,000円	300,000円以内
	私立		500,000円以内
高等専門学校	第１学年から第３学年まで	25,000円	300,000円以内
	第４学年以上	40,000円	
専修学校	高等課程	35,000円	300,000円以内
	専門課程	40,000円	500,000円以内

●奨学金の返還

無利息で、全額を卒業１年後から10年以内に返還していただきます。

青少年活動

児童センター

問 児童センター TEL 306-1017

児童センターは、乳幼児から中高生までの幅広い年齢の児童、生徒がセンター内にある遊具等で自由に遊べる施設です。

●施設概要

遊戯室・図書室・児童相談室・静養室・育児支援室・児童クラブ室・指導員室

●利用料　無料

青少年相談員

問 生涯学習課 TEL 287-0851

東海村には、各地区から選出された39名の青少年相談員がおり、定期巡回(街頭指導)活動や電話相談活動、あいさつ運動等を通して、青少年の健全育成と非行化防止を図るとともに、村内の青少年を取り巻く環境浄化に取り組んでいます。

家庭教育の推進

問 生涯学習課 TEL 287-0851

子どもや青少年にとって、家庭は人間形成が行なわれる「最初の場」であり、家庭において保護者の果たす役割は非常に重要です。このことから、「子育てについての教養を深めること」「家族の触れ合いを深めること」「保護者同士が情報交換をし合い、子どもの成長に望ましい取り組みを行なうこと」を目的に、『家庭教育』を推進しています。

家庭教育学級

村立幼稚園児とその保護者を対象に、幼稚園PTAと連携し、保護者自身が家庭教育の重要性について認識を深めるための「学習会」や「交流会」を実施しています。

子ども会育成連合会

問 生涯学習課 TEL 287-0851

東海村子ども会育成連合会は、各小学校区および各地域の単位子ども会から構成された会です。

子ども会は「遊び」を通じて友だち作りや社会の一員として必要な知識、技能、態度の基礎作りの一助を担う活動をしています。

子ども会は「遊び」の特徴をとらえ、行事プログラムを作ることにより、健全な仲間づくりをすすめます。子どもの発達段階にはそれぞれの発達課題があり、それらを経験、蓄積することにより、自尊感情、自己肯定感、対人関係などを身につけ、成人した時の規範意識の基礎ができます。そのため、子ども会活動は、学校や家庭における教育と共に欠くことのできない重要な教育的活動です。

主催事業のリーダー研修会等を通して仲間づくり、班活動(共同作業)などを行うことにより、みんなが「友だち(仲間)」になれるのが東海村子ども会育成連合会なのです。

青年会

問 生涯学習課 TEL 287-0851

村内在住または在勤の18歳～35歳の青年によって構成しているボランティア団体です。青年相互の親睦・交流と研さんを通し、地域に密着した明るいまちづくりに貢献することを目標に活動しています。主な活動内容は、村内行事等のお手伝いや定期清掃活動、小学生から大人までを対象とした事業の企画・運営です。

また、青年会では、会員を随時募集しています。ボランティア活動に興味がある方等、入会をお待ちしています。

高校生会

問 生涯学習課 TEL 287-0851

村内在住または在学の高校生で構成しているボランティア団体です。村の行事や村内の青少年関係団体が開催する行事等に参加し、ジュニアリーダーとして活動してます。さまざまな体験やたくさんの異世代の方と触れ合いながら、仲間の輪を広げていき、自分のスキルアップにも役立てています。

また、高校生会では、会員を随時募集しています。学校・学年を超えた交流をしたい方、子どもたちと多くの活動や交流をしたい方、ボランティア活動に興味がある方等、入会をお待ちしています。

東海やったん祭

問 生涯学習課 TEL 287-0851

“青少年による青少年のための手作りのお祭り”を合言葉に、高校生会や青年会、青少年関係団体が中心となり企画・運営しています。さまざまな団体によるゲーム体験ができるイベントとして、毎年多くの子どもたちでにぎわっています。

青少年育成東海村民会議

問 生涯学習課 TEL 287-0851

村民が一体となって強力な運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とし活動しています。

●本部事業

自然体験学習の旅

村内の小学４～６年生と中学２年生、高校生を対象に、スタッフのサポートのもと、大自然の中で集団生活を体験する事業です。小学生の自立心と中学生のリーダーシップを養い、豊かな感性を育むとともに心身ともに健全な成長の一助とします。

ふるさと体験教室

村内の小学４～６年生を対象に、自分たちの住む「ふるさと東海村」の素晴らしさを再発見することを目的に、自らの企画による行事を１年を通して行い、最初から最後まで自分たちの力でやり遂げることの大切さを学ぶ事業です。

母と子のサロン

村内の０歳児（第１子）を持つ母親を対象に、初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊び等のレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談等が気軽にできる友達をつくるための事業です。

ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう!!

村内の２・３歳児を持つ父親を対象に、父親の子育て支援・参加を推進するため、ゲーム等を通して父子（親子）の触れ合いの場を提供するとともに、集団の中で子どもがどのような行動・言動をするか確認し、今後の子育ての参考にするための事業です。

●支部事業

各小学校区単位に設けられた６つの支部では、「親子の触れ合い」や「地域との触れ合い」行事等を中心に、地域の特色や実情にあった青少年健全育成活動を行っています。

図書館

図書館

問 図書館 TEL 282-3435

「出会いと交流」、そして生活に役立つ図書館を目指して、資料の充実や図書館サービスの向上に努めています。蔵書資料（コミュニティセンター所蔵を含む）は約25万冊の図書のほか、新聞14紙、購入雑誌150誌、CD・DVD約9,600点を備えています。

●開館時間

火～金曜日　　午前９時30分～午後７時
土・日曜日、祝日　午前９時30分～午後５時

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

●休館日

毎週月曜日、資料整理日（第１金曜日（１月のみ４日））、年末年始（12月28日～１月３日）、特別整理期間（毎年１回、10日以内）

●利用登録（利用カード作成）

図書館の利用登録ができるのは、東海村に住所を有する方、東海村に通勤・通学している方と広域利用の協定を結んでいる水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、小美玉市内に住んでいる方です。

なお、利用登録には、本人確認ができるもの（運転免許証、保険証、社員証、学生証など）が必要です。

貸し出しの内容

種類	貸出数	貸出期間
図書・紙芝居（人気本は８日間）	10冊まで	15日間
雑誌（最新号を除く）	３冊まで	
視聴覚（CD・DVD）	２点まで	

「自動貸出機」による貸し出しができます（大型本、付属資料（CD-ROM等）付の本を除く）。

なお、広域利用者を除き、コミュニティセンター図書コーナーでも図書の貸し出し・返却ができます。

●蔵書検索・予約

図書館内の検索機や図書館ホームページで、図書館にある本を検索することができます。また、パスワードを登録すれば資料の予約ができます。その他、予約した資料の取消・変更、利用状況の照会（貸出・予約）、登録変更（メールアドレスなど）、貸出延長（次の予約がなく期限が切れていない場合のみ可）などができます。

図書館ホームページの利用者ポータルにある「My本棚」では、貸出履歴の保存などもできます。

●インターネット専用端末

図書館内に設置しています（閲覧のみ）。商用データベース（茨城新聞データベース、官報情報サービス、法令データサービス）を閲覧することもできます（無料）。

●レファレンス

調べたいことがあるときは、「案内」（レファレンス・読書・調査相談窓口）へお気軽にお尋ねください。必要な資料や情報を見つけるお手伝いをしています。

読んでみたい図書の予約やリクエスト、相互貸借も受け付けています。

ブックスタート

問 図書館 TEL 282-3435
健康増進課 TEL 282-2797
子育て支援課 TEL 282-1711（内線 1182）

５か月の乳児健診に訪れた赤ちゃんと保護者を対象に、絵本１冊と子育てに関するパンフレット等をコットンバックと一緒にプレゼントしています。ボランティアによる読み聞かせも行っており、絵本を通して赤ちゃんと触れ合う時間となっています。

また、ブックスタートのフォローアップ事業として、図書館では、毎月第１・第３木曜日の午前９時30分～正午を「あかちゃんタイム」として、小さいお子さんを連れた利用者が気兼ねなく利用できる時間としています。第３木曜日の午前11時からは「ぴよぴよおはなし会」も行っています。

※ボランティアによる読み聞かせは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止しています（令和４年度現在）。

健康・医療

母子の健康づくり

母子健康手帳

問 保健センター TEL 282-2797

医師の診断を受けて妊娠が分かった方には、子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」(保健センター内)で母子健康手帳を交付します。

母子健康手帳は、妊娠から子どもの成長や予防接種の記録をする大切な物ですので、紛失しないように注意してください。

ハローベビースクール

問 保健センター TEL 282-2797

妊婦とその家族を対象に、母親・両親教室を２か月に１回(２コース)開催しています(予約制)。日程など詳細は、「すこやかチャレンジ健康カレンダー」または子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。

産前・産後ヘルプサポート

問 保健センター TEL 282-2797

産前・産後で体調不良のために、家事や育児が困難あるいは、介助者がいない家庭や、多胎児を出産した家庭にホームヘルパーを派遣します(自己負担あり)。

産後ママあんしんケア

問 保健センター TEL 282-2797

産後のお母さんが、お子さんが生まれてからの生活の負担や育児不安を軽減し、安心して子育てがスタートできるよう、協力産科医療機関等で、宿泊や日帰りによる母子のケアや授乳指導等を受けることができます。利用に当たっては要件がありますので、希望する方はお問い合わせください(自己負担あり)。

赤ちゃん全戸訪問

問 保健センター TEL 282-2797

生後４か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭に、村が委託した助産師が訪問して、育児の相談・指導を行います。

赤ちゃん教室

問 保健センター TEL 282-2797

助産師によるベビーマッサージや保健師による予防接種の講話等の教室を毎月開催しています。日程など詳細は、「すこやかチャレンジ健康カレンダー」または子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。

母子健康相談

問 保健センター TEL 282-2797

保健師や助産師、管理栄養士、歯科衛生士等による育児相談を、毎月保健センターで行っています。日程など詳細は、「すこやかチャレンジ健康カレンダー」または子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。

※また、子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」専用ダイヤルによる電話相談も実施しています。

「はぐ♥くみ」専用ダイヤル TEL 306-2277
(月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前８時30分～午後５時15分)

子育てママ応援

問 保健センター TEL 282-2797

１歳までのお子さんを養育する保護者を対象として、出生届時に、授乳下着等の子育て支援用品が選択できるカタログを贈呈します。

歯ッピー離乳食教室

問 保健センター TEL 282-2797

生後６・７か月のお子さんとその保護者を対象とした離乳食や歯科に関する講話等の教室を実施しています(予約制)。

広告



妊産婦健診（医療機関）

問 保健センター　TEL 282-2797

妊娠中に14回、産後に２回、委託医療機関において、公費負担で妊産婦健康診査が受けられます。

乳児健診（医療機関）

問 保健センター　TEL 282-2797

生後３～６か月と９～11か月の間に各１回ずつ、委託医療機関において、公費負担で乳児健康診査が受けられます。

乳児健診（集団）

問 保健センター　TEL 282-2797

５か月児を対象に、医師による診察のほか、身体測定や育児相談、離乳食の指導などを実施します。

１歳６か月児・３歳児健診（集団）

問 保健センター　TEL 282-2797

医師による診察や歯科医師による歯科診察のほか、身体測定や育児相談、食事指導などを実施します。

２歳６か月児歯科健診（歯科医療機関）

問 保健センター　TEL 282-2797

２歳６か月～２歳11か月の間に、村内の協力歯科医院において、歯科医師による歯科健診のほか、フッ素塗布、歯磨きの指導が受けられます。

ひよこ相談

問 保健センター　TEL 282-2797

言葉や発達に心配のあるお子さんを対象に、心理専門員による個別相談を毎月１回実施しています（完全予約制）。

すくすくランド

問 保健センター　TEL 282-2797

２歳児で言葉や発達に心配のあるお子さんを対象に、保健師による個別相談、保育士による集団遊びを２か月に１回を実施しています（完全予約制）。

保健師の家庭訪問

問 保健センター　TEL 282-2797

保健師が、妊婦や乳幼児、成人などに対して、家庭訪問による相談や保健指導を行います。

母子保健推進員

問 保健センター　TEL 282-2797

地区ごとに、母子保健に関する知識および経験を有する方を母子保健推進員として委嘱しています。

母子保健推進員は、電話や訪問による乳幼児健診の受診勧奨等を行っています。

不育症治療費助成金

問 保健センター　TEL 282-2797

夫または妻のどちらかが村内に住所を有する夫婦に対し、不育症治療にかかる保険適用外の検査および治療に要した費用の２分の１を助成します。

不妊治療費助成金

問 保健センター　TEL 282-2797

夫または妻のどちらかが村内に住所を有する夫婦のうち、茨城県不妊治療費補助金（指定医療機関で実施した保険適用外の治療で、治療期間の初日が令和４年３月31日以前のものが対象）の交付を受けている方に対し、不妊治療費の一部を助成します。

※指定医療機関で実施した保険適用外の治療で、治療期間の初日が令和４年３月31日以前のものが対象となります。

広告

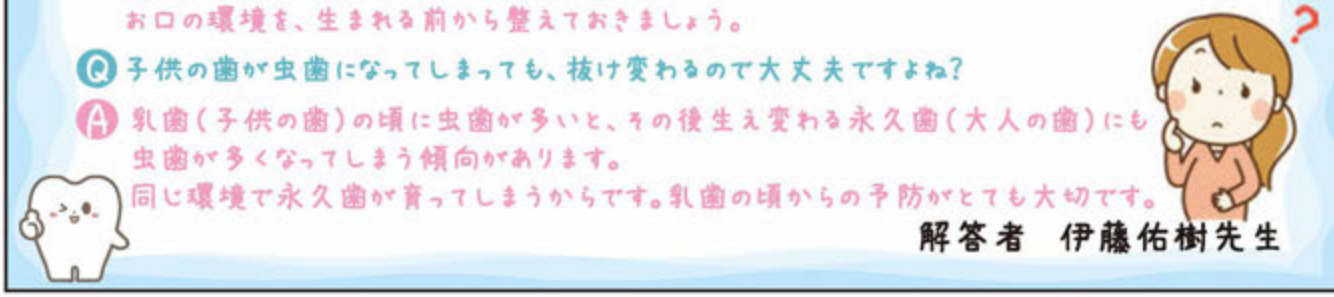
お口の健康Q&A（妊婦、小児編）

Q 子供には歯に苦労してほしくありません。
妊娠中からできることはありますか？

A 生まれたばかりの赤ちゃんのお口の中には虫歯菌はいません。
感染源となってしまうお父さんお母さん（赤ちゃんの一番身近な保育者）の
お口の環境を、生まれる前から整えておきましょう。

Q 子供の歯が虫歯になってしまっても、抜け変わるので大丈夫ですよね？

A 乳歯（子供の歯）の頃に虫歯が多いと、その後生え変わる永久歯（大人の歯）にも
虫歯が多くなってしまう傾向があります。
同じ環境で永久歯が育ってしまうからです。乳歯の頃からの予防がとても大切です。



解答者　伊藤佑樹先生

大人の健康づくり

東海村健康づくり計画推進委員

問 保健センター TEL 282-2797

住民の健康寿命を延ばすため、「自分の健康は自分でつくる」を合言葉に、東海村健康づくり計画の策定及び推進、「みんなですこやかウオーキング」の開催、誰もが安全に快適に歩けるウオーキングコース「いばらきヘルスロード」の普及啓発などの健康づくり活動を行っています。

元気アップ健康相談

問 保健センター TEL 282-2797

健康に関するさまざまな相談に、保健師や管理栄養士が応じています。相談を希望する方は、電話でご予約ください。

各種健康づくり教室

問 保健センター TEL 282-2797

生活習慣病予防のための栄養・運動に関する健康づくりや、疾病予防のための教室を開催しています。実施場所や日程などは、「広報とうかい」でお知らせします。

肝炎治療費助成金

問 保健センター TEL 282-2797

茨城県肝炎治療費助成事業の対象者に対し、B型・C型肝炎ウイルスの除去を目的としたインターフェロン等、保険適用となっている治療費の一部を助成します。

食育

東海村食生活改善推進員連絡協議会

問 保健センター TEL 282-2797

東海村食生活改善推進員連絡協議会は、食生活改善推進員（愛称：ヘルスメイト）で組織されています。健康と食について学び、ボランティア活動を通し、地域の健康づくりを推進しています。

●主な事業

生活習慣病予防事業、親子食育教室、男性料理教室など

東海村食生活改善推進員の養成

問 保健センター TEL 282-2797

村民の健康づくりの一助として、食を通した健康づくり（生活習慣病予防講習会、親子食育教室など）を地域で行う食生活改善推進員（愛称：ヘルスメイト）を隔年で養成しています。

ヘルスメイトジュニア（おやこの食育教室）

問 保健センター TEL 282-2797

村内在住の小学生とその親を対象としたスタンプラリー形式の食育教室を実施しています。対象教室は、村公式ホームページ等でお知らせします。

献血

献血にご協力ください

問 保健センター TEL 282-2797

現在の科学では、血液を人工的に造ることはできません。また、血液は生きた細胞で、長期間にわたって保存することもできません。医療の場では多くの輸血用血液が必要とされており、血液を常に十分確保しておくために、献血は不可欠なものです。皆さんのご協力をお願いします。

村では、日本赤十字社などと協力して、献血バスによる献血を実施しています。実施場所や日程などは、「広報とうかい」や村公式ホームページなどでお知らせします。



予防接種

予防接種

問 保健センター　TEL 282-2797

●子どもの定期予防接種

定期予防接種は、医療機関での個別接種となります。接種費用は無料（公費負担）です。転入された方は、母子健康手帳の接種歴を確認した上で、年齢に応じた予診票を交付します。母子健康手帳を持参し、保健センター窓口へお越しください。

※対象年齢の○歳未満は、「○歳の誕生日の前日まで」を意味します。

種類	対象年齢		接種開始年齢	接種回数
ヒブ感染症（インフルエンザ菌b型）	生後2か月～5歳未満		生後2か月～7か月未満	4回（初回：3回、追加：1回）
			生後7か月～1歳未満	3回（初回：2回、追加：1回）
			1歳～5歳未満	1回
小児肺炎球菌（13価結合型）	生後2か月～5歳未満		生後2か月～7か月未満	4回（初回：3回、追加：1回）
			生後7か月～1歳未満	3回（初回：2回、追加：1回）
			1歳～2歳未満	2回
			2歳～5歳未満	1回
B型肝炎	1歳未満			3回
4種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）	1期		生後2か月～7歳6か月未満	4回（初回：3回、追加：1回）
2種混合（ジフテリア・破傷風）	2期		11歳以上13歳未満	1回
BCG	1歳未満			1回
麻しん風しん混合	1期		1歳～2歳未満	1回
	2期		5歳～6歳（小学校就学前の1年間）	1回
水痘（みずぼうそう）	1歳～3歳未満			2回
日本脳炎	1期		生後6か月～7歳6か月未満	3回（初回：2回、追加：1回）
	2期		9歳～13歳未満	1回
	特例措置		平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の方	不足回数
			平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで13歳未満の方	
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）（※1）	定期		小学6年生～高校1年生　女子（標準的接種期間：中学1年生の間）	3回
	キャッチアップ（※2）		平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性	
ロタウイルス	ロタリックス		生後6週～24週	2回
	ロタテック		生後6週～32週	3回

※1　積極的な勧奨が差し控えられていましたが、令和3年11月から再開されました。

※2　令和7年3月31日までとなります。

●子どもの任意予防接種費用一部助成

村では、お子さんの感染症予防と健康の保持増進を目的として、任意予防接種の接種費用について公費助成を実施します。なお、転入等で接種を希望する方は、保健センターへお問い合わせください。

接種の種類	費用助成対象年齢	接種回数	自己負担額
おたふくかぜ	1歳～小学校就学前の3月31日まで	1回	無料
インフルエンザ	1歳（接種日現在）以上15歳（中学3年生）以下の方	1～2回	1,000円／回

●肺炎球菌ワクチン（23価）予防接種費用一部助成

定期接種（国の助成事業）

対象

- 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳に達する方で、これまでに一度も肺炎球菌ワクチン（23価）予防接種を受けたことのない方
- 60歳以上64歳以下の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に重い障がい及びヒト免疫不全ウイルスにより、身体障がい者手帳1級の交付を受けている方

自己負担額

- 接種費用の半額（上限4,000円）

予診票の交付

- 年度内に65歳に達する方には年度始めに個別に通知します。それ以外の年齢の方でこれまでに一度も肺炎球菌ワクチン（23価）予防接種を受けたことのない方は、事前に保健センターへ申し込みください。
- 60歳以上64歳以下の方は、身体障がい者手帳を持参の上、事前に保健センターへ申し込みください。

任意接種（村の助成事業）

対象

- 70歳以上の方で、過去5年間に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方

自己負担額

接種費用の半額（上限4,000円）

接種期間

- なし

予診票の交付

- 事前に保健センターへ申し込みください。

その他

- 肺炎球菌ワクチン予防接種を接種してから5年以内に再接種すると副反応が強く出る恐れがあります。必ず、前回の接種から5年経過していることを確認の上、接種を受けてください。
- 肺炎球菌ワクチン（13価）については、費用助成の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

●インフルエンザワクチン接種費用助成

費用助成対象年齢	助成回数	自己負担額	(費用助成)申し込みの要・不要	
65歳以上の方	1回	無料	不要	対象年齢の方に、9月末から順次、予診票を郵送します。ただし、9月以降に転入された方は、保健センターへご連絡ください。
60歳以上64歳以下の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に重い障がい及びヒト免疫不全ウイルスにより、身体障害者手帳1級の交付を受けている方	1回	無料	要	初めて申し込む方 身体障害者手帳を持参の上、事前に保健センターへ申し込みください。 以前に費用助成を利用したことのある方 事前に電話でお申し込みください。(9月以降)
前年度の市町村民税が非課税世帯、または生活保護世帯の方(全年齢)	1～2回 (年齢に応じて)	無料	要	非課税証明書等の事前手続きが必要です。詳細は、「広報とうかい」(9月25日号)をご覧ください。

●臨時予防接種(新型コロナウイルスワクチン接種)

対象者等の詳細については、随時変更となるため、村公式ホームページ等でお知らせします。

医療・検診

村立東海病院

問 村立東海病院 TEL 282-2188

村立東海病院は、村民の皆さんの健康保持や病気治療のため、各種体制の充実・強化を図りながら、安全・安心な医療サービスを提供しています。

●診療科目

内科、小児科、婦人科、外科、整形外科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科

●病床数 一般40床、療養40床、計80床

●診療時間

月・火・木・金曜日　午前8時45分～正午、午後2時～5時
水曜日　午前8時45分～正午(午後は救急対応のみ)
土曜日　午前8時45分～正午

●休診日 土曜午後、日曜日、祝日、年末年始

村内の主な医療機関一覧(順不同)

問 保健センター TEL 282-2797

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
村立東海病院	内科・小児科・婦人科・外科・整形外科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科	村松2081-2	282-2188
独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院 胸部疾患・療育医療センター	内科・外科・小児科・歯科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・呼吸器外科・心臓血管外科・病理診断科	照沼825	282-1151
石井整形外科クリニック	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	東海3-2-11	270-5141
いばらき診療所とうかい	内科・外科・リハビリテーション科	石神内宿1724-1	283-4110
植村整形外科クリニック	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科・皮膚科	舟石川689-7	270-5117
尾形クリニック	内科・胃腸科・皮膚科・アレルギー科	村松375	282-4781
久慈こどもクリニック	小児科・アレルギー科	舟石川駅西2-8-6	219-7303
東海眼科	眼科	船場732-31	287-3111
東海クリニック	内科・胃腸科・小児科	舟石川944	283-1711
東原クリニック	内科・皮膚科・小児科・アレルギー科・外科・肛門科	白方1707-1	283-2301
舟石川ひふみみクリニック	耳鼻科・皮膚科・アレルギー科	舟石川689-1	229-1670
武藤小児クリニック	小児科・内科	石神内宿2245-10	282-7722
石井歯科	歯科・小児歯科	船場271	287-2208
石川歯科医院	歯科	東海3-1-30	282-3168
伊藤歯科	歯科・小児歯科・矯正歯科	石神内宿1167-72	219-8902
伊藤デンタルクリニック	歯科・小児歯科	村松北1-13-5	283-0223
エンジェル歯科医院	歯科	舟石川駅西2-11-7	287-2206
菊地歯科医院	歯科	舟石川駅西4-4-1	283-2728
クラーク歯科	歯科	舟石川駅西3-15-19	287-0045
こいずみ歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科	舟石川830-1	283-4182
さがわ歯科	歯科・小児歯科	村松2124-24	287-3911
月村歯科医院	歯科・小児歯科・矯正歯科	白方1324-3	287-0230
ファミリー歯科	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	舟石川駅東4-1-1(イオン東海店1F)	287-2824
村松歯科医院	歯科・小児歯科	村松343-1	282-8837
えざき歯科クリニック	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科	村松2334-2	287-7688

健康診査

問 保健センター　TEL 282-2797

検診名	内容		対象	実施時期・会場	検診費用
集団検診	1	胃がん検診	40歳以上	6月、7月、10月、1月 ※胃がん検診を受診できるのは、6月、7月の集団検診のみです。 【会場】保健センター	無料
	2	肺がん・結核検診	40歳以上		
	3	大腸がん検診	40歳以上		
	4	前立腺がん検診	50歳～79歳男性		
	5	ウイルス肝炎検査	18歳以上（村で受診歴のない方）		
	6	a　ヤング健診 b　特定健診 c　後期高齢者健診	a　18～39歳 b　40歳～74歳 c　75歳以上		
婦人科検診	乳がん検診		30歳以上	5月～1月 【会場】指定医療機関 2月、3月 【会場】保健センター	
	子宮頸がん検診		20歳以上		
	骨粗しょう症検診		30歳～75歳 5歳刻みの節目者	2月、3月 【会場】保健センター	
成人歯科検診	歯科検診		30・40・50・60・70歳、妊婦（母子健康手帳交付時に発行）	4月1日～3月31日	
胸部CT検診	ヘリカルCT検査		50歳以上	5月 【会場】保健センター	3,000円
腹部超音波検診	超音波検査		40歳以上	8月 【会場】保健センター	1,000円

※検査内容や申し込み方法など詳細は、「すこやかチャレンジ健康カレンダー」（大人の検診（健診）欄）をご覧ください。

休日診療

問 保健センター　TEL 282-2797

日曜日・祝日等の休日に、当番医（村内協力医療機関）による診療を行っています。実施日・診療時間・実施医療機関などは、「広報とうかい」や村公式ホームページをご覧ください。

茨城県救急医療情報コントロールセンター

問 子ども救急電話相談　TEL ＃8000または050-5445-2856　おとな救急電話相談　TEL ＃7119または050-5445-2856

診療時間外や夜間の救急のときの医療機関をご案内します。

日時 年中無休、24時間対応

ホームページ http://www.qq.pref.ibaraki.jp/（パソコンから）
http://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/（携帯電話から）



広告



福祉・介護

社会福祉

総合福祉センター「絆」

問 社会福祉協議会　TEL 283-2299
保健センター　TEL 282-2797

福祉と保健に関するサービスを総合的に提供する拠点施設で①社会福祉協議会やボランティア市民活動の拠点②高齢者のレクリエーション、生きがいづくりの場としての「高齢者センター」③在宅障がい者の生活を支援する「障害者センター」④児童の健全育成と子育てを支援する「児童センター」⑤住民の皆さんの健康増進を図る「保健センター」―― の５つの機能を１か所に集約した拠点施設として運営されています。

運営についての意見を積極的に取り入れることで、皆さんが利用しやすく、地域に根差した施設運営を目指しています。

●開館日

○地域福祉センター
月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後９時

○高齢者センター
月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後５時

○障害者センター
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後４時

○児童センター
月～金曜日　午前９時30分～11時30分、午後１時～３時
第２・４土曜日　午前９時30分～11時30分
（祝日、年末年始を除く）

○保健センター
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分

○相談支援センター
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分

※サービスごとに利用時間が異なります。詳細は、各施設へお問い合わせください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

社会福祉協議会

問 社会福祉協議会　TEL 282-2804

社会福祉協議会は、住民と村内の社会福祉関係者等によって構成される、公共性と自主性を兼ね備えた社会福祉法人で、「住民主体」の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組みながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指しています。

住民の福祉活動の場づくりや、社会福祉にかかわる関係団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービス事業の企画や実施をしたりする、地域福祉推進の中核となっている団体です。

地区社会福祉協議会

問 社会福祉協議会　TEL 282-2804

地区社会福祉協議会は、自分たちの住んでいる地域の生活課題（福祉ニーズ）を自分たちの問題ととらえ、問題解決に向けて活動する自主的な組織であり、福祉コミュニティの中心的な役割を担っています。

各小学校区を活動エリアとし、6つの地区社会福祉協議会（真崎、石神、中丸、白方、村松、舟石川・船場）がそれぞれの地域特性や状況に応じてさまざまな地域福祉活動を行っています。

福祉に関するご相談はあなたの地区の民生委員・児童委員へ！

問 地域福祉課　TEL 282-1711（内線 1138）

東海村には、62人（うち３人は児童に関する問題を専門に取り扱う主任児童委員）の民生委員・児童委員がおり、社会奉仕の精神をもって地域福祉の増進に努めています。委員は個人の人格を尊重し、身上に関する秘密は固く守りますので、福祉についてお困りのときは、お近くの民生委員・児童委員へご相談ください。なお、民生委員は担当地区を定めて活動していますので、担当の委員が分からない場合は、地域福祉課へお問い合わせください。



生活保護

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線 1138）

私たちは病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年を取って収入が少なくなったりといったさまざまな事情で、生活費や医療費の支払いに困ることがあります。

このように、自らの能力や資産を活用し、精いっぱい努力してもなお生活が困難なときに、国や自治体が一定の基準に従い、最低生活に不足する分について金品を支給するとともに、早期に自立して生活していけるよう支援する制度が「生活保護制度」です。

受給に当たっては、さまざまな条件や制約があり、これらを満たして初めて保護を受けることができます。まずは、地域福祉課または地区担当民生委員・児童委員へご相談ください。

生活保護　8つの扶助

①生活扶助	衣食、その他日常生活に必要なものの給付
②教育扶助	義務教育に必要な学用品、教材費等の給付
③住宅扶助	家賃、地代、住宅補修代等の給付
④介護扶助	介護に必要なものの給付
⑤医療扶助	医療に必要なものの給付
⑥出産扶助	出産に必要なものの給付
⑦生業扶助	生業や技能習得に必要なものの給付
⑧葬祭扶助	葬祭に必要なものの給付

生活福祉資金の貸し付け

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金等を無利子または低利子で貸し付けています。

小口資金の貸し付け

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

生活困窮世帯に対する更生の一助として、緊急に必要な小口資金を無利子で貸し付けています。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け

問 子育て支援課 TEL 282-1711（内線 1182）
茨城県福祉相談センター TEL 226-1513

配偶者のない20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、父母のない20歳未満の児童、寡婦、40歳以上の配偶者がいない女性等を対象とした低利子または無利子の融資制度です。

貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金です。

法外援護事業

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

生活に困窮するなどして、日々の食事や生活にお困りの方へ食糧品等の支給を行い、当面の生活を援護します。

戦没者・戦傷病者・遺家族の援護

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線1138）

特別弔慰金や特別給付金の支給など、戦傷病者や戦没者の遺族に対して国等が行っているさまざまな事業に関して、窓口業務を行っています。

成年後見制度利用支援事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

成年後見制度の市町村長申立てに要する経費や、低所得者に対して成年後見人等の報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施します。

日本赤十字社・会員加入推進

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線1138）

日本赤十字社は、創始者アンリ・デュナンの誕生月などにゆかりのある５月を赤十字運動月間とし、全国的に赤十字思想の普及を図るとともに、「赤十字協力会員」の募集に努めています。

「赤十字協力会員」とは、日本赤十字社が行う人道的な活動を支援するため、毎年500円以上を拠出される方々のことで、どなたでも加入することができます。

皆さんから寄せられた資金は、災害救護事業や国際救援事業、血液事業、医療事業、ボランティア養成事業など、さまざまな社会福祉活動に役立てられますので、ご協力をお願いします。

赤い羽根共同募金

問 社会福祉協議会 TEL 282-2804

赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金運動には、多くの皆さんからのご協力があり、福祉事業の活動費や地区社会福祉協議会をはじめ福祉団体の運営助成金などに役立てられています。

善意銀行

問 社会福祉協議会 TEL 282-2804

皆さんの善意により寄せられた金品の寄付を受ける窓口です。お寄せいただいた寄付は、東海村の福祉推進事業（地域福祉や障がい者福祉、ボランティア活動支援などさまざまな活動）に役立てられます。

フードドライブ

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

ご家庭に眠っている食品を集め、食の支援を必要としている方への支援物資として活用する活動です。

●フードドライブで寄付していただきたい食品

- 米・麺類など
- 調味料各種・食用油
- 保存食品（缶詰・瓶詰など）
- ふりかけ・お茶漬け・のり
- インスタント食品・レトルト食品
- ギフトパック（お歳暮・お中元など）

※それぞれ未開封で、賞味期限が２か月以上残っているものに限ります。

地域福祉支援ボランティア「はーとふる」

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、65歳以上の高齢者や障がい者等で支援が必要な方を対象に、部屋の掃除、衣類の洗濯、食事支度、生活必需品の買い物、話し相手などの家事援助等を行っています。

●利用時間　午前8時～午後5時
(日曜日、祝日、年末年始を除く)

●利用料　1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)

移送サービスボランティア「はーとろーど」

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、公共交通機関等の利用が困難な要介護・要支援認定者や障がい者を対象に、通院、買い物、行事催物等参加時の移送(原則として村内)を行っています。

●利用時間　午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●利用料　1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)
※福祉車両利用時は、料金が異なります。

点字・録音サービス事業

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

視覚障がい者(児)や視力の低下により情報が得にくい方を対象に、「広報とうかい」や社協だより、各種書籍、時刻表、カレンダー、イベント情報等を点訳したものや朗読したCDをお送りしています。

福祉教育推進校

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

「小さな頃から福祉の芽を」。村内全ての小・中学校を「福祉教育推進校」とし、推進校連絡会を通して、学校間の情報交換やボランティア市民活動に関する情報提供を行い、その普及に取り組んでいます。

ボランティア市民活動センター

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターでは、住民・企業・学校などを対象に、ボランティア市民活動に関する情報提供や相談等のほか、ボランティア市民活動の普及・支援を目的とした各種サービスを提供しています。



ボランティア市民活動センターのキャラクターにこっピ

ボランティア相談・紹介・情報提供

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア活動に関する問い合わせや活動相談、登録、関係機関の紹介、連絡調整を行っています。また、ホームページ(http://www.t-shakyo.or.jp/)やFacebookを通じてさまざまな活動紹介や各種情報を提供しています。

ボランティアの育成

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターでは、福祉やボランティア市民活動に関する講演会・学習会・講座を開催するほか、学校などでの出前講座・講演会の企画・支援、関係機関との連絡調整も行っています。

●ボランティア市民活動センター主催の主な講座等

- 点字ボランティア養成講座
- 朗読ボランティア養成講座
- 手話奉仕員養成講座
- インスタントシニア体験

企業ボランティア支援

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターでは、企業における福祉・ボランティア市民活動に関する各種研修会の情報提供等を行っています。

東海村ファミリー・サポート・センター「すくすく」

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、村内で育児の援助を受けたい方と、育児を助けたい方をつなぐ、相互援助を行う会員制の組織です。お子さんの一時預かり・送迎など、子育て支援を行っています。

●利用時間　月～金曜日(時間外は要相談)

●対象　村内在住で、3か月(首が据わっている子)から小学6年生まで

●利 用 料　1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)
※利用する際は、事前登録が必要です。

介護保険

介護保険制度

問 保険課 TEL 282-1711（内線 1164）

村が保険者となって、これまで家族に頼りがちだった介護を地域社会全体で支え合い、必要な介護サービスを安心して受けることができる制度です。国・県・村の公費と、介護保険料を財源とし、介護が必要な方にサービスを提供します。

●介護保険料

第１号被保険者（65歳以上の方）

前年の所得に応じて政令で定めた基準に従い、村の条例で定めた金額を、年金からの天引きまたは納入通知書により納めます。

第２号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）

加入している医療保険（国民健康保険、職場の健康保険など）の医療保険料と介護保険料を合わせて納めます。

●サービスを受けるためには

保険課窓口で介護認定申請を行います。その後、村の調査員が自宅等に訪問し心身の状態を調査します。調査した内容を基に、認定審査会がどの程度の介護が必要か審査判定を行い、要介護度（要支援１・２、要介護１～５）の認定を行います。これにより、要介護度別の利用限度額範囲内で介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、各種介護サービスを利用することができます。

なお、利用者は介護サービスの１割（一定以上所得者は２割または３割）を負担します。

●受けられるサービス

在宅サービス

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 居宅療養管理指導
- 施設への短期入所
- 住宅改修費・福祉用具購入費の支給
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具の貸与
- 特定施設入所者生活介護

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

通院時タクシー利用料金助成事業

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線 1140）

介護保険認定で要介護１以上の高齢者が居宅から病院・診療所等への通院に村で契約したタクシーを利用した際、料金の半額（限度額5,000円）を助成します。

●利用回数 年48回まで

訪問理美容サービス利用料の助成

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線 1140）

介護保険認定で要介護３以上の高齢者のうち一般の理美容所の利用が困難な方を対象に、理美容師の自宅訪問によるカットの際に利用できる助成券を交付します。

●助成額 １回2,000円

●利用回数 年６回

はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線 1140）

70歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券を交付します。

●助成額

年間12,000円（1,000円の助成券を12枚交付、１回の施術につき１枚のみ使用可）

広告





地域包括支援センター

問 北部地域包括支援センター　TEL 229-2315
南部地域包括支援センター　TEL 352-2867

地域包括支援センターでは、介護が必要にならないよう日常的な健康管理や予防対策の事業に取り組むとともに、介護が必要になったときは適切な介護保険サービスの提供がされているかチェックを行い、中立公正な立場から利用者や事業者の支援に取り組みます。

日常生活での困り事や介護保険に関する相談・疑問に、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが応じます。また、センターへの来所が困難な方には、職員が訪問して相談に応じますので、どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

自立した生活を支援します
- 要支援1・2と認定された方への支援
- 要支援・要介護になる恐れのある方
- その他の高齢者の皆さんへの支援

健康や福祉・医療について何でもご相談ください
- 保健・福祉・医療など総合的な相談（無料）

保健師

地域包括支援センター

主任ケアマネジャー

さまざまな方面から皆さんを支えます
- ケアマネジャーへの指導・支援
- 暮らしやすい地域づくり

社会福祉士

皆さんの権利を守ります
- 高齢者虐待の相談
- 権利擁護の相談
- 消費者被害についての相談

認知症サポーター養成事業

問 北部地域包括支援センター　TEL 229-2315
南部地域包括支援センター　TEL 352-2867

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等に優しい地域づくりに取り組んでいます。

介護相談員派遣事業

問 保険課　TEL 282-1711（内線 1163）

介護相談員は、サービスに対する疑問や不満、不安などを聞き、利用者と事業者の間の橋渡し役をする役割を持っています。利用者の情報を共有し、介護サービスの質の向上につながるよう、介護相談員・サービス事業者・事務局の三者連絡会を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業

問 北部地域包括支援センター　TEL 229-2315
南部地域包括支援センター　TEL 352-2867

要介護認定で要支援に認定された方および基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された方が利用できます。

通所型サービス
- 指定基準型通所介護サービス（介護サービス事業所による通所型介護サービス）
- 短期集中型通所サービス（専門職による介護予防・機能回復教室）

訪問型サービス
- 指定基準型訪問介護サービス（介護サービス事業所による訪問型介護サービス）
- 住民主体による家事援助サービス（軽微な家事）

一般介護予防事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525
北部地域包括支援センター　TEL 229-2315
南部地域包括支援センター　TEL 352-2867

65歳以上の全ての方が利用できます。
- いきいき体操教室（シルバーリハビリ体操）
- 認知症予防を含む介護予防教室（ずっと元気！）
- 出前講座
- 介護予防アドバイザー派遣事業

地域で活動している団体に介護予防プログラム指導講師を派遣し、介護予防地域活動団体の育成および支援を図ります。

※いきいき体操教室（シルバーリハビリ体操）の問い合わせ先は、保険課（TEL 282-1711　内線 1167）です。



認知症カフェ事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525
北部地域包括支援センター　TEL 229-2315
南部地域包括支援センター　TEL 352-2867

認知症の方や家族、専門職や地域住民等が気軽に参加し、お茶を飲みながら相談や交流を行うことで、認知症の方や家族の心のケアにつなげる居場所づくりです。

認知症初期集中支援チーム事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525
北部地域包括支援センター　TEL 229-2315
南部地域包括支援センター　TEL 352-2867

認知症の方やその家族が安心して生活できるように、保健師や看護師等の専門職や認知症の専門医で構成されるチームが相談に応じ、必要な支援を提供します。

高齢者支援

敬老祝品の贈呈

問 地域福祉課　TEL 282-1711（内線 1140）

敬老の日にあわせて、賀寿対象者に記念品等を贈呈し、長寿を祝福しています。

要介護者認定者家族介護用品給付事業

問 地域福祉課　TEL 282-1711（内線 1140）

在宅等の要介護認定者で一定の要件を満たす方を介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ・尿取りパット等）を自宅に配送する方式で給付します。

愛の定期便

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

ひとり暮らしの高齢者に乳酸菌飲料を週３回配達することで、安否の確認や孤独感の解消に努め、健康増進を図っています。



家族レスパイト事業

問 地域福祉課　TEL 282-1711（内線 1140）

要介護状態の高齢者等で一定の要件を満たす方を介護している家族が、休息、休養または疾病、冠婚葬祭等によって一時的に介護することができないとき、ショートステイが利用できるよう利用料金の一部を補助します。

利用料　基準額の２割

緊急通報システム

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

ひとり暮らしの高齢者などが、急病等になった際にすぐに救援が求められるよう、住居に緊急通報装置を設置しています。なお、利用料は無料です。

あんしんおかえりネットワーク事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

認知症等で行方不明になった高齢者を早期発見・保護するための見守りネットワークです。

地域支え合い活動団体補助事業

問 地域福祉課　TEL 282-1711（内線 1140）

65歳以上の方を対象として地域で介護予防活動や生活支援サービスを提供している団体に対し、活動回数に応じて補助金を交付します。

広告



高齢者センター

問 高齢者センター TEL 282-4300

高齢者が生涯学習を通じて心身ともに若さを保つとともに、娯楽を通じて相互交流と親睦を図り、潤いと生きがいのある生活を送るための施設です。

高齢者に限らず、どなたでも利用できます。

利用時間

入浴施設	午前10時～午後４時（日曜日、祝日を除く）
機能回復プール	
筋力トレーニング室	午前９時～午後５時（日曜日、祝日を除く）
陶芸作業室	
大広間	
休養室	

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

使用料

		未就学児	小中学生	高齢者	一般
入浴施設	村内の方	無料	100円	200円	300円
	村外の方	無料	200円	500円	
機能回復プール	村内の方	無料	100円	200円	300円
	村外の方	無料	200円	500円	
陶芸作業室	村内の方	無料	100円	200円	300円
	村外の方	無料	200円	500円	
筋力トレーニング室	村内の方			200円	300円
	村外の方			500円	
大広間	無料				
休養室					

※高齢者とは65歳以上の方です。

高齢者クラブ

問 地域福祉課 TEL 282-1711（内線 1140）
高齢者クラブ連合会 TEL 283-4321

高齢者クラブでは、おおむね60歳以上の方が生きがいと健康づくりを目的として地域奉仕やスポーツ、レクリエーション等の活動を行っています。

村内には20団体あり、会員は約1,100人です。入会を希望する方はお気軽にお問い合わせください。

シルバー人材センター

問 シルバー人材センター TEL 282-3446

シルバー人材センターは、健康と生きがいを求める高齢者が会員となっている団体で、庭木の手入れや除草、施設の管理、宛名書き、賞状書き、家事援助などの仕事を請け負います。会員の加入や仕事の依頼はお気軽にお問い合わせください。

障がい者等支援

障がい者等基幹相談支援センター

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の実現に向け、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉・医療サービスの利用支援等を行います。また、差別や権利擁護に関する相談についても対応します。対象は65歳未満の身体・知的・精神に障がいのある方とその保護者等です。

広告





障がい者虐待防止センター

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

障がい者虐待（虐待と思われるものも含む）を見つけたら、速やかに通報してください。

虐待を受けている障がい者の方は、我慢せずに早急に届出（相談）をしてください。

通報・届出（相談）をした方の情報は必ず守られます。

●障がい者虐待防止センターの役割

- 虐待の通報、届出受理
- 相談、指導、助言
- 広報、啓発等

●対象となる障がい者は…

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障害を含む）その他、心身の障がいや社会的な障壁により、継続的に日常生活や社会生活が困難で援助が必要な状態の方が対象になります。

●障がい者虐待とは…

養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、雇用主等の使用者による虐待などのことです。

障がい者虐待の例

身体的虐待	障がい者の体に暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、また、医療を受けさせず、障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

地域活動支援センター事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

障がいのある方が創作的活動や生産活動を通して、作業訓練や生活訓練、就労に向けた訓練を行い、自立と社会生活への適応力を高めるための支援を行います。

- NPO法人ドリームたんぽぽ
- NPO法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワークまつぼっくり
- 一般社団法人ハピネス東海
- 社会福祉法人はまぎくの会　ふわり
- 社会福祉法人町にくらす会　KUINA

移動支援事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

在宅で障がいのある方が社会生活上または余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動を支援します（通勤や営業等での外出、長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は除く）。身体・知的・精神に障がいのある方が対象で、原則１割の自己負担があります。

日中一時支援事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

在宅で障がいのある方を村と契約している事業所で一時的に預かり、日中における活動の場所を確保することにより、障がいのある方への見守り等の支援を行うとともに、その家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。身体・知的・精神に障がいのある方が対象で、原則１割の自己負担があります。

精神障害者保健福祉手帳の交付

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患の治療をしている方で日常生活や社会生活に制約がある方へ、申請により茨城県が交付します。有効期間は２年です。

自立支援医療（精神通院）

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

精神疾患（てんかんを含む）のために通院している方が、外来で保険適用の医療を受けた際、医療費の90％を保険と公費で負担する制度です。原則、１割負担となりますが、所得状況によって軽減があります。有効期間は１年です。

デイケア

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

在宅で精神疾患の治療を継続していて、病状の安定期にある方を対象に、レクリエーションやスポーツなどの活動メニューを通して、集団活動への適応やコミュニケーション能力などを養い、その向上を図ることを目的に月２回程度実施しています。

精神障がい者就労支援事業

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

精神疾患の治療を継続していて、病状の安定期にある方を対象に、なごみ・総合支援センター内にある喫茶「響（ひびき）」で就労に関する支援を行っています。

ランチやコーヒーなどを取りそろえ日々営業していますので、お気軽にお立ち寄りください。

身体障害者手帳の交付

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

身体に障がいのある方へ、身体障害者手帳を茨城県が交付しています。視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体、内臓機能に永続する障がいのある方が対象です。申請に当たっては、主治医や指定医師にご相談ください。

療育手帳の交付

問 総合相談支援課 TEL 287-2525
茨城県福祉相談センター TEL 221-0800

知的障がいのある方に一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。児童相談所や知的障害者更生相談所が行う医学的・心理的判定によって、知的障がいと判定された方が対象です。

18歳未満の方 中央児童相談所（TEL 221-4150）
18歳以上の方 知的障害者更生相談所（茨城県福祉相談センター内）（TEL 221-0800）

自立支援医療（更生医療・育成医療）

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

障がいの軽減や機能回復を図るために必要な医療費の給付を行います。身体障害者手帳をお持ちで、角膜手術・関節形成手術・心臓手術・じん移植術・抗HIV療法などを受ける方が対象となります（身体障害者手帳と同時申請可）。なお、医療を受けたときは、原則１割負担となりますが、所得状況によって軽減があります。

18歳未満の方 育成医療
18歳以上の方 更生医療

補装具費の支給

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

身体に障がいのある方に対し、体の不自由を補い、日常生活や職場での活動を容易にするため、必要な補装具費の支給を行います。身体障害者手帳をお持ちの方、または難病患者等の方で、補装具を必要とする方が対象です。なお、原則１割の自己負担があります。

日常生活用具の給付

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または難病患者等の方へ、日常生活を容易にするため、特殊寝台・入浴補助用具・ストーマ装具等を給付します（介護保険の対象となる方は介護保険の適用が優先）。障がいの種別や等級による条件があり、原則１割の自己負担があります。

通院時タクシー利用料金助成事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

心身に重度障がいのある方、または指定難病患者の方が通院のために居宅と保険医療機関との間を、村で契約したタクシーを利用した場合に、料金の２分の１（最高5,000円）を助成します。

１回の乗車に付き１枚が利用できるタクシー券を交付します。

身体障害者手帳（１～３級）または療育手帳（Ⓐ・A）、精神障害者保健福祉手帳（１・２級）、指定難病特定医療費受給者証、一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方が対象です。

●利用回数 年48回まで
※慢性透析療法治療者は年144回までとなります。

訪問理美容サービス利用料の助成

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

身体障害者手帳（１・２級）をお持ちの方のうち、一般の理美容所の利用が困難な方を対象に、理美容師の自宅訪問によるカットの際に利用できる助成券を交付します。

●助成額 １回2,000円

●利用回数 年６回

住宅リフォームの助成

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

玄関、居室、浴室、トイレなどを整備するための費用の一部を助成します。

身体障害者手帳の下肢・体幹機能障害が１・２級の方、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が１・２級の方（移動機能障害に限る）、療育手帳（Ⓐ）をお持ちの方が対象となりますが、所得制限があります。なお、介護保険など他の制度の適用が優先されます。

自動車改造費の助成

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

就労その他社会活動への参加のため、身体に障がいのある方が自ら所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用を助成します。身体障害者手帳をお持ちで、上肢・下肢または体幹機能に１・２級の障がいがあり、ハンドル等の一部を改造する必要があり、自ら自動車を運転しようとする方が対象です。ただし、所得制限があり、10万円を限度とします。

自動車運転免許取得費の助成

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

身体に障がいのある方が就労その他社会活動への参加のため、自動車運転免許を取得する場合、その費用を助成します。身体障害者手帳（１～４級）をお持ちで、自動車運転免許を取得した方が対象です（事前の申請が必要）。ただし、10万円を限度とします。

自立支援給付（障害福祉サービス）

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

障害福祉サービスとは、障がいのある方が、障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病）にかかわらず、必要な福祉サービスを利用するための制度です。利用者は、自らが利用したいサービスを選択し、サービス事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

●対象となる方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）を受けている方や難病を患っている方（政令により定められた疾病に限る）です。ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険を優先します。

●サービスを受けるためには

総合相談支援課窓口で利用申請を行います。利用者から希望する相談支援専門員へサービス等利用計画案の作成を依頼します。サービスの種類によって、村の調査員が自宅等に訪問し心身の状態を調査します。調査した内容を基に、認定審査会がどの程度の支援が必要かの審査判定を行い、障害支援区分（区分１～６）の認定を行います。これにより、障害福祉サービス受給者証を発行し、各種障害福祉サービスを利用することができます。なお、原則１割の自己負担がありますが、所得状況により軽減があります。

●サービスの種類

総合支援法のサービス

介護給付

- 居宅介護（身体介護・家事援助）
- 同行援護
- 行動援護
- 短期入所
- 重度訪問介護
- 重度障害者等包括支援
- 生活介護
- 療養介護
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助
- 就労定着支援
- 自立生活援助

地域相談支援給付

- 地域移行支援
- 地域定着支援

計画相談給付

- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

児童福祉法のサービス（18歳未満の方が対象）

障害児通所給付

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援給付

- 障害児支援利用援助
- 継続障害児支援利用援助

身体障害者訪問入浴サービス事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

家庭で入浴することが困難な身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問入浴車を派遣して入浴等のサービスを行い、心身の健康保持や介護者の負担軽減を図ります。医師により入浴可能と認められており、家族等による入浴が困難な在宅の身体に障がいのある方が対象です。サービスの回数は、週２回まで、１回12,500円です。なお、この料金は所得の状況で軽減されます。

更生訓練費給付事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方の社会復帰を促進するため、一定要件を満たす場合に更生訓練費を支給しています。

心身障害者扶養共済制度

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

心身に障がいのある方の保護者が一定の掛け金を払い、その保護者に万一のことがあった場合、心身に障がいのある方へ終身年金を支給する制度です。

下記のいずれかに該当する方の保護者が対象です。

①療育手帳をお持ちの方
②身体障害者手帳（１～３級）をお持ちの方
③精神または身体に永続的な障がいがあってその程度が①・②と同程度の方

の保護者（65歳未満）が対象となります。

意思疎通支援事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

聴覚や言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや特殊な疾病により意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方へ、手話通訳者や要約筆記者、意思疎通支援に熟知している支援者等を派遣し、自立生活および社会参加を支援します。

特別児童扶養手当

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

心身に障がいのある20歳未満の児童を在宅で養育する方に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的に、特別児童扶養手当を支給します。20歳未満で、身体障害者手帳（１～３級）程度の障がいのある児童、療育手帳（Ⓐ～Ｂ）程度の障がいのある児童、同程度の精神障がいのある児童を家庭において監護している父母、または父母に代わって児童を養育している方が対象です。ただし、世帯の所得金額が所得制限限度額を超えない方に限ります。

障害児福祉手当

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で生活し、身体障害者手帳１級程度または療育手帳Ⓐ程度で、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方に支給されます。ただし、世帯の所得金額が所得制限限度額を超えない方に限ります。

特別障害者手当

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で生活し、重度の障がいがあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以上の方へ支給されます。ただし、世帯の所得金額が所得制限限度額を超えない方に限ります。①障害基礎年金１級程度の障がいが重複する方②障害基礎年金１級程度の障がいが１つまたは同２級程度の障がいが２つ以上重複する方③障害基礎年金１級程度の障がいが１つであるが、重度であり日常生活能力が低く、①と同程度の方――が対象です。

東海村心身障害児(者)福祉手当

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅で生活し、心身に重度の障がいのある方へ月額4,000円を支給します。身体障害者手帳(1・2級、20歳未満は3・4級の一部を含む)または療育手帳(Ⓐ・A、20歳未満はBを含む)または20歳未満で精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方が対象です。

有料道路通行料金の免除

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

身体障害者手帳をお持ちの方が運転する自動車や身体に重度の障がいのある方(第1種の方)または重度の知的障がいのある方(Ⓐ・A)が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車について、有料道路通行料の半額を免除します。ただし、営業用の自動車は除きます。

NHK受信料の免除

問 総合相談支援課 TEL 287-2525
NHK水戸放送局 TEL 232-9811

「身体に障がいのある方」「知的障がいのある方」「精神に障がいのある方」が世帯構成員であり、世帯全員が村民税非課税の場合はNHK受信料が全額免除となります。また、視覚障がいのある方や聴覚障がいのある方、身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方、療育手帳(Ⓐ・A)をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合は半額免除となります。

障害者センター

問 総合相談支援課 TEL 287-2525
障害者センター TEL 282-4599

障害者センターでは、日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた生活介護や児童福祉法に基づいた児童発達支援事業(就学前)を行っています。

事業名	利用日時	内容
生活介護	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時	身体介護(入浴・排せつ・食事等)、生産的活動の提供
児童発達支援		親子通所にて散歩やレクリエーション等による体力強化、日常生活の身辺自立、創作活動等
日中一時支援		在宅にいる障がいのある方の一時預かり

障がい者家族介護用品購入費助成事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

在宅等で障がい児者を介護している家族に対し、家族介護用品の購入費用の一部を助成します。

①身体障害者手帳をお持ちの満3歳以上で視覚・下肢・体幹機能障害の等級が2級以上または、医師に認められた方②療育手帳(Ⓐ、A)をお持ちの満3歳以上の方が対象です。

※要介護認定者家族介護用品給付事業対象者は対象外となります。

自殺対策強化事業

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

自殺予防に関する啓発活動やSOSの出し方に関する講座などを開催しています。

福祉車両貸出

問 社会福祉協議会 TEL 282-2804

高齢者や身体に障がいのある方が、外出や移動をするため、車椅子に乗ったまま、あるいはベッドに横になったまま乗車できる「スロープ付小型車・リフト付ワゴン車」を貸し出します。

●対象

村内に住所を有している社協会員で下記のいずれかに該当する場合

○車椅子を利用している方、または寝たきりの高齢者および障がい者の利用

○福祉活動を目的とする団体やサークルがその活動における利用

●利用回数

年5回(祝日、年末年始を除く)

※特別な理由がある方はご相談ください。

日常生活用具貸出

問 社会福祉協議会 TEL 282-2804

村内に在住する高齢者や障がい者、疾病または負傷により車椅子の利用が必要な方に無料で車椅子をお貸しします。貸し出し期間は1か月です(最大3か月まで更新可)。

お貸しする車椅子は、車のトランクにも収納できます。旅行や通院時などにご利用ください。

●対象

村内に住所を有している社協会員で下記のいずれかに該当する方

○介護保険制度適用外の高齢者(要介護認定者は1週間以内に限り貸し出し可)

○在宅の心身障がい者(児)

○疾病または負傷により用具の貸与が必要な方

●借りられるもの

車椅子

村民活動

自治会・コミュニティセンター

自治会への加入

問 村民活動支援課　TEL 282-1711（内線 1462）

自治会とは、一定の地域的区画内における生活環境の課題解決または共通利益の実現に向け、地域を代表しつつ、地域の管理に当たる住民組織をいいます。村内には、地縁などの結び付きによる30の単位自治会があります。自治会に加入して、身近な生活環境の課題を解決したり、災害時の協力体制を強化したり、お祭りなどで一緒に地域を盛り上げたりしませんか。

自治会への加入については、お住まいの地域の近隣の方、または自治会長へご相談ください。自治会長に関する情報は、村公式ホームページに掲載しています。

地区自治会

問 村民活動支援課　TEL 282-1711（内線 1462）

地区自治会は、村内の小学校区を活動の範囲とする住民組織です。小学校区内の単位自治会員が主な構成員となっています。村内には６の地区自治会があり、住民主体の地域づくりを行っています。

コミュニティセンター

問 石神コミュニティセンター　TEL 283-2868
村松コミュニティセンター　TEL 282-9944
白方コミュニティセンター　TEL 287-3534
真崎コミュニティセンター　TEL 283-4477
中丸コミュニティセンター　TEL 287-2128
舟石川コミュニティセンター　TEL 283-1951

村内の小学校区ごとに計６館のコミュニティセンター（石神・村松・白方・真崎・中丸・舟石川）があります。館内には、図書コーナーや多目的ホール、調理室、和室、会議室などが整備され、村民に広く有効利用が図られるよう配慮されています。

開館時間　午前９時～午後９時

休館日　月曜日（石神・真崎・舟石川）
火曜日（村松・白方・中丸）
年末年始（12月29日～１月３日）
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

自治集会所

問 村民活動支援課　TEL 282-1711（内線 1462）

自治集会所は、地域における住民活動の拠点として各自治会が所有し、自主的な運営管理が行われている施設です。使用を希望する方は、お住まいの地域の自治会長、または集会所管理者へお問い合わせください。

自治会集会所一覧

集会所名	所在地
外宿一区自治集会所	石神外宿1439-2
外宿二区自治集会所	石神外宿935-4
内宿一区自治集会所	石神内宿2355-5
内宿二区自治集会所	石神内宿1078-1
竹瓦区自治集会所	竹瓦300-2
宿区自治集会所	村松4-110
照沼区自治集会所	照沼59-3
川根区自治集会所	村松3170-2
白方区自治集会所	白方中央二丁目22番16号
豊岡区自治集会所	豊岡560-1
岡区自治集会所	豊岡1539-2
百塚区自治集会所	東海一丁目19番9号
亀下区自治集会所	亀下372-1
豊白区自治集会所	白方1690-18
村松北自治集会所	村松北一丁目17番2号
真崎区自治集会所	村松865
舟石川三区自治集会所	舟石川825-91
押延区自治集会所	村松2272-1
須和間区自治集会所	須和間464-1
舟石川中丸区自治集会所	村松2117-18
緑ケ丘区自治集会所	村松2649-8
南台区自治集会所	須和間679-255
フローレスタ須和間区自治集会所	須和間2000-77
船場区自治集会所	船場800-6
舟石川一区自治集会所	舟石川873
舟石川二区自治集会所	舟石川駅西二丁目12番9号

村政参加

村民提案制度

問 政策推進課　TEL 282-1711（内線 1301）

東海村自治基本条例第５条自治の基本原則にのっとり、村政全体に対する、村民の皆さんからのご提案やご意見等を積極的に村政に反映するための制度です。

●提案の区分

(1) 提案…村政のあり方に関する提案をいう。
(2) 意見…村政のあり方に関する考えをいう。
(3) 要望…村政に関する期待をいう。
(4) 苦情…村政に関する不平等をいう。
(5) 照会…村政に関する問い合わせをいう。

ただし、村政に関係のないもの、特定の個人を誹謗中傷するもの、趣旨が不明確なもの、営利を目的としたもの、匿名等については対象外となります。

●村民提案の方法

任意の方法でできますが、次の方法がご利用できます。

電子メール

村公式ホームページの「ご意見・ご提案フォーム」から、または提案用メールアドレス（teian@vill.tokai.ibaraki.jp）からご入力ください。

提案レター

「広報とうかい」に掲載する「村政への提案レター（料金受取人払い）」を利用する。

●村民提案後の流れ

受付 ⇨ 担当課 ⇨ 回答の送付
⇩
政策会議 ⇨ 事業への反映

まちづくり

まちづくり出前講座

問 政策推進課 TEL 282-1711（内線 1337）

東海村の行政について、もっと知りたい、考えたい、勉強したい…。「まちづくり出前講座」は、住民組織・団体等の要請に応じて、学習・意識啓発などの場に役場の職員を講師として派遣するものです。

●講座

身近な問題から専門的なテーマまで、多彩なメニューを取りそろえています。

講座メニューは毎年見直しを行います。詳細は、政策推進課へお問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

●利用できる方

村内に在住・在勤・在学中の方を含む５人以上の団体（班（常会）、PTA、女性団体、高齢者クラブ、子ども会などの団体や趣味のグループなど）

●実施日時

12月28日から１月４日までを除く日の午前９時～午後９時の間で、２時間以内

●講師料

無料

※施設使用料や村で準備できない材料費等については、実費負担となります。なお、講師を派遣できる会場は村内に限ります。

●申し込み

希望する団体の代表者は実施希望日の14日前までに、各講座の担当課または、政策推進課へ申し込みください。

多文化共生

東海村姉妹都市交流会館

問 姉妹都市交流会館 TEL 282-0535

姉妹都市交流会館は本村と米国アイダホフォールズ市との姉妹都市交流20周年を記念して、平成13年に国際交流活動の拠点施設として建設されました。館内には会議室や自由に使用できるホールがあり、会議や外国語会話教室、外国人の交流イベントなどに使用されています。

開館時間 午前９時～午後９時

休館日 日曜日、年末年始（12月28日～１月３日）
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

使用料 会議室は国際交流活動以外で使用する場合、使用料がかかります。

午前９時～正午	600円
正午～午後１時	200円
午後１時～午後５時	800円
午後５時～午後６時	200円
午後６時～午後９時	1,000円
午前９時～午後９時	2,500円

在住外国人支援

問 政策推進課 TEL 282-1711（内線 1304）
姉妹都市交流会館 TEL 282-0535

村内に住む外国人の支援を目的とした「東海村在住外国人のための「生活ガイド」」（英語）があります。生活ガイドには生活に有用となる内容、緊急時の警察・消防への電話のかけ方を記載し、村公式ホームページからご覧いただけます。

また、「広報とうかい」の掲載記事から抜粋し、英訳したものを希望者にメールで配信しています。メールの受信を希望する方は下記のメールアドレスへご連絡ください。

電子メール tokai.sch@net1.jway.ne.jp

姉妹都市交流

問 政策推進課 TEL 282-1711（内線 1304）
姉妹都市交流会館 TEL 282-0535

東海村と米国アイダホフォールズ市は、1981年に姉妹都市の盟約を締結して以来、一般訪問団や学生訪問団の派遣・受け入れ交流を行っています。お互いの国の文化や習慣を学びながら、アイダホフォールズ市と東海村民との親善・友好を深めています。

詳細は、東海村姉妹都市交流協議会のホームページ（二次元コードからアクセス可）をご覧ください。

文化・スポーツ

生涯学習

歴史と未来の交流館

問 生涯学習課 TEL 287-0851

歴史と未来の交流館は、東海村の歴史や自然、文化の発信拠点、子どもたちの体験や遊びを通した活動拠点として、幅広い世代が交流し郷土愛を育み、にぎわいをつくる生涯学習の拠点施設であり、主に次の事業を行っています。

●基本展示・特別展示事業

村所蔵文化財を公開・活用し、村の歴史や自然を学び、郷土への愛着を深めることを目的に、展示室1・2、企画展示室におけるテーマを設けた展示や、展示に関連する講座、ワークショップの開催等を行っています。

●「とうかいまるごと博物館」実施事業

村全域を"屋根のない博物館"と見立て、歴史を体感し、自然に親しみ郷土愛を育むことを目的に、フィールドワークや講座等のイベント開催、"まる博研究員"の養成等を行っています。

●「とうかい子どもキャンパス」開催事業

多くの体験を通した地域の再発見や郷土愛の醸成、自己の可能性への気付き等を目的とし、小中学生を対象とした多岐にわたる体験プログラムの提供、達人講師による新たな講師の育成等を行っています。

●ジョイント授業(学校連携)

施設内活動では、学校と連携をとりながら東海村の歴史等について、より身近に、より深く感じてもらえるよう、展示品や収蔵品などを活用して、交流館でしかできない活動を展開しています。施設外活動では、理科活動専門員や外部講師を招いて自然観察会を実施したり、学芸員が学校や現地で文化財の解説などを行ったりしています。

開館時間 火～金曜日　午前9時～午後7時
土・日曜日、祝日　午前9時～午後5時
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌平日)
祝日の翌平日
年末年始(12月29日～翌年1月3日)

入館料 無料

主な施設 展示室1・2、企画展示室、活動室1・2、郷土研究室、交流スペース、交流広場、東屋

●併設カフェ「KUROMATSU COFFEE」 TEL 212-5055

歴史と未来の交流館の来館者が憩い、くつろぎ、交流できるカフェです。コーヒーやサンドウィッチなどを味わいながら、くつろぎのひと時をお楽しみください。

営業時間 火～日曜日、祝日　午前9時～午後5時

休業日 歴史と未来の交流館の休館日と同様

中央公民館

問 中央公民館 TEL 282-3329

中央公民館では、豊かな人間性を育む生涯学習の場や、多様化する社会情勢の中で学習に必要な情報を提供する場として、活動を行っています。

各種講座やイベントの開催

文学歴史・現代社会・郷土・健康医学・趣味教養・スマホ教室等、さまざまな講座を開催しています。

生涯学習・コミュニケーションの場の提供

生涯学習の活動拠点として誰でも利用でき、住民の皆さんに触れ合いの場を提供します。

自主グループの活動支援

公民館の講座を受講後、継続して学ぼうとする、グループへの活動支援を行っています。

開館時間 火～土曜日　午前9時～午後9時
日曜日、祝日　午前9時～午後5時
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月28日～1月3日)
※臨時に変更する場合があります。

施設・設備の使用

- 施設を使用するためには団体の活動内容等の要件があります。要件を確認するため、あらかじめ団体登録申請が必要となります。
- 登録団体は使用を希望する日の2か月前から5日前までに予約専用電話で申し込みください。
- 使用許可申請書(中央公民館に備え付け)は使用当日に提出してください。
※申請書は、窓口に備え付けています。

使用の制限

- 公民館は営利を目的とする事業や特定の政党・宗教の活動には使用できません。
- 使用者は、許可を受けた目的以外の使用や、申請内容の書き換え、使用の権利を譲渡転貸できません。

はたちの集い

問 中央公民館 TEL 282-3329

村では、「はたちの集い」を開催しています(旧成人式)。

はたちの集いは、「はたちの集い実行委員会」が企画・運営する、式典です。

実行委員として参加したい方は、中央公民館へお問い合わせください。

文化

東海村文化・スポーツ振興財団

問 (公財)東海村文化・スポーツ振興財団 TEL 282-8511

東海村における文化・スポーツの振興並びに健康で心豊かなまちづくりと潤いのある地域社会の創造に寄与することを目的に、次の事業を行っています。

○文化・スポーツ施設の管理運営
○コンサートや演劇公演等の開催
○企画展や創作体験ワークショップの実施
○各種スポーツ教室(チャレンジスクール)の実施
○地域の人材育成(東海村のアーティストを紹介するコンサート、東海村の作家展)
○その他文化・スポーツ事業を楽しむ機会の提供(バギーのままコンサート、ニュースポーツ用具の貸し出し、学校等への出前授業「お楽しみ体験授業」「黒板ジャック」など)
○文化・スポーツ団体の育成、支援

東海ステーションギャラリー

問 東海ステーションギャラリー TEL 287-3680

暮らしの中での芸術文化振興を目指すため、JR東海駅構内に東海ステーションギャラリーを設置しています。このギャラリーは、企画展はもとより、一般の方にも広く使用されています。

開館時間 午前9時～午後7時

※展示開催時間は主催者により異なりますので、詳細はお問い合わせください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

休館日 年末年始(12月28日～1月3日)

使用できる日数

原則として、1週間(日曜日～土曜日)単位となります。最大使用日数は14日間です。

使用料 1日…ギャラリーA:10,000円(消費税込み)
ギャラリーB: 8,000円(消費税込み)

- 学生(学校教育法第1条に規定する学校に在学する者)が個展またはグループ展を開催するときは、使用料の2分の1を免除します。
- 個展またはグループ展(メンバーの2分の1が県央地域市町村在住者または村内在勤者で構成されているとき)は、メンバー表を提出すると、使用料の2分の1を免除します。
- 村長が使用料の減免を適当と認めたときは、村長が必要と認める額を減免します。

東海文化センター

問 東海文化センター TEL 282-8511

東海文化センターは、芸術文化の鑑賞や発表の場として利用されています。800席(うち車イス席2)のホールは講演会やコンサート、吟詠剣詩舞、演劇などに、また会議室は各種研修会や会議などに使用されています。

基本使用料

種別＼区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
ホール	平日	6,000円	9,000円	11,000円	23,000円
	土・日・祝日	7,200円	10,800円	13,200円	28,000円
楽屋	和室1号	200円	300円	400円	800円
	和室2号	300円	450円	600円	1,200円
	洋室(小)	300円	450円	600円	1,200円
	洋室(大)	600円	900円	1,200円	2,400円
会議室	第1・2併用	2,400円	3,600円	4,800円	9,700円
	第1	1,200円	1,800円	2,400円	4,900円
	第2	1,200円	1,800円	2,400円	4,900円
	和室	600円	800円	1,200円	2,400円
展示室		1,200円	1,800円	2,400円	4,900円
ステージのみ		2,100円	2,700円	3,300円	7,300円

※冷暖房料金は、別途使用料の20%がかかります。

1. 県央地域市町村在住者で、入場料その他会員券など、これに類する料金を徴収して使用するときは下記のとおりとなります。
   ①最高額が1,000円未満…基本使用料の20%増
   ②最高額が1,000円以上2,000円未満…基本使用料の30%増
   ③最高額が2,000円以上3,000円未満…基本使用料の50%増
   ④最高額が3,000円以上…基本使用料の100%増
2. 使用者が営利・宣伝など、これに類するものに使用するときは基本使用料の200%増となります。
3. 会議室を披露室として使用するときは基本使用料の50%増となります。
4. 県央地域市町村以外の方が使用するときは、上記使用料の50%増となります。
5. 休館日は、月曜日(月曜が祝日の場合は翌平日)と、年末年始(12月28日～1月3日)です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

文化協会

問 文化協会事務局 TEL 282-8511

20連盟・73団体で組織され、芸術文化愛好者による各種活動を積極的に推進し、地域文化の向上・発展に大きな役割を果たしています。

●加盟団体

美術・書道・写真・芸能・技芸・華道・茶道・盆栽・アマチュア無線・音楽・歌謡・ジャズダンス・フラダンス・囲碁・将棋・菊花・山草・水墨画・よさこいソーラン・モダンダンス

芸術祭・文化祭

問 文化協会事務局・文化祭実行委員会事務局 TEL 282-8511

毎年春に芸術祭、秋には文化祭が開催されています。写真、生け花、工芸、書、絵画、盆栽などの展示、カラオケ発表や芸能、音楽、茶会など、盛りだくさんの催しが行われます。

東海村少年少女合唱団

問 東海文化センター TEL 282-8511

東海村少年少女合唱団は、年長から大学生までの団員で構成している合唱団です。村の小中学校音楽祭や茨城県少年少女合唱祭、年１回の定期演奏会等、村内外でさまざまな活動を行っています。

東海村吹奏楽団

問 東海文化センター TEL 282-8511

地域住民が生涯を通して吹奏楽の演奏を楽しむ場として、村内の愛好者を中心に結成された村の吹奏楽団です。毎年1回東海文化センターで開催する演奏会をはじめ、地域イベント・祭りへの出張演奏など、地域住民の皆さんに生演奏の素晴らしさをお届けする演奏活動を行っています。

劇団とみかる

問 東海文化センター TEL 282-8511

東海文化センターで上演した「住民参加型ミュージカル公演」での地域出演者を中心に結成されたミュージカル団体です（とみかるは“とうかいミュージカル”の略）。村内外のイベント出演や自主イベント企画・開催を中心に、地域住民の皆さんにミュージカルの魅力を伝え、東海村にミュージカル文化を根付かせることを目指した活動を行っています。

スポーツ

スポーツ推進委員

問 生涯学習課 TEL 287-0851

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や、村民に対するスポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導と助言を行っています。地域のイベント等で”みんなで楽しく体を動かしたい”という時は、企画・運営をサポートしますので、ぜひご相談ください。

スポーツ大会出場奨励金

問 生涯学習課 TEL 287-0851

地域スポーツの推進等を図ることを目的として、全国大会や国際大会へ出場する選手へ奨励金を交付する制度です。

対象となるのは、村内にお住まいで、大会に出場する選手の方です。予選や選考会等の選抜手続きを経て、全国大会や国際大会に出場する方は、生涯学習課へお問い合わせください。

スポーツ協会

問 スポーツ協会事務局 TEL 283-0673

17の団体（16連盟・スポーツ少年団）で組織され、各種スポーツイベントの開催・運営と生涯スポーツの普及・推進に大きな役割を果たしています。

●加盟団体

野球、サッカー、バレーボール、テニス、卓球、剣道、柔道、弓道、ホッケー、バスケットボール、ソフトボール、ゴルフ、空手道、バドミントン、ゲートボール、スポーツウエルネス吹矢、スポーツ少年団

スポーツ少年団

問 スポーツ少年団本部事務局 TEL 283-0673

村内には14競技・23のスポーツ少年団があり、スポーツを通して青少年健全育成の一翼を担っています。

●競技種目

サッカー、剣道、弓道、柔道、ホッケー、ミニバスケットボール、ソフトボール、空手道、バドミントン、硬式テニス、軟式野球、合気道、バレーボール、卓球

総合型地域スポーツクラブ スマイル東海（SCスマイルTOKAI）

問 SCスマイルTOKAI事務局 TEL 283-1001

村民の誰もが「いつでも、どこでも、だれとでも」運動やスポーツを気軽に楽しむことのできる生涯スポーツ社会（コミュニティ）の形成を目標として活動する、会員制の地域スポーツクラブです。日常生活の中でスポーツを楽しみ、会員の健康・体力の維持増進と会員相互の親睦を図り、明るく豊かな生活の実現に資するとともに、青少年の健全育成・競技力向上や地域スポーツの普及発展に取り組んでいます。

●子ども向け事業

各種スポーツの体験、体力の向上、苦手な運動の克服を目的に開催しています（陸上、キッドビクス、硬式テニス、ミニバスケットボール、バレーボール、体操、競技エアロビック、陸上アスリートクラスなど）。

●成人向け事業

基礎体力の向上、健康維持増進を目的に開催しています（ヨガ、エアロビクス、ステップエクササイズ、ボディケア、ハイキング、健康体操、ゴルフなど）。

●その他

さまざまなスポーツの体験会やクラブ教室の成果発表会、また村との連携による健康教育事業など、各種スポーツイベントの企画・開催や、地域スポーツ活動の支援・協力に取り組んでいます。

スポーツフェスタTOKAI

問 生涯学習課 TEL 287-0851

「子どもから大人まであらゆる世代が、楽しみながら気軽に、運動に親しむきっかけづくり」を目的として、東海村スポーツ協会やSCスマイルTOKAIをはじめとする多くの団体や企業にご協力いただき、毎年10月頃に開催しています。

親子３世代での体力測定会やイモゾーリレー全国大会のほか、多くのスポーツ体験ブースや健康セミナー、物販・飲食ブース等が出展します。

スポーツを「する人」「見る（応援する）人」「支える人」ー。それぞれに合った関わり方でスポーツを通して"つながる"ことができる「スポーツ・健康づくりの祭典」です。

総合スポーツ大会

問 スポーツ協会事務局 TEL 283-0673

毎年10月の"スポーツの日"を中心に、地域住民が世代を超えて一斉にスポーツを楽しむ機会として、村内スポーツ施設や学校体育館等を会場に開催する、スポーツ協会主催の競技大会です。

近年は、スポーツ協会加盟団体により、17種目が開催されており、地域住民から広く参加を募る種目もあります。

また、スポーツの日に各競技の出場者が一堂に会する「総合開会式」が開催されることも特徴のひとつです。総合開会式では入場行進や選手宣誓のほか、村のスポーツ振興に貢献した方への功労者表彰が行われます。

スマイルマラソン

問 マラソン大会実行委員会事務局 TEL 283-0673

村内の小中学生や家族、スポーツ仲間など、さまざまな地域住民がスポーツに親しむことができる機会の提供を目的として開催するマラソンイベントです。

小中学生や家族ペア（２人１組）を対象とする「マラソン競技」と、小学生および一般（高校生以上）のチーム（５人１組）対抗による「駅伝競技」があり、近年は1,000人を上回る出場者があります。

村内のスポーツ施設

●総合体育館

問 総合体育館 TEL 283-0673

開館時間 火～土曜日　午前９時～午後９時30分
日曜日、祝日　午前９時～午後６時30分
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月28日～１月３日）

使用料

総合体育館使用料（通常利用）

	午前区分	午後区分	夕方区分	夜間区分
	午前９時～正午	午後１時～４時	午後４時～６時30分	午後６時30分～９時30分
メインコート	2,000円	3,400円	2,000円	4,600円
サブコート	1,000円	1,600円	1,000円	2,000円
柔剣道場	1,000円	1,600円	1,000円	2,000円
弓道場	400円	600円	400円	800円
トレーニングルーム	100円／回※途中退出無効			

1.アマチュアスポーツ以外に使用するときは、規定使用料の100％増となります。
2.入場料を徴収する場合は別途料金表を適用します。
3.県央地域市町村以外の団体・個人が使用するときは規定使用料の100％増となります。
4.メインコート・サブコート・柔剣道場は２つに分けて使用することが可能です。この場合の使用料は規定使用料の２分の１相当額（メインコートは４つに分けての使用も可能。料金は規定使用料の４分の１相当額）です。
5.東海村スポーツ協会に加盟している団体は、規定使用料の２分の１相当額となります。
※使用日当日の空き施設は、１人１区分100円で使用できます。
※トレーニングルームの使用は中学生以上となります。

●テニスコート

問 テニスコート TEL 282-8571

利用日時 火～日曜日、祝日　午前９時～午後９時
※７月１日～９月30日の土・日曜日、祝日は午前６時から利用できます。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

休場日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月28日～１月３日）

使用料

テニスコート使用料（１面当たり）

時間帯	一般	中学生以下
午前６時～９時（７月１日～９月30日の土・日曜日、祝日のみ）	200円／時間	100円／時間
午前９時～午後５時		
午後５時～９時	400円／時間	300円／時間

1.県央地域市町村以外の団体・個人が使用するときは、規定使用料の100％増となります。
2.東海村スポーツ協会に加盟している団体は、規定使用料の２分の１相当額となります。
3.一般と中学生以下の合同による使用の場合は、一般の使用料となります。

●東海スイミングプラザ

問 東海スイミングプラザ TEL 287-0807
（7月1日～9月10日のみ）

利用期間 7月1日～7月19日、8月21日～9月10日…午前9時～午後4時
7月20日～8月20日……午前9時～午後7時
※期間中に休園日はありませんが、天候等により閉鎖することがあります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開園日時が変更となる場合があります。

使用料

東海スイミングプラザ使用料

	午前区分	午後区分	夜間区分
	午前9時～正午	午後1時～4時	午後5時～7時 ※7月20日～8月20日のみ
中学生以上	200円	200円	200円
小学生	100円	100円	100円

1.幼児の利用は無料ですが、水着を着用した保護者の付き添いが必要となります。
2.正午～午後1時、午後4時～5時は、清掃・機器点検のため、施設内への入場はできません。

●久慈川河川敷運動場

問 総合体育館 TEL 283-0673

- 外宿グランド…ソフトボール場5面、多目的グランド2面
- 内宿グランド…サッカー場4面（一般用2面・小学生以下用2面）

利用日時 火～日曜日、祝日
午前区分：日の出～正午
午後区分：午後1時～日没
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

休場日 月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月28日～1月3日）

使用料 無料
※東海村総合体育館での事前申請が必要です。

●東海南中学校夜間照明グランド

問 総合体育館 TEL 283-0673

利用日時 火～土曜日（祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除く） 午後7時～9時
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

使用料（1時間当たり）

- 村内在住・在勤・在学の団体……2,000円
  ※東海村スポーツ協会に加盟している団体は、規定使用料の2分の1相当額となります。
- 村外の団体……5,000円

●阿漕ケ浦公園有料施設

問 阿漕ケ浦公園管理事務所 TEL 282-3835

利用期間および利用時間

①野球場A面
3月～4月、10月～11月…午前9時～午後5時
5月～9月…午前9時～午後6時
②野球場B面（夜間照明施設あり）
利用期間：3月～11月…午前9時～午後9時
③ホッケー場（夜間照明施設あり）
利用期間：通年…午前9時～午後9時
※ホッケー場はサッカー場としても利用できます。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

休園日
月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）
年末年始（12月28日～1月3日）

申請方法
阿漕ケ浦公園管理事務所窓口での申請手続きが必要となります。
※1団体につき月6日まで、連続して2日まで使用できます。

使用料金

野球場、ホッケー場

施設名称	料金（1時間当たり）
野球場（A面またはB面）	150円
ホッケー場（片面）	850円

夜間照明施設

施設名称	利用区分	利用単位	料金（1時間当たり）
野球場	B面	全灯	1,920円
ホッケー場	全面	全灯	1,170円
		1/2灯	690円
	半面	全灯	690円

村外（圏域外）者が利用する場合は、上記の金額の2倍となります。
※圏域：東海村と公の施設の広域利用に関する協定を締結した8市町（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）

減免規定
村スポーツ協会・協会加盟団体等（公式行事）の使用…無料
村スポーツ協会加盟団体（公式行事以外）の使用…半額
※その他減免対象については、お問い合わせください。

産業・ビジネス

農業

農業者年金

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

平成14年１月１日に制度改正がされた農業者年金は、自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。国民年金の第１号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

決められた範囲内で自由に保険料の設定ができるほか、支払った保険料は全額が社会保険料控除になるなど税制上の優遇措置があります。

農地の所有権を移転するときは（農地法第３条）

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

農地は、自由に売買・交換・贈与することができません。所有権を移転するときは、農業委員会の許可が必要となります（相続の場合を除く）。なお、農地を取得するには、農業に従事していることなど、一定の要件が必要となります。

農地を相続したときは

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

農地を相続で取得する場合は、農業委員会での許可は不要です。農地を相続で取得したときは、登記が済み次第、農業委員会へ届出てください。

農地を貸し借りするときは

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

農地に貸借権を設定するときは、次のいずれかの手続きが必要となります。

○農業委員会の許可
○農業経営基盤強化促進法による利用権設定（３年・６年の貸借）
○農地中間管理事業（10年以上の貸借）

農地流動化促進奨励金交付事業

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

遊休農地の解消、農用地の有効活用に係る補助事業を実施しています。

農地を転用するときは（農地法第４条・５条）

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711（内線 1227）

農地を宅地や資材置場等に転用するときや、転用を目的に所有権の移転等をするときは、市街化調整区域にあっては農業委員会の許可、市街化区域にあっては農業委員会への届出が必要となります。

農業振興各種補助事業

問 農業政策課 TEL 282-1711（内線 1222）

農業の振興を図るため、水田農業対策、ほしいも生産体制の強化・PR、担い手（新規就農者・後継者）対策や地産地消の推進、環境保全型農業の普及に係る各種補助事業を実施しています。

また、有害鳥獣による農作物被害防止対策事業等も実施していますので、ご相談ください。

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

問 農業政策課 TEL 282-1711（内線 1222）

農振法では、農業の振興を図る農用地を確保するため、農業振興地域を定めています。

何らかの事情でやむを得ず農振農用地から除外するときは、許可が必要となります。

森林の土地を取得したときは

問 農業政策課 TEL 282-1711（内線 1222）

地域森林計画の対象となっている民有林の土地を取得したときは、所有者となった日から90日以内に、農業政策課へ届出が必要となります。

森林を伐採するときは

問 農業政策課 TEL 282-1711（内線 1222）

地域森林計画の対象となっている民有林を伐採するときは、１ha以上の場合は県知事の開発許可、１ha未満の場合は農業政策課へ伐採の90～30日前までに届出が必要となります。また、保安林については、県知事の許可が必要となります。

土地改良事業

問 農業政策課 TEL 282-1711（内線 1224）

耕地（田・畑）の区画整理や、これに付帯する用・排水路、農道、暗きょ排水施設等の整備・維持管理をする事業です。

- 農道整備事業
- 水路整備事業
- 農道・水路維持管理事業
- 排水機場管理事業

東海村農業支援センター

問 農業支援センター TEL 287-7867

JA常陸が管理運営する農産物直売所「東海ファーマーズマーケットにじのなか」の一角に事務所を設置し、村の農業振興のための拠点施設として、農業をスタートする方の相談支援や担い手の育成支援、環境保全型農業の普及啓発および農機具貸出業務などを行っていますので、お気軽にご相談ください。

●所在地 石神内宿1167番地９
※県道358号線「日立東海線」の沿線です。

●担い手対策

- 東海村認定農業者育成事業
- 新規就農者育成補助事業
- 新規就農者育成総合対策
（経営開始資金・経営発展支援事業）

●地産地消の推進

- 地産地消推進事業
- 東海村ハウス栽培推奨補助事業

●その他

- 環境にやさしい農産物栽培推奨補助事業
- カバークロップ栽培推奨事業

多面的機能支援事業

問 農業政策課 TEL 282-1711（内線 1225）

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理の推進を行っています。

中小企業

中小企業の金融対策

問 産業政策課 TEL 282-1711（内線 1269）
東海村商工会 TEL 282-3238

●融資制度

村内中小企業の育成と振興を図るため、自治金融制度と特別小口保証制度、商工業特別融資制度を設けています。なお、信用保証料は、村が全額補助します。

●利子制度

次表の利率および期間で実施しているほか、平成３年度から、一部、利子補給も実施しています。ただし、補助金利用者の最低負担利率は年利１％と定め、その差引利率は村で負担しています。

（令和４年９月現在）

	自治金融制度	特別小口保証制度	商工業特別融資制度
融資額	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内	300万円以内	500万円以内
融資期間	運転資金 ７年以内 設備資金 ７年以内	運転資金 ７年以内 設備資金 ７年以内	４年以内
利　率	1.11％	1.11％	0.91％
保証人	要	不要	要

※利率については変動する場合がありますので、ご確認ください。

創業支援室

問 創業支援室 TEL 212-0856
産業政策課 TEL 282-1711（内線 1269）

創業支援室は、創業をお考えの方や創業後間もない方のお悩み相談窓口として、東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」の２階に設置されており、商工業・創業の専門家が常駐しています。相談内容に応じて支援策を検討し、提案します。また、必要があれば各種専門家への取次ぎなども行います。事前予約の上、お越しください。

創業オフィス・創業デスク

問 産業政策課 TEL 282-1711（内線 1269）

東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」２階の創業者向けの入居スペースは24時間365日利用でき、５㎡当たり7,200円からと初期投資を抑えた創業が可能です。また、駅から徒歩３分の好立地で、専門家がいる創業支援室に隣接しており、充実した創業支援が受けられます。

商工・観光業

東海村観光協会

問 東海村観光協会 TEL 287-0855

東海村における観光事業の振興を図るとともに、観光資源の整備・開発を促進し、郷土産業の発展向上に寄与することを目的として活動しています。

東海さくらまつり

問 東海村観光協会 TEL 287-0855

阿漕ケ浦公園を会場に、桜花を満喫し、春のひとときを楽しく過ごせる場を提供することを目的に、開催されます。期間中には、イベントの実施や、夜桜が鑑賞できるよう、桜のライトアップなども行われています。

東海まつり

問 東海まつり実行委員会 TEL 287-0855

毎年夏に、山車やみこしなどのパレード、花火大会が実施されます。この祭りは、昭和54年に旧住民と新住民の交流・触れ合いの場となるように始められました。今では住民が企画・運営を実施し、毎年盛大に開催されています。

大空マルシェ

問 大空マルシェ実行委員会 TEL 287-0855

伊勢神宮の分霊を祀る『**大**神宮』、そして日本三体虚空蔵尊のひとつ『村松山虚**空**蔵堂』―それぞれから一字いただき『**大空**マルシェ』と命名しました。歴史深いロケーションの中、クラフト雑貨や多種多様なフード、心地よいアコースティックライブが楽しめる雰囲気満点のイベントが開催されます。

東海Ｉ～MOのまつり

問 東海I～MOのまつり運営協議会 TEL 287-0855

毎年秋に、村の特産品である「サツマイモ」をテーマに、東海文化センターをメイン会場として開催されます。茨城県内で唯一の「イモ」まつりであるこの祭りでは、サツマイモにちなんだイベントが多数実施されます。



議会・選挙・その他

議会

村議会のしくみ

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）

私たちの住む東海村の政策については、本来であれば村民全員で話し合い、方針を決定していくことが理想ですが、全員で協議することは実際には不可能です。そこで、住民全体の代表者を選挙で選び、村政運営を委ねています。この代表者が村議会議員と村長です。

村議会議員は、村議会を構成し、議会活動を通じて住民の意見を統合し、村の意思形成をする任務があります。村議会は、定期的に開催される定例会（毎年３月・６月・９月・12月の４回）と、必要に応じて開催される臨時会があります。

村議会と村執行機関は、それぞれお互いに独立・対等の立場に立ち、調和と均衡を図りながら、より良い村政の実現を目指しています。

村議会の仕事

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）

村議会には、議決権や調査権、監査請求権などの権限が与えられており、それに基づいて次のような仕事をしています。

●議決

村議会の最も基本的な仕事で、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約、財産の取得・処分の決定などを行います。

●検査・調査・監査請求

村の事務に関する書類の検査、関係者に出頭・証言、記録提出の請求や、監査委員に監査を請求することで、村民の代表として村政を監視します。

●意見書の提出

村民生活に関わりの深い事柄について、その実現を図るため、国や県などに村議会の意思をまとめた意見書や要望書を提出します。

●選挙・同意

議長・副議長や選挙管理委員等の選挙や、村長が選出する副村長・教育長・監査委員等の人事案件について同意の決定を行います。

村議会の構成

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）



村議会の委員会

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）

村議会には議会運営委員会や常任委員会、特別委員会があり、村議会から付託された議案および請願等の審査のほか、所管事項の調査など、本会議を離れて独自の調査・検討を行います。

村議会の傍聴

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）

本会議は、どなたでも傍聴できます。

本会議は、午前10時から開議されます。議員の活動を間近に見たり、村政の基本方針などを直接聴いたりすることができます。希望する方は、議会事務局（役場議会棟２階）で受け付けをするだけで入場できます。傍聴席は34席（定員50人）で、車いすでの入場も可能です。

また、各種委員会についても傍聴することができます。

村議会の広報

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）

●会議録

本会議の会議録は、村立図書館や各地区のコミュニティセンターでご覧いただけます。また、会議録を村議会ホームページ（https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/tokaimuragikai/index.html）で閲覧・検索することができます。

●映像配信

本会議の映像をライブ中継しています。役場庁舎１階ロビーや各地区のコミュニティセンター、総合福祉センター「絆」でご覧いただけます。

また、本会議終了約10日後には、録画放映を村議会ホームページで閲覧することができます。

●議会だより

年４回、定例会（３月・６月・９月・12月）後に定例会の概要や代表・一般質問、委員会での調査内容等を議会報編集委員会が編集し、発行しています。

請願と陳情

問 議会事務局 TEL 282-1711（内線 1282）

請願は、日本国憲法や地方自治法に規定された住民の権利であり、誰でも村政やその他についての意見や要望などを、請願書として村議会に提出することができます。請願には、１人以上の賛同する議員の紹介が必要です。また、決められた形式の文書（署名、記名押印など）を議長へ提出していただくこととなります。

請願は、担当する各委員会に付託され審査し、その審査結果が本会議で報告され、さらに審議されます。

陳情書等は紹介議員がなくても議長へ提出できますが、本村では審議することなく、本会議にて報告（議席配布のみ）されますが、村政に関わるものは、請願と同じ扱いにすることもあります。

選挙

選挙管理委員会

問 選挙管理委員会　TEL 282-1711（内線 1312）

選挙管理委員会は、選挙が全て公正に行われるように設けられた機関で、議会が選んだ委員４人で構成されています。

選挙人名簿

問 選挙管理委員会　TEL 282-1711（内線 1312）

選挙権を行使するには、選挙人名簿に登録されていることが必要であるため、永久選挙人名簿の方式が採用されます。

一度この名簿に登録されると、死亡したり、ほかの市区町村へ転出したりして抹消されるまで登録されます。

引き続き村内に住んでいて満18歳になった方や、ほかの市区町村から転入し、転入届受け付けの日から３か月を経過した方は登録される資格があり、年に４回（３・６・９・12月）登録が行われ、これを定時登録といいます。また、選挙の直前にも同様の登録（選挙時登録）が行われることとなっています。

投票と投票所

問 選挙管理委員会　TEL 282-1711（内線 1312）

投票は、投票日当日に選挙人が指定された投票所で行うことになっていますが、期日前投票または不在者投票の方法により投票することもできます。

また、心身に故障がある場合などは代理投票や点字投票の制度があります。

なお、投票所の場所については、選挙管理委員会が選挙ごとに定めています。

期日前投票

問 選挙管理委員会　TEL 282-1711（内線 1312）

仕事や旅行などにより投票日当日に投票所へ行けない方が、前もって投票することを「期日前投票」といいます。

●期日前投票の方法

期日前投票所に投票所入場整理券をお持ちください。簡単な宣誓書を提出するだけで、投票することができます。

●投票期間と投票時間

投票期間は、原則として選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までで、投票時間は、午前８時30分～午後８時となります。

不在者投票

問 選挙管理委員会　TEL 282-1711（内線 1312）

遠隔地の市区町村選挙管理委員会で投票する場合、指定する病院または施設で投票する場合、身体に特定の障がいのある場合などは「不在者投票」により投票することができます。

●不在者投票の方法

選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。選挙人名簿と照合の上、投票用紙等を交付します。

●投票期間

投票期間は、期日前投票と同様に、選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までです。

その他

人材バンク登録制度

問 総務人事課　TEL 282-1711（内線 1322）

東海村会計年度任用職員（アルバイト）の採用に当たり、幅広い人材確保と職務に応じた有効な人材配置を行うため、「東海村会計年度任用職員人材バンク」への会計年度任用職員としての勤務を希望する方の登録を随時受け付け、雇用の際には登録者の中から選考を行い採用者を決定しています。

対象職種は、一般事務補助などで、満18歳以上で村内または近隣市町村に在住なら、就業・就学中の方でも登録することができます。



相談窓口

行政に関する相談

行政相談 ※要予約

問 政策推進課 TEL 282-1711（内線 1301）

国や県、行政全般の業務に関する相談に応じます。

日 時 午前10時～正午
※相談日については、お問い合わせください。

相談員 行政相談委員

県政相談

問 県民相談センター TEL 301-2147

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時

場 所 茨城県庁３階

行政苦情110番

問 茨城県行政監視行政相談センター TEL 0570-090110

日 時 月～金曜日
午前８時30分～午後５時

備 考 土・日曜日、祝日、年末年始は、終日留守番電話での受け付けとなります。

専門家による相談

行政書士相談 ※要予約

問 社会福祉協議会 TEL 282-2804

相続、会社設立、建設業・産業廃棄物処理業・運送業等の許可申請、土地活用など官公署の手続きに関することや遺言書・離婚協議書・内容証明書・契約書など書類作成の方法についての相談に応じます。

日 時 原則、第２金曜日（要確認）
午後１時～３時（１人当たり30分程度）
※相談日については、お問い合わせください。

相談員 行政書士

広 告



法律相談 ※要予約

問 社会福祉協議会 TEL 282-2804

ローン・金銭・遺産相続のトラブル、土地、離婚、自己破産、損害賠償など法律に関することについて相談に応じます。

日 時 原則、第１金曜日（要確認）
午前10時～正午（１人当たり20分程度）
※相談日については、お問い合わせください。

相談員 弁護士

法律相談 ※要予約

問 県民相談センター TEL 301-2147

日 時 金曜日、第１・３火曜日
午後１時～４時（１人当たり30分以内）

相談員 弁護士

法的トラブル相談

問 法テラスサポートダイヤル TEL 0570-078374

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後９時
土曜日
午前９時～午後５時

相談員 弁護士

住まいに関する相談

住まいに関する相談窓口

問 都市政策課 TEL 282-1711（内線 1245）

村では、住まいに関するさまざまな疑問・困り事に対し、定期的に相談窓口を開設しています。

日 時 第３木曜日（祝日を除く）
午前10時～正午、午後１時～４時

場 所 都市政策課（役場行政棟２階）



消費・労働等に関する相談

消費生活相談

問 消費生活センター TEL 287-0858

商品の売買やサービスの提供に関する契約トラブル、製品の欠陥や事故・また多重債務など消費生活に関する相談に応じます。

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～正午、午後１時～４時

相談員 消費生活相談員

消費生活相談

問 茨城県消費生活センター TEL 225-6445

日 時 月～金曜日、日曜日（日曜日は電話のみ）
午前９時～午後５時（日曜日は午前９時～午後４時）

相談員 消費生活相談員

消費者ホットライン

問 消費者庁 TEL 188（いやや）

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）は身近な消費生活相談の窓口を紹介し、土・日曜日、祝日は国民生活センターなどをご案内します。

家計相談

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

公共料金などの滞納がある、離職してしまい生計の維持が困難、急な医療費の負担などにより生活にお困りの方などの相談に応じ、必要に応じて滞納（家賃・税金・公共料金等）の解消や各種給付制度の利用に向けた支援を行います。

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分
※面談による相談を希望する方は、事前予約が必要です。

相談員 社会福祉士など

相談・苦情・紛争解決窓口

問 貸金業相談・紛争解決センター TEL 0570-051-051

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後５時

相談員 日本貸金業協会

総合労働相談

問 茨城労働局 TEL 029-277-8295

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時

場 所 茨城労働局総合労働相談コーナー
（水戸市宮町1-8-31）

労働相談

問 いばらき労働相談センター TEL 029-233-1560

日 時 月～金曜日　午前９時～午後７時
（相談受付は午後６時30分まで）
第２・４土曜日　午前９時～午後３時
（相談受付は午後２時30分まで）
※祝日・年末年始を除きます。

場 所 いばらき就職支援センター２階
（水戸市三の丸1-7-41）

交通事故・犯罪被害に関する相談

交通事故相談

問 中央交通事故相談所 TEL 233-5621

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～正午、午後１時～４時45分

犯罪被害者相談

問 茨城県県民生活環境部
生活文化課　安全なまちづくり推進室 TEL 301-7830

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～正午、午後１時～４時

犯罪被害者相談

問 いばらき被害者支援センター TEL 232-2736

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後４時

震災に関する相談

震災に関する相談

問 茨城県弁護士会 TEL 227-1133

日 時 火・水・金曜日　午後１時～４時

場 所 茨城県弁護士会館２階

相談員 茨城県弁護士会

備 考 要点をまとめたものや関係資料をお持ちの上、ご相談ください。

原子力損害賠償に関する相談

問 茨城県弁護士会 TEL 222-7072

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後３時

相談員 茨城県弁護士会

備 考 ３回目までの相談は無料で、４回目から料金がかかります。

原子力損害賠償に関する相談

問 東京電力コールセンター TEL 0120-926-404

日 時 月～金曜日　午前９時～午後７時
土・日曜日、祝日　午前９時～午後５時

相談員 東京電力ホールディングス

健康に関する相談

元気アップ健康相談　※要予約

問 保健センター TEL 282-2797

日 時 月１回（要確認）

相談員 保健師、管理栄養士等

詳細はP66

茨城子ども救急電話相談

TEL 050-5445-2856（短縮ダイヤル＃8000）

お子さんが急な病気で心配なとき、病院にすぐ受診させた方が良いかなどのアドバイスを受けられます。

日 時 365日 24時間

子育てに関する相談

母子健康相談　※要予約

問 保健センター　TEL 282-2797

日　時　月１回(要確認)
午前９時～11時、午後１時～３時

相談員　保健師、管理栄養士等

詳細はP64

子どもの発達に関する相談

問 子ども発達支援センター　TEL 282-3443

日　時　月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前９時～午後５時

相談員　子どもの発達に関する専門職員

教育相談

問 指導室　TEL 282-1711(内線 1416)

日　時　月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前８時30分～午後５時15分

相談員　指導主事

児童虐待相談

問 子育て支援課　TEL 287-0896
茨城県中央児童相談所　TEL 221-4150
児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応)　TEL 189(いちはやく)

児童虐待とは、子どもを監護している方が、暴力や言葉による脅かし、性的行為の強要、不当な扱いや不適切な養育によって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為をいい、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト(養育の拒否・怠慢)があります。児童虐待かも…と思ったらご相談ください。

女性のための相談

女性生活相談

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

女性が抱える悩みやＤＶ(配偶者やパートナーからの暴力)に関する相談に応じます。

日　時　火・水・金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前９時30分～正午、午後１時～３時30分

女性に関する相談

問 茨城県女性相談センター　TEL 221-4166

日　時　電話：月～金曜日　午前９時～午後９時
土・日・祝日　午前９時～午後５時
来所：月～日曜日(年末年始を除く)
午前９時～午後５時
※来所での相談を希望する方は事前予約が必要です。

ＤＶ相談

TEL 0120-279-889

日　時　365日 24時間

備　考　「ＤＶ相談ナビダイヤル(#8008(はなれれば))」…最寄りのＤＶ相談支援センターにつながります。

子どものための相談

小・中・高校生のための心の悩み電話相談

問 生涯学習課　TEL 282-7070

日　時　金・土曜日(祝日、歴史と未来の交流館の休館日を除く)
午後３時30分～午後７時

相談員　専門の電話相談員

青少年カウンセラーによる面接相談　※要予約

問 生涯学習課　TEL 282-7049

日　時　水曜日(祝日、歴史と未来の交流館の休館日を除く)
午前10時～午後６時

相談員　臨床心理士

不登校・いじめ相談

問 教育支援センター　TEL 282-7811

日　時　月～金曜日　午前９時30分～午後３時30分

相談員　心の居場所づくり推進相談員

福祉に関する相談

総合相談

問 総合相談支援課　TEL 287-2525

総合相談窓口では、障がい、高齢、子育て、生活困窮に関する相談のほか、どこに相談したら良いか分からない方や、困っていることが複数ある方など、分野を問わない相談に対応します。

日　時　月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前８時30分～午後５時15分

相談員　社会福祉士、精神保健福祉士など

福祉相談

問 社会福祉協議会　TEL 283-0205

どこに相談したらいいのか分からない、利用できる窓口や制度を知りたい、近所の方のことや家族のことで相談したい、既存の制度や仕組みでは解決が難しいなど、生活上の心配ごとや困りごとについて相談に応じます。電話・匿名での相談も可能です。

日　時　月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
※面談による相談を希望する方は、事前予約が必要です。

相談員　社会福祉士など

成年後見制度に関する相談

問 社会福祉協議会　TEL 283-0205

判断能力に要支援課題が生じた方について家庭裁判所が成年後見人などを選任し、法的権限を与えて本人を支援する成年後見制度に関する相談に応じます。

- 成年後見制度利用相談
- 申立支援事業
- 法人後見受任事業　など

日　時　月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分

場　所　東海村社会福祉協議会(総合福祉センター「絆」内)

備　考　法人後見の報酬は、家庭裁判所が決定した金額になります。

相談員　社会福祉士など

高齢者からの相談

問 北部地域包括支援センター TEL 229-2315
南部地域包括支援センター TEL 352-2867

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分

相談員 社会福祉士、保健師、ケアマネジャー

障がい者からの相談

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分

相談員 精神保健福祉士、社会福祉士など

日常生活自立支援事業に関する相談

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力に要支援課題が生じた方で、親族の援助が得られない方と契約を結び、下記のサービスを提供します。

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的金銭管理サービス
- 日常生活の事務手続きサービス
- 書類等預かりサービス

時 間 月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分

場 所 東海村社会福祉協議会（総合福祉センター「絆」内）

利用料など
- サービス利用料：１時間当たり1,100円
- 書類預かりサービス：１か月当たり500円

※生活保護受給者は無料です。

相談員 社会福祉士など

ボランティア市民活動相談

問 ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティアの活動・登録・紹介、総合学習、福祉教育に関する相談に応じます。

日 時 月～金曜日（祝日を除く）
午前８時30分～午後５時15分

くらし何でも相談

問 ライフサポートセンターいばらき TEL 0120-786-184

日 時 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後５時30分

備 考 電話での相談となります。

人権に関する相談

問 水戸地方法務局 TEL 227-9919

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される民間のボランティアで、人権思想の普及活動や人権侵害の防止活動、窓口での相談受け付け活動などを行っています。相談は無料で、相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日 時
電話：月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
子どもの人権110番 TEL 0120-007-110
女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
インターネット：365日24時間
https://www.jinken.go.jp（法務省ホームページ）

心に関する相談

心の健康相談

問 総合相談支援課 TEL 287-2525

心の悩みや精神疾患についての相談を随時受け付けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時15分

ひきこもり者等に関する相談

問 社会福祉協議会 TEL 283-0205

長期間ひきこもりがちな方、社会に出ることに不安な方、就職活動したいけれど何から始めたらいいのかわからない方などの相談に応じ、一人ひとりのペースに合わせた支援を行います。

日 時 月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
※面談による相談を希望する方は、事前予約が必要です。

相談員 社会福祉士など

ひきこもり相談

問 茨城県ひきこもり相談支援センター TEL 0296-48-6631

日 時 火～土曜日（祝日、年末年始を除く）
午前９時～午後６時

備 考 「いばらき若者サポートステーション」（TEL 0120-717-557）でも相談を受け付けています。

いばらきこころのホットライン

問 茨城県精神保健福祉センター TEL 243-2870

日 時 月～金曜日（TEL 029-244-0556）
土・日曜日（TEL 0120-236-556（相談専用ダイヤル））
午前９時～午後４時
※祝日、年末年始を除きます。

茨城いのちの電話

問 茨城いのちの電話（水戸） TEL 350-1000

電話での相談のほか、LINEからの相談も受け付けています。詳細は、茨城いのちの電話ホームページ（https://iid.or.jp/）をご覧ください。

日 時 365日 24時間

薬物依存相談

問 茨城県精神保健福祉センター TEL 243-2870

日 時 月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分

東海村商工会

商工会は、全国的なネットワークと高い組織率を有し、国より小規模企業支援施策を実施する支援機関に認定され、さまざまな事業を展開しています。

また、地域の商工業の振興と発展のため、さまざまな経営サポート活動を行っております。お気軽にご相談ください!!

経営指導（経営力向上支援）

経営に関する課題を解決するために、多彩な支援でバックアップします。

【経営指導】

経営のことでお悩みの方、経営の改善、事業承継、新分野開拓、創業など、経営のレベルアップを行いたい方のために、経営指導員や専門家が支援します。

【講習会・研修会】

経営者の皆さんにとって、必要な知識や技術などに関する情報を提供するため、各種講習会や研修会等を開催しています。

【創業・経営革新支援事業】

創業予定者や新分野への進出など、新たな事業分野開拓のための専門的指導やセミナーを開催し支援しています。

【販路開拓支援】

優れた新製品や新技術を持っているのに販路開拓で課題を抱えている皆さんに、各商談会、物産展等の情報提供や販売手法のアドバイス、ビジネスマッチング等により販路開拓を支援します。

金融指導

運転資金・設備資金など、大きな事業資金ほどわずかな金利差も大きな違いとなります。商工会には、各種の低利な融資制度がそろっています。

無担保無保証人のマル経融資制度

【小規模事業者経営改善資金融資制度】

国が小規模事業者に対して制度化したもので、商工会長の推薦によって日本政策金融公庫から融資を斡旋します。保証人も担保も必要なく、しかも低利な融資制度です。あなたの信用力を商工会が補完します。

◆利用対象

商工会の経営指導を6か月以上受けている従業員20人以下（商業・サービス業では5人以下）の企業。

◆貸付限度額　2,000万円

◆利率1.31%（R4.10.1現在）

税務・経営指導

税金の各種控除、消費税、青色申告制度などのお悩みに対し、帳簿のつけ方、決算、申告の仕方までアドバイスを行っています。決算や申告期には、税理士が無料の税務相談に応じています。

労務指導

従業員の福利厚生のために、労働保険・退職金などのご相談に応じ、アドバイスを行っています。

【社会保険】

法人事業所や常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所は、健康保険・厚生年金への加入が義務付けられています（一部業種は除く）。5人未満の個人事業所でも、一定の手続きをして認可を受ければ、健康保険・厚生年金の適用を受けることができます。

【労働保険】（労災保険・雇用保険）

従業員を1人でも雇用する事業主は、労働保険への加入が義務付けられています。手続きがわずらわしい、人手不足のため事務処理に困っている方には、商工会への事務委託をおすすめします。処理が軽減されるとともに、労災保険に加入できない事業主および家族従事者も特別に加入することができます。

各種共済・保険制度

商工会では皆さんのために、安心・有利な各種の共済や保険制度をご用意し、加入のご相談を承ります。

【全国商工会会員福祉共済】

全国商工会連合会が運営する共済制度です。基本プランは「けが」の補償（「個人賠償」の補償付[シニア傷害プランは除く]）です。

また、「病気」の補償や「がん」補償、「生命」保障のプランもあり、ニーズに合わせて最適な組み合わせができます。

【商工貯蓄共済】

商工会が国から認められた事業で、貯蓄・融資・保険が三位一体となった共済制度です。

また、手術・入院に際しての給付金をお支払いする医療保障特約型も付加できます。

【休業対応応援共済】

店舗、作業場、事業所等の事業用建物が、地震、津波、台風、雪災をはじめ火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金が支払われる制度です。

【小規模企業共済】

国の行っている共済制度で、事業主が事業をやめた場合、もしくは役員を退職した場合の退職金制度です。

【業務災害保険】

従業員の就業中のけがに対する補償（死亡・後遺障害）に加えて、労働災害における事業者側の賠償責任（使用者賠償責任）など、労災事故に関わる幅広い補償です。

【ビジネス総合保険】

製造または販売した製品などが原因で発生した事故を補償するPL、リコールによる賠償責任に加え、施設、業務遂行、管理財物に対する賠償責任もラインナップし、事業活動リスクを総合的に補償します。

豊かな地域づくり

【商店街の整備】

魅力ある商店街のために、空き店舗対策、イベント開催等の支援をしています。

【特産品・観光開発】

地域の活性化のために、地域資源を活用した特産品づくりや観光開発を目的とした地域振興事業等を行っています。

【イベントの開催】

産業祭、物産展、スポーツ大会などを開催しています。

また、祭りや地域活性化事業を積極的に支援しています。

地域に夢を　企業に繁栄を　あなたの街の商工会



東海村商工会

〒319-1108
茨城県那珂郡東海村村松北1-2-34
TEL：029-282-3238
FAX：029-283-0498
URL：https://www.tokaisci.or.jp

東海村おすすめセレクション

東海村おすすめセレクション

地元でつくられている魅力ある商品を「東海村おすすめセレクション」として、ラインナップいたしました。
あなたから大切な方へのギフトや身近な人へのプレゼントとして、そしてあなた自身へのご褒美として、東海村の「おいしい」贈り物を、ぜひお試しください。



【ドレッシング（にんじん、セロリ、梅しそごま）】
株式会社 グルーピー



【パスタソース＆生パスタ】
株式会社 グルーピー



【東海村の芋介】
ケーキ＆カフェ工房 ルアール



【バウムクーヘン】
ケーキハウス ワンダーボックス



【天日干し自家焙煎 ピーナッツ畑　さやか】
たかしファーム



【須崎農園の にんじんジュース】
須崎農園



【村松の福俵最中】
玉喜屋菓子舗



【阿漕ヶ浦の桜】
玉喜屋菓子舗



【村松晴嵐】
玉喜屋菓子舗



【プレッチェン（プレーン、こしあん、ごまあん、チーズ）】
NPO法人ドリームたんぽぽ



【芋薫（いもくん）ほしいもせんべい】
圷（あくつ）ほしいも直売所



【クッキー（チョコチャンク、オートミールレーズン）】
菓子工房 アンジェリール



【東海村のいも焼酎（河童のつっぺり、村松晴嵐）】
東海村いも焼酎開発協議会



【東海村のほしいも（たまゆたか、べにはるか）】
東海村ほしいも生産組合

東海村観光協会
TEL：029-287-0855　FAX：029-283-5001
〒319-1118 茨城県那珂郡東海村舟石川駅東3-1-1（東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内）
ホームページURL https://www.tokai-kanko.com
詳しくは、東海村観光協会WEBサイトへ

東海村おすすめセレクション　検索

リフォームの基礎知識 1

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？
- 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Step3 着　工

- 工事に向けての準備や近隣への周知に問題はないか？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



総合リフォーム　風呂・トイレ・キッチン
屋根・外壁塗装　外構工事　家屋解体
水廻り　内装工事　白アリ工事



LIVING

総合リフォーム工事専門店
株式会社リビング
〒319-1111 東海村舟石川654-13
茨城県知事許可（般-03）37687号



見積無料！お電話下さい！
TEL.029-229-3992
FAX.029-229-3996
https://www.living-tokai.com/
東海村　リビング　検索

地域密着型リフォーム専門店
株式会社 UNI-KOS
Leaf Home



〒319-1116 東海村舟石川駅西 3-1-2
TEL.029-287-8870
営業時間 9:00～18:30
リーフホーム　検索

株式会社サイネックスによる編集記事ページです　ここは有料広告掲載ページです

建築板金
●長尺屋根
●横葺屋根
●銅板
●雨どい
●セッパン
●ステンレス
●コロニアル
ご相談・お見積り無料です。
お気軽にお問合わせ下さい。
㈱D形板金工業
〒319-1113　那珂郡東海村照沼105-4
029-284-0345
090-8818-2706


山一塗装は昭和46年以来住宅建築塗装一筋に営業しています。
小さな塗装工事店だから出来る地域の優良工事店を目指して、
日々技術の向上に努めます。
一般建築塗装・防カビ・抗菌・吹付塗装・看板・防水工事一式
茨城県知事許可(般-02)第28981号
山一塗装
一級技能士の店
TEL 029-282-9159
FAX 029-282-9170
東海村白方116-2
https://yamaichitosou.site/

癒される「家」づくり
新築・リフォーム
住まいの事なら何でもご相談下さい
建築工房佐藤
〒319-1111 那珂郡東海村舟石川150-5
TEL/FAX　029-287-7010
e-mail kubousato@yahoo.co.jp

SUGIURA ARCHITECT SUTUDIO
杉浦良幸建築計画室
〒319-1107
東海村豊白1-20-3
☎/FAX 029-287-0268
E-mail/sugiura@sas-net.jp


一般建築塗装　吹き付け塗装
塗装一式請負
塗装のことなら
おまかせ下さい
茨城県知事許可(般-24)第34109号
〒319-1106　東海村白方1294-3
株式会社トライズ
従業員募集中!
☎029-287-1180
FAX 029-219-4677

建築工房 kaminaga
茨城県知事許可(般-30)第34538号


新築から建具の調整まで幅広く対応いたします。
<営業内容>
新築・リフォーム・造築・水廻り・トイレ
キッチン・浴室・外壁・屋根・物置・車庫
東海村石神外宿1892-8
☎029-352-3220・FAX029-352-3221

お困りの事、ありませんか?
お気軽にお電話下さい。
外壁・屋根の塗装は当専門店へ
建築塗装一般・吹付・防水工事一式請負
トータルリフォーム工事
迅速対応!
お見積無料!
東海村東海1-1-38
佐藤塗装店
電話 029-282-4606
FAX 029-287-0271

快適な住まい環境をサポートいたします
営業内容
・サッシ・網戸入れ替え工事
・各種戸車・鍵交換工事
・後付け雨戸・雨戸シャッター取り付け工事
・防犯面格子取り付け工事
・防犯・強化・ペアガラス入れ替え工事
・防音・断熱内窓インプラス取り付け工事
・ベランダ・テラス・サンルーム取り付け工事
・サッシゴム入れ替え工事
・シーリング打ち換え工事
川崎サッシガラス店
東海村豊岡1702-1
TEL 029-282-7339
FAX 029-282-7356

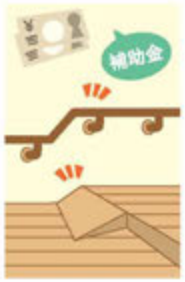

新築・リフォーム
小さなこだわり 豊かな暮らし
総合建築請負
茨城県知事許可(般-30)第32495号
たいらけんぽう
TAIRA建房
〒319-1106 東海村白方354-8
TEL 029-284-0655
携帯 080-5481-0655

リフォームの基礎知識 2

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活を送れる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けたりするなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



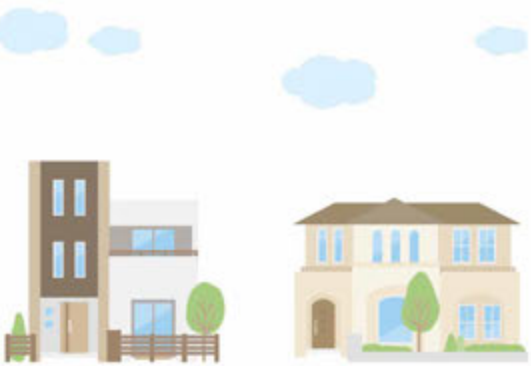
リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです　ここは有料広告掲載ページです





愛車の健康法



日常点検や定期点検を習慣づけ、大切な車を長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。

意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくてはならないワイパーですが、劣化してくると拭きムラができたりびびり(拭き跡)が残ったりし、かえって視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプがないか点検しましょう。



エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000～10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6か月～1年ごと)と言われています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。

エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事はできますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認はできます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

排気ガスで状態チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



燃費の確認は欠かさずに

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝・ひび割れの有無、空気圧などチェックしましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです　ここは有料広告掲載ページです

(有)寺門モータース
民間車検場
車検・整備・販売・保険代車無料



Tel.
029-282-1375
〒319-1101
石神外宿1533

OPEN　CLOSE
8：30～17：30
定休日
日・第2・4土曜

GeeBeeとうかい
車のキズ、ヘコミ・見積、代車無料



Tel.
029-306-3090
〒319-1102
石神内宿1111-1

OPEN　CLOSE
10：00～18：30
(土・日17：00)
不定休



ステルスガレージ
http://www.stealth86.com
TEL.029-352-0081
パーツ持ち込み取り付け大歓迎!
ネットオークション、中古パーツ店、量販店で購入したパーツ取り付け致します　タイヤ1本からでもOKですお気軽にご相談下さい!
中古車販売、車検、鈑金、塗装、一般修理、買い取り
タイヤ販売、パーツ取り付け、車輌処分もお任せ下さい
那珂市本米崎2939-20
営業時間
AM10:00～PM9:00
木曜定休



STEALTH GARAGE
ステルスガレージ

東海村生活マップ

このページに広告を掲載いただいた商業施設等のみ紹介しています。

菓子工房 angerire

OPEN 10:00~ CLOSE 17:30
定休日/月曜日・第1、3木曜日
セブンイレブン東海豊岡店隣り

一つ一つ丁寧に手作りした焼き菓子を豊富に取り揃えています。

可愛い箱のお菓子屋さん

インスタグラムやってます。
のぞいてみてね!

TEL.080-5419-6096

菓子工房 angerire
〒319-1105 東海村豊岡1450-4
https://okashi-angerire.com
okashi.angerire@gmail.com



独立行政法人
国立病院機構 茨城東病院
院長 齋藤 武文

【標榜診療科】
呼吸器内科、呼吸器外科、小児科、心臓血管外科、
消化器内科、循環器内科、内科、外科、
リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、
歯科、麻酔科(島内 正起)

歯科は、入院患者のみ対応します。

東海村照沼825
TEL.282-1151
FAX.282-7156 http://www.ibarakihigashi-hospital.jp



公益社団法人地域医療振興協会
村立東海病院

内科、外科、小児科、整形外科、耳鼻いんこう科、婦人科
リハビリテーション科　人間ドック・各種健診・予防接種

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
午前8:45~正午	●	●	●	●	●	●	/
午後2:00~5:00	●	●	急患対応	●	●	/	/

※水曜午後は、急患対応のみ

休診日 土曜午後、日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)

東海村村松2081-2
☎029-282-2188



ふきの接骨院

健康保険適用可(骨折・脱臼の際は医師の同意が必要)

受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
830~1230	○	○	○	○	○	○	/
1500~1930	○	○	○	○	○	/	/

休日 土曜午後・日曜・祝日
お急ぎの方随時受付けます
東海村村松 365-5 TEL. 029-229-3988



バネの事ならお任せください!

コイルばね・板ばね、プレス品の生産から
メッキまで行っています。

1つからでも承りますので、
お気軽にお問い合わせください。

森発條株式会社 東海工場 〒319-1105 東海村豊岡1353
TEL029-282-1022 FAX029-282-1025









内科・皮膚科・小児科・アレルギー科
外科・肛門外科・漢方治療・花粉症治療・各種健康診断

東原クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
午後2:00~ 7:00	○	○	○	○	○	×

休診日 日曜・祝日・土曜午後

東海村白方1707-1 ☎(029)283-2301
http://www.higashihara.net



お薬の悩み、健康管理のことなど
お気軽にご相談ください

ノース薬局

営業時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~19:00	↘	↘	↘	↘	↘	※	休

※・・・土曜日 9:00~12:30

定休日 日曜日・祝日

東海村白方1707-83
TEL:029-306-1281 FAX:029-283-3731



ASA

朝日新聞・茨城新聞・日本経済新聞
東京新聞・日刊スポーツ

ASA東海佐和

有限会社 市原アイ・エス・シー
東海村石神外宿2470

☎029-282-2178
お気軽にお問い合わせください



えさき歯科クリニック

歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 9:30 ~ 13:00	●	●	●	※	●	●	／	／
午後 3:00 ~ 6:30	●	●	●	※	●	●	／	／

※祝日有週は木曜日も診療
新患・急患随時受付ます。

東海村村松2334-2 線ヶ丘団地入口
TEL 029-287-7688



焼肉 はっちょう
HATCHO

全てのお客様へ、
上質の「はっちょう体験」を。

東海村大山台 2-21-22 ※ランチは土日のみ営業
営業時間：ランチ 11:30 ~ 14:30 / ディナー 17:00 ~ 22:00
定休日：月曜日 ☎ 029-212-8951

編集後記

「東海村 くらしの便利帳」は、東海村にお住まいの皆さんへ、村の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しています。

また、村民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として東海村と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「東海村 くらしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、東海村の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「東海村 くらしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和４年12月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課へお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については、株式会社サイネックスへお問い合わせください。

東海村
くらしの便利帳

令和５年１月発行

発　行

東海村／株式会社サイネックス

制　作

株式会社サイネックス　東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541（代表）

広告販売

株式会社サイネックス　水戸支店
〒 310-0803 茨城県水戸市城南２丁目９番12号
TEL.029-224-3070

※掲載している広告は、令和５年１月１日現在の情報です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。



生産者の愛情が注がれた全国の逸品の数々

日本は「特産品」であふれている



わが街とくさんネットで気軽にお取り寄せ

注文方法はどれでもOK！

電話　FAX　インターネット

詳しくは　わが街とくさんネット　GO

CHECK!

わが街とくさんネット

SCINEX 株式会社サイネックス
〒543-0001　大阪府大阪市天王寺区上本町5丁目3-15
TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345



東海村